

憲下夫字
異國日記
に大失の
二字に作
る
彼一に向
後作る

他尼無離倫書啓日本國王殿下切惟古明君致治施仁政善隣交是以近悅遠來樂趨之朝野而仰
受覆庇也今暹羅與日本車乘相仍冀師古以和好滄溟爲限辭命而荒疎殊非本意夫隣交之道夙
懷觀興於大乘未能施慰奉佛而風化無貳未聞經教之興可得而與之否歷來貴國商艘繼至而優
卹之勝我赤子也常諗該司溥濟之母滯難之愿留者擢首以總之名坤采耶惇用導新舊來販等利
便使彼知所興感矣敢以詳聞謹差專使坤屹實參密坤備斜喜等齎捧書儀上獻以表衷誠聞候台
福肯以諾盟毋絕辭命以贖古之誠兩國之利也敝土少有奇產倘有所用賜以命通永固和好共崇
佛教之玄威臻泰平之象務使蒼生安業謳歌善政惟明鑒焉事畢遣使蚤旋俾獲速聞佳音爲厚望
也

天運辛酉（元和七年）首夏八日

而して長政か其書に副書したるを見るときは當時既に登庸して重職に任せられしを證すへ
し

乍恐欽奉言上候爰許從屋形御上様迄以金札被申上之條萬々御上様へ可然様に御取成し奉
願候爲使者暹仁二人並伊藤久太夫被差遣之條乍恐可奉得尊意候爰許從屋形御上様へ御進
物以注文申上候之條御被露奉願候隨て乏少之儀御坐候へ共敝二本鹽硝二百斤致進上候態

と奉表御祝儀計候恐惶敬白

元和七年卯月十一日

山田仁左衛門尉

長政

從暹羅國

進上

大炊様

御小姓衆中御披露

異國日記に云大久保治左衛門六尺山田仁左衛門暹羅へ渡り有付今は暹羅の仕置を仕候由と
是よりして長政漸く暹羅に用ゐられ遂に太子の師範役に任し二萬石の領主となる其領主と
なるや日本町の諸浪人を募り勇士四十餘人雜兵百餘人駛卒仲間二百餘人を得て盡く之を收
録したりとそ長政既に暹羅に用ゐられ國政を整理し兵備を完修し民以て用ゆるに足る是に
於てか呂宋の寇を却け逸比留の亂を定め遂に逸比留の「オンアラ」に封せらる「オンアラ」
は暹羅語の王是なり然れども國王已に薨せし後其奸臣カウハムに蠱惑され太子を殺して
自立したれば長政また其忌む所とあり遂に其黨に毒殺さる碎玉話に云駿州ヲラシナと云所

の民仁左衛門と云もの有り(是も亦た一説)生質材器膽零ありけるか日本の中にてはさせ
る立身も成かたしと思ひシヤムロウに渡りて國王に仕へぬ國王の弟謀反を起し王位を篡は
んとして甚た危急なる處に仁左衛門義を唱へて亂を撥し殘黨まで撃平ければ其功によつて
長臣となる後に隣國を攻取り勢漸く盛にして四方之を恐る此時謀を以てロンソ舟を乗取た
る事數多なりロンソ舟を「カンバン」と云て四五寸ばかりの角木を以て格子に組み舷に一
面に敷渡し敵其舟に乗移るときは「カンバン」をひたくとをろしかけかねを以て之をメ
其「カンバン」の格子に組みたる間より矛を以てあけさまに之を衝く是に由りて戦利あら
す仁左衛門灰を器に入れ手々に持せ舟に乗ると均しく其灰を振下せは眼に入て仰見る事あ
たはず大斧を以て忽ち「カンバン」を伐り折る是より大に利を得たり仁左衛門シヤムロウ
にては名を「オツプラ」(彼の「オンプラ」と同一なるへし即王なり)と改む一度日本に歸
朝の望あり銀千貫目の貯なければ不能とて聚之その時は日本人シヤムロウに渡海するもの
多し生國の者なればなつかしきとて對面するに左右に衛士を置いて劍を持たせシヤムロウの
衣服を着て坐す其軀嚴重なり終に病死して歸朝の志達せざりき暹羅國王の薨せしは寛永
五年の冬にして長政が師範せし所の太子位に即き次日即代替の報を我國に傳へしは同き六

年の春に在り而して長政が毒殺されしは同しき十年の事なりしと云然らば即ち新王の母后
に殺されしか如きもまた其間の事なるへし

暹羅國王李舜烈摩倫摩匹浮臘照果期怕臘訶陸恹瓦離西毘邪摩訶離祿普樂喇納臘日他尼
務離倫謹致書于日本國王殿下嘗聞古之立國者以修仁爲本欲圖致治必交隣爲先是故先君遠
交惟念幸哉通和沐澤貴國舊矣今也新嗣國祚禮宜重修尋盟務在情意敦篤交孚倍勝舊日相期
永久不渝幸莫大焉貴國通商視猶親子民諭令諸司凡百節省平易交易周旋蚤歸顯差使者鸞沙
惘勅坤喇主離坤若庫未賚捧金書禮儀進獻代問與居重修和好之誼願歲々發舟遣使音問絡繹
俾知國中盛平豐稔政治民安敝國微有土產珍奇倘有所需皆如命也永固和好共崇古聖賢之風
以葵雍熙之治台鑒幸孔

歲己巳(寛永六年)孟夏望日

御書謹て頂戴仕候去年奉捧少分之處被達上聞之通無冥加仕合忝奉存候殊に從貴公様御皮
袴五下被仰付忝拜領仕候抑此國之國王舊冬不慮遠行被申付て從當新王爲御次目以金札御
禮被申上候則爲使者オロンソサコンテツフ一人オコンワツチイリ一人オコンヨコハツ一
人通事一人に五右衛門尉と申者從拙者舟差渡被申候御前可然様に御披露被爲成可被下候

然者拙夫舟去夏差渡可申上處に南蠻の海賊妨通路馳走不罷成御請遲々仕儀に御坐候則例
年舟渡海之儀奉願存候此上愈以御影御朱印頂戴仕度念頭御坐候寔塞國之外聞御坐候條偏
奉願存候雖近來憚多御坐兩上様へ奉捧少分候可然様被思召候者被達上覽可被下候聊輕
微之至御坐候へ共紅チリメン十端並花毛氈二枚奉進上候奉表御祝儀計に御坐候尙此等之
趣宜預御披露候恐惶謹言

寛永六巳年三月三日

山田仁左衛門尉

長政

關主稅助殿

御披露

新王統に遇ひ長政また没しければ長政の子オイン義故を糾合して君父の仇を復せんと欲せ
しかども戦利少く遂に東捕寨に遁れ其國難に逢ひて遂に屍を東捕寨の野に曝せりと云初
めオインが義舉を謀るや女王の群臣大に之を畏れ急に使者を遣して日本町の船頭鉤屋庄左
衛門及び玉屋忠兵衛を召ふ二人其突然なるを怪しみ之を總元締岩倉平左衛門に告ぐ平左衛
門か曰頃日オイン義兵を起して此地に迫ると聞く女王の突然二人を召ふは我等か内應せん

ことを畏れて之を人質となし若し其命に應せされは忽ち之を殺すへき計畫ならん果して然
らば往くも大事往かざるもまた大事なりと急に日本町屈指の人金屋源三郎大坂屋助作錦屋
一郎兵衛岸部屋甚三郎谷久兵衛今村左京山田仁太夫山田仁兵衛并に軍師有賀門大夫能大夫
速水又三郎智原五郎八(この人後入道して宗因と云ひ日本に歸りて長崎に居る暹羅國山田
氏與亡記の作者あり)を會して之を謀る皆平右衛門の説の如し遂に殿を備へ海に浮てこの
地を退去せんと決定したりしかこの時又々城中の使者來り船頭を召ふこと既に四五度に及
ひしかは庄左衛門忠兵衛意を決し此の如く屢々使者を得たるに往かざるは臆したるに似た
り所詮逃れぬ處なれば此に於て戦死するとも何をか厭はん今此に出でたる兵器を携へ城中
に入りて奮死すへし若し城中に於て鉄砲の音あらば我等か最期と思ふへし我と思はん人々
は其時城中に闖入し潔く戦死して日本の武名を輝し玉へと告げれば何れも共に奮激し死
せは其地を與にせん急ぎ城中に入り玉へとそ勧めける庄左衛門忠兵衛鉄砲二十五挺弓十張
槍十條を随へて共に城中に入りければ總元締は日本町に於て兵を調へ城中發砲の聲を合圖
に待ち居たり船頭兩人城中に至り召に應じて參れる由中門の外より傳ふるに其兵器を帶ふ
るを見て命して之を撤去せしむ兩人聽かずして曰今やオイン叛し既に王都に迫ると聞く我

等日本たるを以て彼に荷擔すへしと疑はれ今日死を賜はんとてかく我等を召されしなるへし然らば日本人の作法として最後の戦せんものと用意此の如に候と女王大に畏れ人をして言はしめて曰オイン叛けりと雖も汝等何そ其事に關らんや然れども汝等この地に在ればまた内應の疑あり速に日本町の地を返し盡く日本に歸帆せよ但汝等に日本船を與ふれば運動自由なるを以て我邊海の地を掠めんことを恐る故に日本船を沒收して別に暹羅船を與ふへしと二人之を聞て答へけるは日本町の地は元より借地なれば命に應じて還し奉らん船は我々か所有なれば沒收せらるへき謂はれなし此國の乗馴もせぬ船ありとも何しに日本に歸らるへき唯日本船に打乗り歸國すへしと斷言し遂に城を出つると雖一人として支留むるものもなし兩人日本町に歸り其始末を一同に語りければ何れも大に打笑ひ扱も無用の事に死を極め兵具を調へたることなるそされども永く留まるへき地にあらず近日此地を引拂ひ一同日本に歸るへしとて漸く行李を整へける然るに逸比留に在りてオインに隨從するものは妻子男女都合七十餘人ありければ彼國に送届けて日本には歸るへしとて一物も遺りなく船積の用意し用意漸く整ひければ大小船舶三百餘艘一時に其纜を解きたるは寛永十一年の二月十九日なり暹羅の軍兵陸地に在りて見居たりしか諸船の逸比留に向けて漕出せるを見直

に之を追掛たりこの時の戦に於て最も注意すへきものは暹羅の將軍にオイヤノギと云へるもの其地に碇泊せる南蠻即葡萄牙の黒船を借受けて之を追撃したれども日本の一船七門の巨砲を備へて一時に打出し難なく黒船を乗沈めたる事はなり當時暹羅に繫泊したりし日本の商船は大小三百餘艘にして其最も大なる者の如きは七門の巨砲を備ふるものもありしを見ればまた甚だ盛ならずや此の如くして彼等は遂に暹羅の軍船を逐拂ひ逸比留に往きてオインを見るオイン彼等と與に暹羅の兵と戦ひしかとも糧盡き城陥りて四方に散亂し其難に免かれたるものは僅に古城安南等の地に遁て日本平戸に歸れりとも然れどもまた爪哇の來寇あり暹羅國再び日本義勇兵の必要を感じ其地に潛居する者を求めて之を禦かしむ是に於て日本の商人また封侯を取るものあり木谷久左衛門が如き是なり天地二圖贊説曰後又有木谷氏字久左衛門和泉人少卓犖不羈有曠世之度常好讀兵書寬永初流寓長崎備作以經日後鼓舶南渡而入暹羅居數載時其女王議退日本之客最累以故客皆散于四方矣國正北可二百里有敵國曰亞華（一に曰爪哇）亞華恃日本之客亡暹羅國乃率兵六萬既抵其國界暹羅王甚恐悞遁募日本之客木谷應募於是木谷以奇策機駕巨砲象車將八千人追討擊之敵死於兵者六千餘悉散降因是戰績見拜其附庸國主而以壽終也有子名久右衛門傳襲父之封云

當時暹羅に於ける日本人の壯且盛なりしや此の如し而して其高砂に於ける者また敢て彼等に劣らざりしを見れば當時日本商人の到處に勢力を占有せしや知りぬへし高砂は今の臺灣にして我國にては之を高砂と云ひ歐洲にては之をホルモサと云澎湖と煙火相望むと云はるときは支那人の所謂小琉球またこの嶋なりと知らる

ホルモサ嶋誌 臺灣は土人自ら稱してバクアーンと云ひ支那は大琉球(恐くは小琉球ならん)と云ひ歐洲人は其風景の優美なるによりて之を「イルハイホルモサ」と云ひ後には「ホルモサ」のみ呼へり其地山多げれどもまた平地曠野ありて殊に海濱廣闊にして其景絶美なり加之西濱は支那の貿易北濱は日本の貿易南濱はフィリッピン諸島の貿易をするに便なり

校者云余も亦た昔て國中の鼓山に登り雲晴れ高の日に以て望み可し

琉球通信事略 琉球は其國大小の二つ有り今の中山はその大琉球の國なり小琉球の國は中國に通すること多しと見へたり某琉球の人に此事を問ひしに小琉球は云所詳ならず今の大島の地を申せしにやと申す此説心得ず異朝の書に小琉球は泉州の地に澎湖と云所と煙火相望むと云ひ又閩中の鼓山に上りて望むしと云然らば閩中に近き島なるし同島の土人は支那人種よりは寧ろ日本人種に近きものにして其言語は目を「メ」と稱し神

及び長上を「カミ」と稱するか如き殆ど同一なるものありと雖も其語法は逆行法にして辭を持來れを「マラチ」(持來れ)「オブルロ」(薪を)の如く用ゆと云蓋し同島は宮古、八重山の諸島に密接すれば沖繩諸島に蔓衍せし民族の遂に移住してこゝに棲息せしにはあらざるか支那人の之を小琉球と呼ひしも想ふへし然れども日本民族にして實に同島に往來せし者は彼の海賊の徒より始まる明の市舶を罷めし以來彼等は支那の貿易を占有する能はざりしかは遂に是等の嶋嶼に割據して支那の密商と相會しこの島殊に其重要なる場所となり海南諸國に往來する商船もまたこゝに寄泊することゝはなれり此の如くして同島また漸く繁盛の貿易を見るに至りしかは元和元年の九月に至ては長崎の商人村山等安始めて高砂渡海の朱印状を受け専ら同嶋に往來したり當時同嶋を占領したるは我國の海賊なりしかども彼等は亦た時に明人をして其首長たらしめたること有り顏振泉鄭芝龍が如き是なり鄭芝龍の臺灣を去るや海賊の徒また代りて之か首長たり然れども其毎に之を日本甲斐即「カマラ」と稱せしによるるときは高砂は當時日本民族の所有に歸し居たること疑なしこの時に當りて阿蘭陀人の我國に來る者同嶋を占領して我國の貨物を支那に輸入するの地となさんと欲し寛永元年の四月始て同嶋に來り居けるか同しき三年に至りて遂に之を占領し奉行を派遣して全

鳴を統治せしめ支那より移住したる人民等か米穀砂糖を耕作して之を輸出するものに莫大の税を課せしめければ同島に居住せし日本人は主張して云ふ吾等か此島に來りしは阿蘭陀人より早きこと六年既にこの島を領したれば納税の義務ありと競争の極阿蘭陀人遂に日本の商船を奪掠しぬ海外傳に臺灣在支那東南海中古無聞焉明天啓初海澄人顏振泉聚衆據之招我邦邊民入其黨因自稱日本甲螺甲螺猶謂頭目我日本謂頭目爲加志良音近甲螺故遂訛稱耳先是泉州人鄭芝龍少流落往來我邦因入振泉之黨及振泉死衆推芝龍爲甲螺雄視海上後受明將之撫去移閩中我邊民代之爲甲螺而紅毛夷來借地約歲輸鹿皮三萬既而築城廓據之役使土人如奴隸不復輸幣且我商船往印度者過其近海爲被殺掠甲螺不能如之何と云へる是なり

阿蘭陀人の我國人を苦しむること此の如くなりしかども當時臺灣に居住せし日本人は江戸政府の最も思ゆる海賊の徒なりしかは彼等は本國の威力によりてこの困難を免るゝの路なく徒らに恨を含み居たりしに長崎の代官末次平藏か唐船造りの商船福州より渡海せし途上高砂の前にて阿蘭陀人に奪掠せられしより彼等は始めて日本政府に阿蘭陀人の跋扈を訴ふるの機會を得其時高砂に來りし長崎の商人濱田彌兵衛は與に其徒の中より二十人を長崎に遣はして之を長崎奉行に訴へしむ是に於て奉行は彼等に之に報ゆることを許したれば濱田彌

校者按す
るに一コ
フラトウ
ルは平戸
に御預遊
はされ小
川庵に二
ヶ年居申
候由其内
子は病死
仕り「コ
フラトウ
ル」はま
た大村又
は鳴原の
獄にも移
され前後
七年にして
赦され歸
れり云當
時阿蘭陀
人か其罪
を赦され
んことを
請ひし書
に曰

兵衛其弟小左衛門其弟新藏と與に諸浪人數十人を從へ高砂に渡りて阿蘭陀より置きたる奉行を生捕り來り或説には奉行は之を免して其子を引致せりとあれども谷村友山覺書に「コフラトウル」が子、父一人日本に遣はし候と覺束などして同船に乘來朝仕候處「コフラトウル」は平戸に御預遊はされ小川庵に二ヶ年居申候由其内子は病死仕り「コフラトウル」御赦免かゝり歸國仕候と云へるを事實なるへき「コフラトウル」はまた大村又は鳴原の獄にも移され前後七年にして赦され歸れりと云當時阿蘭陀人か其罪を赦されんことを請ひし書に曰

オランダより御理申上候條々

一自今以後平戸高佐古に召置候オランダ人隨分撰前角の「ゴベルナドウル」様なる者召置申間敷と内々堅各相談仕候事

一「ゴベルナドウル」儀あわれ今度被指免歸國被仰付被下候様に偏に奉頼候本國へ指届候共奉對日本重科の者に候間緩を不仕召罷置可申候「ゴベルナドウル」人中も申上候彼者故數年皆共迷惑仕罷在候事に御坐候間少しも偽御座有間敷候事

一高佐古へ田澤舟敷渡り候へは唐人との商賣も仕兼候其上日本よりも程隔候我々國よりも

程も遠く御坐候自然無調法の義も重て仕出し候へは又々迷惑仕事に候間高佐古への日本
舟義御分別を以て被仰付被下候は、別て可忝候誠今迄日本舟も渡海仕候所の事に候條高
佐古の儀オランダ計にて我儘に仕度との御理に似申迷惑に候へ共我々無難様々と存じ御
理申上候事

「長崎「カレンウタ」系の直段不相濟以前はオランダ商賣の儀仕間敷の旨被仰付候何とも迷
惑仕候系の儀尙尤可奉任御法式候其外荷物の義者前々のごとく相對次第に糸賣買無之以
前に拂申候様に各様御分別を以て被仰附被下候様に奉頼候右様に無御坐候へは天川に違
我々國は程遠く候故仕廻難成候條申上事候其上手前の舟仕廻候ても「カレンウタ」出船廿
日も後に出船仕候様にと被仰付候迷惑仕候歸國の儀時違候へは仕廻次第に出舟の前後は
我々次第に被仰付是非奉頼候事

一賊御懸忝仕合此上無御座候處に夕様の御理申上義近來迷惑仕候異國者の儀候間萬事被加
御慈悲儀奉頼罷有事候此段御年寄衆へ被仰上可被下候以上

平戸「カピタン」

ニコラス、コクハカリ

フランス、カロン

松浦肥前守様

右の段唯今肥前守様江戸へ御坐候故御存知なく候間長崎御奉行衆へ可申上旨被仰付候
條乍慮外如此候

今村傳四郎様

曾我又左衛門様

この書を出せしは寛永十年の事なるへしこの年の二月今村傳四郎曾我又左衛門の長崎奉行
となるや政府は之に訓令して大に貿易を檢束せしむ（其訓令は次章に掲ぐへし）この書に
長崎「カレンウタ」系の直段不相濟以前はオランダ商賣の儀仕間敷の旨被仰付候と云へるは
是なり阿蘭陀人の高砂の商權を争ふや巧言卑辭して我國の政府を瞞著したるは巧と云へし
當時將軍政府の政略をして少しく進取の氣象を帯はしめ濱田か如き者を派遣して之に數多
の浪人勢を附屬し彼の海賊の徒を助け遂に阿蘭陀人を逐はしめは一舉して高砂を占領する
は容易なりしのみ只其然らざりしは徒らに雄偉なる日本海賊の功を空くし遂に阿蘭陀人を
して高砂の主權を我儘にせしめたり當時の外交政略か他國に厚くして自國に薄かりしは是

に於てか信なり當時平戸の領主か阿蘭陀人に與へし書にも亦云

尙々此書中他見候ましく候又々茶入のふくろに成候「ネルヲ」紋の段子切トンスギレにても何卒もどめ持下候へかしさんこぢゆをしめ帯はさみなどの類何にても珍敷手の物もどめ持下候は、見合せ進物にさせ可申候若し進物不仕共爰元にてうらせ可申候間随分情を入他の船にも尋ねるとめ可有候又御奉行衆御子様違御持遊に成候する物何そいたいけなるものもどめ候て下可有之其方事に候間何とぞ爰元才覺は可申候カサゴの口を其方一人にて申請け賣買仕候様に可申調と存候間無油斷下待入候右の書中町人侍によらず他見あるましく候爲心得候以上

六月七日の書狀披見申候無事に高砂より歸朝の由珍重千萬に候

一御朱印の義承候則御奉行衆へ申上候處大形可罷成かど存候

一土の物注文を以給候過分に候併一つも不殘其方付候また上様へ貴所進上の由申候て上申候大炊殿は其方下候義は無用に候御朱印被下候は我等に直に可被下由被仰候へ其前後々様の義不存候乍大義下候へかし以來送の覺に候間上様御目見得候様に才覺可申候自然皿茶碗水つきさけつき油つき其外珍敷道具候は随分持下可有候路次造作の儀は不苦候

一高砂の口商賣を其方一人にて御朱印請取候様にと存候とかく爰元へ下候はてはと存候其方事に候間肝いり可進之候

一犬儀にては候へ共御年寄衆其外も珍敷思召候はんまゝ唐の能仕候者四五人御座候は、めしつれ候へかしと存候大勢は無用に候是も其方の爲によき事も可有之と存候大形上様大納言様も跡により御覽可被成候何れも下候て悪敷儀は有間敷と存候

一近來そつしの申し事に候へ共御朱印は出可申候間内々唐船も才覺申候て召置可然候爲心得申候珍敷物は他の船より參候共求持下可然候由斷候間敷候謹言

肥前守

七月廿四日

隆信

唐人

「カビヤン」

參る

呂宋經畧の策再ひ廢して異國渡海の禁起る

江戸將軍の政府が政略上の關係を薄くして商業上の關係を厚くせんと試みし以來の我國外交政略は其前路に於て常に幾多の困難を來し商業上の關係にして一步を進むれば政略上の關係も亦一步を進めざるを得ざるの形となり政略上の關係にして一步を退けば商業上の關係もまた隨て一步を退く是に於てか政府は頗る其處置に苦めり然れども當時政府か此の如き政略を取りし所以のものは何そや前には太閤の前後七載兵を無用の地に勞し徒に多く壯士を喪ひ國力を疲困して而して吾疆域の恢曠を加へざりしを見て既に進取の氣象を失ひ後には「カソリック」教黨の隱謀に驚かされてまた退守の思想を生ぜしに因るのみ是に於てこの困難を通過するの策は寧ろ商業上の關係を絶つも政略上の關係を惹起さざるの愈たるに如かずと云の一語に歸しぬ是呂宋經略の策再び廢して異國渡海の禁途に起りし所以なり當時葡萄牙人は西班牙王に其國を兼併せられたるにも關はらず東洋の諸國に於ては常に其の商權を競争して西班牙人と其利益を分つことを肯はざりしかばフィリッピン群島に居住する西班牙人と雖もまた葡萄牙人に沮まれて我國に來ること能はざりしか其頃は長崎マニラ二港の間を往復する日本船多かりしかは其貿易もまた頗る盛大なりしと云ふ然れども「カソリック」教の僧徒にしてこの日本船によりて我國に侵入せんとする者多かりしより

寛永元年に至りてこの通商もまた絶えたり外交日本西教史に云西曆千六百二十二年（元和八年）は日本全國干戈の事止み皆太平と稱すれども只奉教者のみは誅伐せられ將軍は往時よりも益々嚴酷の新令を下して専ら之を苦責したりこゝに其大なる原因を説くへし日本とフィリッピン群島の西班牙人との通商に従事する船長にして僧徒を日本に入らしめんとせし者數人あり其の中日本の奉教者にしてマヨアキム（常陳）なるもの四年前より二人の僧徒を船中に潜伏せしめ貌を變して専ら入津の便宜を求む其航海の初程は頗る機會を得しかども其志を達する能はずして有けるに平戸の近海にて海賊に襲はれたり（この海賊は或は英吉利人なりと云ひ我は阿蘭陀人なりと云）この海賊等は已に船中に貨物を奪ひしかども猶飽かずしてマニラの僧徒日本に到りぬと將軍に報知しければマヨアキムは同伴の僧徒二人及び奉教者と與に獄に繋かるこの事マニラに傳聞せしにより或る西班牙人等は其友人の囚はれしを知り平戸に渡航して之を奪はんと企て遂に平戸に來りしか數月を経て始めて其機會を得一夜衛士の睡を窺ひ囚徒を救出して共に逃亡りぬ衛士驚き醒めて急に之を追捕せしかは彼等は盡く縛に就きたれども其事忽ち將軍の激怒を惹起し直に命を長崎奉行に傳へ平戸に往て船長マヨアキムと其伴來りし二人の僧徒より士官水夫に至るまで悉く之を焚殺

せしむ是よりして一層教法禁止の制を嚴にせり將軍の父曾て曰西班牙王は印度諸國を經略せしか如く我日本をも併呑せんと欲するならん今其手段を察するに日本の「キリスト」教徒を己に歸服せしめ其機を窺ひ彼等の背反蜂起して同宗の國王を迎へんと欲する時に乘せんとするもの如しと將軍はこの言を信し猜疑の心益々深く今回西班牙人の破獄せしを聞きて彼は必先其港を蠶食し然して後兵を率て内地に侵入し我國人を合併して大軍を擧げんとせしなりと思へり是將軍の斷然「キリスト」教を蕩盡して其跡を絶ち西班牙人をして日本に入るを得ざらしめ葡萄牙人と雖も其隣國なるを以て侵入の疑念なきに非ずとして拒絶せし所以なりこの時に當りて阿蘭陀人は威を印度に振ひ勢力の盛なること昔日西班牙、葡萄牙二國の印度に於けるの比に非らざりしかとも將軍の之を疑はざりしは其本國に於ては「キリスト」教（「カソリック」教）を敬視し十字架を忌惡するものなりと告げしに因るされは將軍は阿蘭陀人を内地に入らしめされとも日本國に要する通商の便宜により陸地に近き一島に住するを許したりと長崎マニラ二港の間を往復したる日本商船の禁止せられたるは是等の原因によりしなるべし

長崎繪芥にまた云元和年中にオランダ日本に渡海の時堺の常珍（一に常陳に作る）と云者

呂宋に到り日本に歸航の時洋中にてオランダ人を見付此舟呂宋より出日本に赴くことを不善に思ひ舟を馳付け常珍が舟にのり移り船中を見れば「パレン」三人有り是故に彌々舟中を改れば南蠻より書狀數通有り因茲オランダ其常珍の舟を平戸までひき來り此船に伴天連の者のり來る由是を松浦壹岐守に訴ふ依之早速詮議を被遂然れども常珍并伴天連の者共種々陳謝す是故長崎奉行長谷川權六に告ぐ權六時日を不移平戸に越し糺明不輕といへども猶以陳す茲森助右衛門と云者ありこの者本南蠻の種子にして日本に生れたり能南蠻の言葉に通じ并能其文字を知るか故に彼蠻種共の持渡りし數通の狀を取出し逐一之を譯する處に南蠻の者共より日本に隠れ居る者共に遣す書狀其紛れなし其文に曰日本大半耶蘇に歸する者あらは告知らせよと書贈ること分明なるにより三人の伴天連并に常珍は火培り其外水型乗組の者ども不殘長崎にて死罪に行はる是即オランダ忠節なりと云習はしきと蓋し阿蘭陀來る年次考に古覺書に云日本より渡唐の御朱印船唐船作り花かた船と號す之を阿蘭陀ユグレス洋中にて荷物を奪取る花かた船追來訴に依りて長谷川權六殿末次平藏平戸へ被來御詮議あり阿蘭陀申候は御法度の伴天連乗居候故と申候付宗陽様御直に御穿鑿對決被仰付候花かた船に乗居候者を阿蘭陀語落し伴天連に極り花かた船の人不殘死罪船は木引田町

の浦にて朽捨申儀由古老申傳儀右の御忠節に因て阿蘭陀エグレンス日本渡海永々被指免候御朱印頂戴御禮として江戸へ阿蘭陀エグレンス參上太刀鎧時服二十被下之其後は時服計被下由と云ふるによるに阿蘭陀人は常珍か船を支那の商船なりと誤認して奪掠したるに我國の商船なりしかは遂に此の如き隱謀を發見して其罪を遁れしならん

此の如くして呂宋に居住する西班牙人はまた日本商船の往來によりて貿易の利益を享受すること能はざるに至りしかは使者を遣はして其貿易を舊日の如く復せんことを求めしかとも當時我國は「カソリック」教の信徒を拒絶すること最も熱心なりし頃なりしかは遂に彼等か求むる所を許容する能はざりき異國日記に云寛永元年子三月二十四日此度伊須波より使者來長崎の代官長谷川權六所勞にて在京故右の者使者三百人の内七八十人京へ來御禮申上度由望申由注進候彼國伴天連の本國にて邪法を可弘内存有之歟日本に彼門徒を御禁制嚴重の上御對面不入儀歟可分別由仰出の旨上井大炊殿被仰聞候一段御尤と申上然れば權六迄其趣紙面に御年寄衆より可被仰遣候間案文調へ御右筆に書せ可申由大炊殿被仰候て即席に案文調へ武部傳内後守に書せ大炊殿渡す日今度自伊須波差渡使節欲修聘禮以實註之來相議而達上聞則往年彼國所懇求者商舶往來兩國之珍産相互市易賣買之一件耳然以邪法顯欲詭風俗所制

止先已軍強及其企者非彼國之僞謀乎不收聘禮也とはなり然れども秀忠が「カソリック」教徒を拒絶せんとするや決して之を輕忽にしたるものにあらざること明良洪範に台徳公の御時天主教の法善惡委敷申へき由にて御側に召仕はれし揖斐半右衛門と云ものに汝行て能試みよと仰せて遣はされこの者西國に在ること七年にしてかの邪宗の徒「マテレン」「イルマ」など云者に出會し悉く其法を傳へ歸參しける台徳公は三日の間日々夜半に至るまで半右衛門に其法を尋問はせらる或人御退屈ならんと申上られけるに半右衛門は其爲に七年遠國に居たるなり今夫を聞くに僅か三日五日に何ぞ退屈すへきやとて委細に御糺有て其後嚴しく制禁仰出されける其半右衛門より井上筑後守へ傳へよと仰付られ其宗の大意と又宗門の者を吟味すへき仕法等を口授せられしとなりと云へるにても之を知るへし而してこの井上筑後守もまた嘗て「カソリック」教を學ひし者なりしは耶蘇宗門禁制大全に蒲生氏卿の舊臣井上清兵衛政次後守元來吉利支丹宗門なりしか改宗故其筋を能存知せるとて召出され吉利支丹奉行に被仰付と云へるにて明白ならん是等の原因によりて「カソリック」教徒の我國に横行するは大に國の利益に不利なるを見出し居たるに彼等か侵入の方略またこの新奉行に發見せられて遂に益と我國より拒絶せらるゝに至りぬ同書にまた曰

今度筑前國大島にて捕候南蠻「ペレンン」「イルマン」同宿白狀覺

「オタリヤ國のラウマ」と云所に「キリシタン」宗門の頭「ハツバ」と云者あり國々へ「ペレンン」を遣し宗門を弘め其國「ハツバ」に隨ひ候へば漸々奉行を遣し置候ノヒスバ
ンヤ國、呂宋その外國多く貪り取申候日本は軍にては難成候故後世の爲に宗門を弘む
るとして「ペレンン」を渡し宗門大形行れ候時分仲間にて軍を仕出し日本の他宗を打平
ひ「ハツバ」に隨へんどのたくみに候事

「切支丹宗門に「コンパンニヤ」と申派「サマフランシスコ」と申派の「ペレンン」年來日
本へ渡り申候「ハツバ」命にて日本を奪ひ候事を仕候處「ハツバ」批判には日本六十
六ヶ國を二に分け相州より東は「サマフランシスコ」西は「コンパンニヤ」法を弘むへし
日本「ハツバ」に隨ひ候は右の通達亂有之ましくと申渡候由異國にて此沙汰仕候事
「ペレンン」を日本に渡し申候事數年にてこの入目金銀門派門派に帳に附置候數百年
過候ても日本「ハツバ」に隨ひ候時右の入目面々の派に檀那より取可申爲の儀に候世
界中有之間は「ペレンン」を渡し宗門を弘め日本を可取覺悟に候事
「呂宋に日本人の「ペレンン」四人有之其内一人は豊前國加賀山隼人親類にて候隼人は

先年火罪に遭申候此親類の「ペレンン」日本へ渡し可申由呂宋にて我等どもに物語仕
候南蠻「ペレンン」レイモンと申者も來年渡り可申由是も我等どもに語り申候其外日
本人の子二人學問を致させ何れも「ペレンン」に取立申候日本へ渡し可申由専ら取沙
汰仕候事

「先年日本にて「キリシタン」宗門弘め申候時分に日本の出家に金銀を出し「キリシタ
ン」宗門に致しその外日本の「イルマン」同宿を諸寺諸山に遣し學問を致させ佛法神
道の極意を習取「ハツバ」方へ遣し南蠻口に引直して板におこし國々の「ペレンン」
に遣し學問を爲致申候何の爲にも日本に法を弘めしたかへんどのたくみに候事

未九月 日

井上筑後守

この白狀を得たるは蓋し寛永八年辛巳なるへし耶蘇天この白狀を得たる以後政府は海外に
居住したる日本人にして「カソリック」教徒になりし者の我國に歸來りて其教を傳播せし
めんことを畏れ海外往來の制を設くる極めて嚴且密なるに至りぬ寛永十年の二月老中より
長崎奉行に與へたる訓令以て之を見るに足る

覺

- 一異國へ奉書船の外舟遣候義堅停止の事
- 一奉書船の外に日本人異國へ遣申間敷候者忍候て乗参候者於有之は其者死罪其船并船主共留置言上可仕事
- 一異國へ渡住宅仕有之日本人來候は、死罪可申付候但不及是非仕合有之て異國に致逗留五年より内に罷歸候は、遂穿鑿日本に留可申に付ては御免并異國へ又可立歸にをいては死罪可申付事
- 一伴天連の宗旨有之所へは從兩人可申遣事
- 一伴天連訴人褒美之事上の訴事には銀子百枚其もの下へは其忠に隨ひ可被相計の事
- 一異國舟申方有之と江戸へ言上の間番船の事此以前のこどく大村方へ可申越事
- 一伴天連の義宗旨弘候南蠻人惡名の者有之時は如前々に大村の籠に可入置事
- 一伴天連の義舟中の改まて入念可申付事
- 一諸色一所へ買取申儀停止事
- 一奉公入於長崎異國舟の荷物唐人前より直に買遣し候義停止の事
- 一異國舟荷物の書立江戸に注進候て返事無之以前にも如前々商賣可申付事

- 一異國舟に積來候白糸直段をたて候て不殘五ヶ所割符可仕事
 - 一糸の事諸色の義糸の直段極候ての上相對次第商賣可仕事
 - 附荷物の代銀直段立候ての上可爲廿日切事
 - 一異國舟戻候事九月廿日切たるへき事
 - 附運來候舟は著候てより可爲五十日切事
 - 一異國船賣殘の荷物預り置候義も又預け候義も停止事
 - 一五ヶ所ノ商人長崎へ参著之義七月廿日切たるへし其より遅く参候者には割賦を放し可申事
 - 一薩摩平戸其外はいつれの湊々へ著候舟も長崎にて直段立て候はぬ以前商賣停止事
- 右可守此旨者也仍執達如件

寛永十年二月廿八日

伊賀

丹後

信濃

讃岐

曾我又左衛門殿

今村傳四郎殿

同しき十一年五月柳原飛騨守神尾内記の長崎奉行となりし際老中より與へし訓令もまた殆んど同一なりき

條々

長崎へ

- 一 異國へ奉書船の外舟遣候義堅停止の事
- 一 奉書船の外に日本人異國へ遣申間敷候若忍候て乗参候者於有之は其者死罪其船并船主共留置官上可仕事
- 一 異國へ渡宅住有之日本人來候つゝ死罪可申付但不及是非仕合有之て異國に致逗留五年より内に罷歸候はゞ遂穿鑿日本に留可申に付ては御免但異國へ又可立歸にをいては死罪可申付事
- 一 伴天連の宗旨有之所へは兩人申遣遂穿鑿可申事

- 一 伴天連訴人褒美の事上の訴人には銀子百枚其より下には其忠に隨ひ可相計事
- 一 異國舟申分有之て江戸へ言上の間番船の事此以前のことく大村方可申遣事
- 一 伴天連の義宗旨弘候南蠻人悪名の者有之時は如前々大村の籠に可入置事
- 一 伴天連の備舟中の改めて入念可申付事
- 一 諸色一所へ買取申儀停止事
- 一 奉公人於長崎異國舟の荷物唐人前より直に買遣候義停止事
- 一 異國舟荷物の書立江戸に注進候て返事無之以前にも如前々商買可申付事
- 一 異國舟に積來候白糸直段をたて候て不殘五ヶ所其外書付の所に割符可仕事
- 一 糸の事諸色の義糸の直段極候ての上相對次第商賣可仕但唐船は小船の事候間見計可申付事

附荷物の代銀直段立候ての上可爲廿日切事

一 異國舟戻候事九月廿日切たるへし若遅來候舟は著候てより可爲五十日切但唐船は見計

「カンウツ」より少しは跡に出舟可申付事

一 異國舟賣殘の荷物預り置候義も又預け候義も停止事

一五ヶ所商人長崎へ参著の義七月廿日切たるへし其より遅参の者には割賦を放し可申事
一薩摩平戸其外何の浦々へ著候舟も長崎の糸直段の如くたるへし長崎にて直段立候はぬ
以前商賣停止事

右可守此旨者也仍執達如件

寛永十一年戊五月廿八日

加賀守

豊後守

伊豆守

讃岐守

大炊頭

雅樂頭

榊原飛彈守殿

神尾内記殿

同時にまた左の制札を長崎港に掲示したり

定

長崎

一伴天連日本へ乗渡事

一日本の武具異國へ持渡事

一奉書船の外日本人異國へ渡海事

附日本住宅の異國人同前事

右條々於違犯之族者速被處嚴科者也

寛永十一年五月廿八日

奉行

當時政府が海外往來の制を嚴密にしたること此の如くなりし所以のものは皆西班牙の「カ
ソリック」教僧徒がフィリッピン群島を経て我國に侵入しまたは同島に居住したる日本人
の潜に彼等と謀を通して我國に歸來せんとしたるを妨遏するの手段ならざるはなかりき是
に於てか當時島原の領主に松倉重政と云ひし人ありフィリッピン群島を取りて之に占據し
以て西班牙人の來路を杜絶せんことを謀り家人吉岡九左衛門、木村權之丞を商船に乗せ同
嶋に遣して經略の計畫を定めしめ其計畫既に整ひし後之を政府に請願したれども許容なく
して數年を経過し僅かに之を許容したる時は即重政が病死する少し前なりしかは其計畫ま

た遂に成らざりしは惜哉若し重政か計畫をして蚤く其許容を得せしめは其の成功ありしや疑なしこの計畫にして成功せしめは我國の前途豈に鎖國の必要を生せんや長崎夜話に云呂宋國は東寧の南、琉球の西にありて熱國なり蠻人押領の處にてアマカラ同類の嶋なる故日本の通路禁止なりこの呂宋國日本九州の大に過ぎて豊饒なればむかし高來の領主松倉氏呂宋征伐の志有りしかども長崎の旅館にて卒死ありし故その事止みぬとそ凡てこのロソシまは日本西南の海に塞て屬類の小島はなはた多かれは日本南海をわたる大船年毎に風にはなされゆきかたしらぬ類數しらす多かるはちよそみなこの島に漂著するも多かりなんこのしまそのかみ日本屬下となりたらししかは此憂なからん船人多くこのしまの人に殺されなんといとあわれなり南海をゆく船は此島の針路よく／＼かんかへ知るへきにやと

耶蘇宗門制禁大全 重政天然武の嗜厚くして武功の家人多く扶持せしめ鐵砲も三千挺程所持し玉藥其外武器兵糧等に至るまで平生心掛無油斷或時家人吉岡九左衛門、木村權之丞を商船に乗せ呂宋國へ遣し彼國の様子得と聞届け重政言上せしめけるは南蠻西洋より本朝へ來るには必ず呂宋に著岸候間某一分の人數を以て呂宋を討取則在番の者を差置き南蠻の足掛りを指止め候は、永く本朝の御安堵にて御座有へく候於御免は呂宋へ押渡し

退治可仕候依之其領内章高十萬石の御朱印被成下候様にと奉願處に従公義無用とも不被仰出候へ其願之通被仰付も無之但し重政向後六萬石の軍役可相勤の旨被仰付被差置候内
寛永七年十一月十六日病死す

本朝武家高名記 松倉豊後守重政去る寛永七年春呂宋國を自力を以て攻取るへき旨訴へしかは將軍家の免許下り重政太喜ひ急き遠候使を以て國俗を試みんと同年十一月十一日吉岡九左衛門、木村權之丞兩人長崎より出船し呂宋國に押渡りまつ國俗を候ひ見るに柔弱にして女人の如し兩使五ヶ月滞留するに兩使の内木村權之丞は病狀に臥し終に死す吉岡九左衛門は恙なくして委しく見聞し翌年六月歸朝しこの趣を語りけり然れども松倉豊後守重政去年十一月十一日に逝去して呂宋國征伐の企ては止てけり

藩翰譜 寛永のはしめ重政か家人の乗りたる船風にはなされて呂宋國につく彼國の人我國の財を悦ひて此後も年々に往來せよと約束す重政此よしを聞て然るへき古兵を商人のやうになしたて、彼の悦ぶ工物どもを多く船に積せはしめわたりしものに案内させて彼國にわたす(以上は新井白石の臆想なり)彼國の人我國財多得てよろこぶこののちは年ごとに我等の船ばかりにては賣の數も多かるましおほくの船をわたしなんこの印建たら

ん船をはいくらしも國に入玉へとて赤旗一流と、めちきて歸る人の風俗國の要害をよく
見ちふせてければ重政關東に參御ゆるしかうふりて彼國うち隨へんことを望む御ゆ
るしをかうふり悦ぶ事かきりなし弓鉄砲三千つゝをこしらへさせ其年はをしわたらんと
せし時に忽ち煩出死しければ此事やみぬと重政に仕へし古兵の申せしなる此時呂宋に使
せしは吉岡九左衛門木村權之丞と申木村彼國に病死し吉岡かしこにと、まること五ヶ月
にて歸りしに重政は去年冬死したれば其事むなしく成たり吉岡等長崎を立ちしは寛永七
年十一月十二日歸りしは同じく八年六月なり

島原鬼利支丹始末記 松倉豊後守勇武の譽あり六萬石の知行なれども所廣く十萬石の役
義を望み且又ロソソ國をせめ討て欲領分乏この兩條は多くなきによりて御免を蒙らすし
て黙止せり

五月雨抄 重政武を好み驍勇の士を扶助し兵糧澤山にたくわへ家人吉岡九左衛門木村權
兵衛杯いふ者を商客となし呂宋に遣し彼國の様子をよく伺ひ江戸に願ひけるは西洋より
呂宋を支配し呂宋より南蠻をくみし是より日本を窺ふ故や、もすれば我國動搖の機あり
願くは御許あらはし手勢を以て呂宋を攻取り呂宋にて外患を拒かんと申ければ、も兎角の報

なき内其身もはでぬ

長崎御用奇物識 嶋原前大守松倉豊後守重政呂宋國好使船書付寛永七年十一月十日從長
崎出重政領地枕島より出船同十六日重政逝去右の船は明年六月に歸朝す右船好使吉岡九
左衛門木村權之丞船大旗糸屋隨右衛門右系屋二十四度渡海種々の覺とも有之

重政既に歿して呂宋經略の策再び廢したれば我國の「カソリック」教徒を拒絶する手段は
遂に國を鎮して退守するの外また一物なきに至り是等數般の嚴密なる制度もまた其目的を
達する能はざるを見て遂に全く異國渡海の禁を起し其政略をして有効ならしむるの方法に
は盡く五百石以上の船舶を破毀し二檣以上を禁して皆一檣となし其船底の縦骨を廢し以て
脆弱の小船となせり是に於てが其船少しく風浪に逢へば動搖甚しく動もすれば覆没を免れ
ざるを以て皆地廻船となるに至る海防測應に曰寛永而前本邦買船往天竺安南臺灣等國互市
凌軟風濤數百千里而無患爾時船艦製造之堅牢可想爾後官船不良之民乘斯船輕往太西所據海
島以學祇教也嚴設之禁破壞大船令小帆檣不得過一竿使之不堪凌巨海以過絕病源於是惟大
艦遭打壞造船之制亦佚而不傳或曰船制之變不獨禁人越祇教也室町之季群雄虎爭區宇動勦諸
州通逃之輩失其依歸因航海劫外國以飽已欲明韓及爪哇安南呂宋暹羅諸國威蒙其毒於是遣使

來應請禁海寇慶元撥亂管一禁絕寬永中天草穢賊之後罪人放竄流徙者無數亦復頗抄掠海南諸國苦之再來請遏止幕朝惻然哀之遂禁人之海外改船制令狹陋不可往外夷二說不同要之隱毀巨船實發于不得已而遂併失從事製船之法可惜と「カソリック」教徒の我國を紊亂せんと企てしば拒絶せざるべからざりしこと勿論なりと雖も之を拒絶するの策之を進取に決せずして之を退守に決したるの結果は遂にこの極に至りしのみ要するに商業上の關係を厚くして政略上の關係を薄くするは到底望むべからざるの事實にして徒らに政略上の關係を避くるは自國に薄くして他國に厚きを免れ難し勢已にこゝに至りては未だ國を鎖して海外の人を拒絶せざるも亦た既に自から國を鎖して疆域の中に退守したるものと云へし當時異國渡海の禁は左の一片の訓令によりて執行されしものなりとぞ

定

- 一異國へ日本の船遣候義堅停止の事
- 一日本人異國へ不可遣候條忍候て乘渡候者於有之者其身は死罪其船并船主とも留置可言上事
- 一異國へ渡り住宅仕日本人來候は、死罪可申付事

- 一切支丹宗旨有之所は從兩人可被遂穿擊事
- 一切支丹訴人褒美の事件天連の訴人は其品により三百枚或二百枚たるへし其外は此以前の如相計可被申付事
- 一異國船申分有之て江戸へ言上の間は番船の事此以前の如く大村へ可申越事
- 一伴天連法弘候南蠻人其外悪名之者有之時は前々の如く大村の牢に入置へき事
- 一伴天連の義船中改造入念可申付事
- 一南蠻人子孫日本に不殘置樣可申付事若令違背殘置輩於有之者その者は死罪一類の者科の輕重により可申付事
- 一南蠻人長崎にて持候子供并に右の子孫の内養子に仕候族の父母等悉く雖爲死罪身命を助け南蠻人へ被遣候自然彼者どもの内重て日本へ來歟又は書通於有之は本人は勿論死罪親類以下まで隨科の輕重可申付事
- 一武士の面々於長崎異國船の荷物唐人前より直に買取候義停止の事
- 一異國舟積來候白糸直段を立候て不殘五ヶ所其外書付の所割合可遣事
- 一糸の外諸色の直段極候ての上相對次第商賣可仕但し唐船は小船の事に候間見計可申付

事

附り荷物の代物直段立候ての上可爲廿日切事

一異國船戻りは九月廿日切若し遅來船は著候て五十日切但し唐船は見計「カロッタ」よ

り少跡に出船可申付事

一異國船賣殘の荷物預置候も又預り候義も停止の事

一五ヶ所總代の者長崎參著候義可爲長月五日切夫より遅く參候は、割符をはつし可申事

一平戸へ著候船も長崎にて直段立候はぬ以前に賣買停止の事

以上

寛永十三年五月十九日

加賀守

豊後守

讃岐守

大炊頭

神原飛彈守殿

馬場三郎右衛門殿

鎖國の令

異國渡海の禁既に起りて勸掛の貿易其進路を失ひしか島原に「カソリック」教徒の一揆ありし以後遂に葡萄牙人に許せし「カロッタ」船の來航を禁して通商の國を支那、阿蘭陀の二國に定む是即鎖國の令にして此の如く隆盛に此の如く愉快なりし商業の氣運は遂に全く其痕を收めぬ鎖國の令ありし以後「カロッタ」船の來航を禁せしを以て從來葡萄牙人の貿易によりて其利益を享有したる長崎港は寂寥として衰頽の狀を顯はし將軍政府は其收入を減少するの傾向ありしかは遂に平戸港を鎖して從來同港に開始されたる阿蘭陀の貿易を長崎港に移さしむ是に於て當時歐洲の貿易と與に興りし平戸港は歐洲の貿易と與に廢れぬ蓋し阿蘭陀人の平戸港に來りて貿易を開始せし以降こゝに至て既に數十年を経過し葡萄牙人の貿易は益々衰頽に赴けども阿蘭陀人の貿易は愈々繁盛に向ひ其繁盛なるに隨ひ益々我國と相親しむ殊に其地の領主とは相互の利益に於てもまた密接の關係を有したれば相信用し相依頼して我國の貿易か日々困難に赴くの日に當り僅かに一線の活路を求めて其危急を免かれしは左の二書によるも亦た之を知るに足る

尙々船作事の備少相待候て尤候但破損の所は最前被御免候條無申事候併竹中采女殿
被罷下候間萬事得御意可然候以上

五月廿八日の書中殊珍敷挑燈送給一入にて満足候其上酒肴到來候次に其方身の上の儀隨
分無油斷御年寄衆へ申上候へ共島彈正殿御煩故はか不參候其上我等事も此中氣分惡候故
御年寄衆へ參會不申遅々候併近日可相澄候條可心安候委細は「ヨモタラ」所より可被
申越候手前指合義にて書中大方に候恐々謹々

松肥前守

隆信

六月廿二日

オランダ「カピタン」

コルネイン殿

七月七日の書中披見候「ヤガタラ」出しの船一艘著岸の由満足察入候荷物の注文同前に御
年寄衆まで遂披露候

一案書遣申候爰元奉行衆長崎奉行衆へ急度書狀指上げ可然候目安の様に書上げ候へは又オ
ランダ出入も候哉と自他の外見も惡敷候間々様に仕らせ候隨分各爲に成候を情に入候條

可心安候其方「フランス」逗留の間は如在有間敷候

一馬騮馬槽に相届則上様へ鞍道具共に置候て懸御目進上候處に拙者へ則拜領仕候先々預り
置候別しての仕合大慶不過之候此段能々「ヤガタラ」へ申越可給候前約束の軍の様子作り
物片時も急てのはせ可有候御旅の御慰に公方様へ懸御目度委細の處大學所まで申越候間
内々の談合は其元奉行の者入魂候て公儀外様の分は長崎御奉行衆の任御指圖候様に萬事
心得入可申候我等事今度上り申候に道中より煩出其上老故一圓無正復候申付儀も萬事不
成候口惜次第に候内々其分心得尤候毛頭心底非如在候
一又々船來候共彌右の通に荷物注文計我等所へ遣候へ遂披露萬事は長崎奉行衆の御指引た
るへし心得尤候恐々謹々

松肥前

隆信

七月十七日

オランダ「カピタン」

「フランス」

返復

然れども平戸の領主か阿蘭陀人に向て貿易の自由を許せしは當時將軍政府の政略に背馳したれば漸く物議の聚點となり遂に其貿易を他所に移して之を免れんと欲するに至りしかこの時に當りて島原の一揆あり葡萄牙人の來航を拒絶して長崎港の貿易全く廢し港民は其衣食する所を失ひ政府は其收入する所を失ひしかば平戸港の貿易を廢して之を長崎港に移らしむるの計畫は遂に將軍政府の決行する所とはなれり島原の一揆は「カソリック」教徒の叛に原して寛永十四年十一月に起り同じき十五年の二月に終るこの一揆は其勢頗る強盛にして大に當時の人心を動搖せしかば將軍政府は外國の異圖を畏れて同じき十六年七月五日遂に鎖國の令を布けり

條々

- 一 日本國被成御制禁之「キリシタン」宗門之儀乍存其趣弘彼法之者于今密々差渡之事
- 一 宗門之族結徒黨企邪義則御誅罰之事
- 一 伴天連同宗旨之者かくれ居所へ從彼國つゝけの物送られたる事
- 右因茲自今以後「カソリック」渡海之義被停止之畢此上若差渡にをいては破却其船并乘來者悉可處斬罪之旨所被仰出也仍執達如件

寛永十六年七月五日

- 對馬守
- 豊後守
- 伊豆守
- 加賀守
- 讃岐守
- 大炊頭
- 掃部頭

この令は即「カソリック」船に與へしものにして同時に支那、阿蘭陀商船にも「カソリック」教徒を搭載し來るを禁する旨を告諭しまた諸領主に訓令して嚴に「カソリック」船を拒絶せしむ其訓令に曰

條々

- 一 「キリシタン」の宗門雖爲御制禁今以從彼國密に伴天連を差渡候付て今度「カソリック」船著岸之儀御停止之事
- 一 領内浦々常に備なる者を付置不審有之船來に於ては入念可相改之自然異國船著岸之時は

從先年如御定早船中の人數を改め陸地へ不上して早速長崎へ可送遣之事

一自然不審なる者船にのせ來又は密に其船中の者を陸へ上る輩あらは可申出之隨訴人の高

下急度御褒美可被下之若以囑托頼候にをいては其約束の一倍可被下事

右條々所被仰出也仍執達如件

寛永十六年七月五日

對馬守

豐後守

伊豆守

曩きに我國は葡萄牙人の雜居を禁して之を出嶋に居留せしめられたるも「カソリック」教の餘烟容易に撲滅に至らざりしかは今や遂に葡萄牙人の來航を禁し出嶋居留の葡萄牙人をして盡く我國を退去せしめければ出嶋明屋敷となりて長崎港の貿易止めり寛永十七年六月に至りて媽港に居留する葡萄牙人等また人を遣して貿易を恢復せんことを請ひしかども當時我國の政畧は既に彼等を拒絶するに一決し居たれば盡く其使者を殺し船子醫師等僅かに十三人を放還して左の書を媽港に致さしむ

誅邪蘇邪徒諭阿媽港

慶長之初四夷來款而立市舶司于肥前長崎浦商賈交易者往來絡繹阿媽港之蠢蠻平素尊天主之教比年所來之船中或備唐船以載耶蘇之徒號伴天連者蓋是以此教而陷我里民竊有覬覦本朝之志故大君震怒下令禁之有信其教者罪及三族爾來先君大相國今大君幕下三葉之間尤惡斯徒之術制禁益甚然阿媽港猶寄事于商賈匿伴天連于所雇唐船底來而微服潛行于郡國以此邪術誑惑庸人且蠶船密養其衆是以其徒連年逢囚繫或陷大辟或被焚死者多矣加之丁丑之冬彼邪徒蠅集蜂起于肥前嶋原屢入邑里燒家屋害人民據舊壘戊寅之春凶徒亡滅斬誠者殆可四萬人我騎兵步卒以下爲彼被殺死者亦有之然則蠶賊其罪最重可憎而可嫉之至也由是去歲使節到長崎諭汝國人向來必無向本朝若有再來者悉戮其船中人以无子遺而今背其教旨詐爲乞和平者重到于此地某等謹奉鈞命不知其他即壞其船執其徒無少長皆誅之但船子醫師准彼則其罪輕且欲令汝國覺知此事故免其死罪別造小舟放還之凡阿媽港近隣酋長聞之者宜仰本朝之德以察武威之嚴也

この慘酷なる處分ありし以降我國の諸港は皆葡萄牙人の跡を絶ち唯阿蘭陀人のみは其「カソリック」教徒にあらざるを以て我國に來航するを許されたり蓋しこの時老中より諸領主に與へし訓令は之を前者に比すれば殊に激烈なるものにしてこの時より後我國の諸領主は

葡萄牙人の其領内に來るを見れば直に之を斬罪に處するを得たり

覺

一「キリンマン」の宗門雖御制禁候數年弘彼法に付て「カレウタ」船渡海御停止の處今度長崎へ指渡の旨乘來輩死罪被仰付候就ては去年其領内浦々へ彼船就令著津其港へ入番を付置訴訟申上候に於ては其子細可致言上之旨以條數被仰出候へ共以來の儀は右の船來候は悉可行斬罪の旨候事

一面々領分の内海上見渡候處に常々番の者を付置「カレウタ」船來るに於ては早く見出し候様に可申付之領内の浦へ彼船來て他領より見出候は其領主可爲油斷事

一「カレウタ」船たとひ雖見來沖にかけ有之時卒爾に被懸儀堅可爲無用何れの凄にて申付候と云共高力攝津守長崎奉行人可致差圖之旨被仰付候間可存其旨但差當儀有之時は各別の事

一「カレウタ」の外唐船并異國船著岸の時は此以前御仕置の如く早々船中の人數改陸地へあけす長崎へ可送遣事

以上

寛永十七年六月二日

(天記)

平戸港の貿易を長崎港に移せしは此時にも多少其取締上にも關係したるならん谷村友山覺書には阿蘭陀人平戸を除度被思召候は御大名様方より御頼之諸色有之其代銀滞り殿様より御償被遊候に付御借銀千貫目に及候由又平戸の御侍衆は阿蘭陀人の餘情賄によりて花廳なりと江戸にて沙汰有之に付殿様御氣の毒思し召御家中の御侍衆大小の柄鮫までも銅の打敵に仕候様にとまて被仰付候右の通に付阿蘭陀人を御除被成度思し召内々言上被遊候付て御除被遊候様相極候へ共何の序無之には御除被遊かたく被思召候處石藏作り候事に付伊豆守様御覽可被遊由にて御出被成候處石藏の石疊は「キンダリ」石を敷申候御見分の御方然と草履を御脱石疊を御戴候て石藏の内に御入御見物被成候由其後被仰渡候はフランス事驕を極茶臼に仕候石を石疊に仕候事とも驕の至極と思召候との義に付其夜中に石藏を打こほち候由其故右の通驕つのもり候ては未々覺束なく思召候由にて長崎引越候様にと被仰渡俄に引越候由長崎には出島に居申候南蠻人渡海御停止被仰付出島明屋敷に成申候幸の義と阿蘭陀人を御入被遊候由と云ひ長崎拾芥には阿蘭陀人慶長十三申年より平戸に始て渡海して廿七八年の間商賣せしめ「カピタン」は年々御禮として江戸へ參候せしむ依之かれか勞煩な

る事を思めざるゝにや其惠淺からず於平戸も御戒なければ横行心にまかせ年を重ねるに隨ひ終には家藏を建或は二階三階を揚て内には金銀珠玉を飭り藏は切石を以て疊上げ家を作りつまり／＼に塙をかけ其美々たる有様奢の至往還の人見るに目を驚し聞に増て夥し寔に幾年も住果へきと見へし處寛永十五寅年島原歸陣の節松平伊豆守平戸へ渡り巡見の砌カピタンを召寄汝か家居を崩すへしと被仰付により時刻を不移破却せしめ其後同十六卯年井上筑後守耶蘇の宗門改として長崎に來り阿蘭陀并ユゲンス種子の者一人も不殘さかし出し平戸へ差越し其身も追て平戸へ渡海し彼地にあらゆる阿蘭陀種共に根を斷葉を摘マヤガラ國に流さる翌同十八巳年よりは阿蘭陀人平戸の渡海停止せられて長崎に築立し出島に籠られける是時平戸より引越たる「カピタン」名マクスルメリヤン、マイラと云同前に通詞五人引越高砂吉十郎、石橋莊助、名村八左衛門、肝付白右衛門、秀島藤左衛門と云へり阿蘭陀人の平戸港より長崎港に移しは城記に寛永十七年阿蘭陀長崎へ著岸候様に公儀より被仰出其通相成候寛永十八年オランダ長崎へ引越當町人共商賣の手立も不自由に可有之歟と町屋敷の地錢を減し被申候町役等も差免候とある如くなるへし或は云將軍政府は葡萄牙人の貿易既に廢して長崎港の商人等生活の方法を失ひしを恤み阿蘭陀人の貿易を移したるを

りと然らば即何そ獨り平戸港の商人を恤まさりしや

崎陽略記 黒船御停止にて此地の人民渡世を失し候儀を恤み思召して多年平戸に來りしオランダの商船を長崎の津に至らしむへしと鈞命あつて寛永十八年より此津に渡海す紅毛人平戸に來る始は慶長二丁酉年五月にて夫よりは絶る事なし
長崎夜話 黒船御禁止にて此津の民世渡すへき生計なきを恤み玉ひ多年平戸へ來りし阿蘭陀の商船を長崎の津に至らしむへき旨公の仰ありて寛永十八年よりこの津に來ることとなりぬ平戸へ紅毛船の來るはしめは慶長丁酉のとし五月にて今年まで四十五年の程なりき

耶蘇天誅記 寛永十八年阿蘭陀の商船肥前國長崎の津口に著岸す是は慶長二年五月彼國の商船始めて肥前の國平戸の港に入津して綾羅錦繡其外珍物美物を持來り交易し夫より寛永十七年まで四十餘年の間毎年斷絶なく平戸に入津しけるか近年黒船御制禁以後長崎の諸民異國船の通行なきに就て渡世成かたき旨公聽に達しければ御憐愍ありて多年平戸へ入津せし阿蘭陀の商船を向後長崎に到らしむへきの旨仰付られ寛永十八年より今に至りて長崎に來れるとかや

長崎通志 唐船阿蘭陀船九州の内處々へ著岸交易を爲したりと雖も就中平戸へ多く著岸したる處寛永年中被仰出向後唐阿蘭陀共に長崎港一方に相限り入津交易仕事に相定る其外浦々の著岸御停止に相成り唐阿蘭陀通詞者共平戸より長崎へ引移され從此後年々長崎港繁榮となれり

長崎縁起略 寛永十七年までは阿蘭陀船商賣は平戸一所に限るなり殊に阿蘭陀南蠻人は中惡しきにより不可同船イギリスは不知ことなり是も商賣は平戸に限ると見えたり

松浦壹岐守墓誌 公嘗異邦貢獻之官舶商舶異客懷惠年々來朝維舟於平戸島々上比屋悉爲富庶人

山本霜木覺書 寛永十八年阿蘭陀長崎へ引越し當町商賣の方便も不自由に可有之哉と寛永二十年町屋敷地錢を減し町役等も被指免候

深江記 松平伊豆守殿島原下向一揆退治以後西國巡見して登られ候か平戸へ數十年阿蘭陀參候を見分として立寄られ火わさ聞及はれ候間所望の由に付廣瀬に的を立崎方より打又中の崎より田平ハヤ崎に飯洞火矢三放打一放しは中途にて火うつり二放はハヤ崎へ飛付て燃上る伊豆守殿驚玉ひ江府へ御越し阿蘭陀の火わさ見物候處扱と稱敷ものにて候唯

今の通にて召置かれ候者にて無之天下の御大事にて候と言上有之同十七年長崎へ引移さる此時阿蘭陀申候は天下の御使と承火わさ御所望に付御馳走として随分入念御覽に入候處夫故長崎へ御移し數十年馴染の平戸を立去り候事心外の至なり此上は日本の逗留をしろからすとて我國へかへり其後數年渡海せさるとなりかくて公儀より平戸へ數十年火藥名人の阿蘭陀來り候間彼流傳統の者可有之傳へ候者は一子相傳の起請文仰出さる系亂記 西國かた所々の港のよろしきには國々の廻船入津しぬ中にも肥前國松浦の郷平戸の浦は代々渡邊黨の領知にして彼松浦黨是なり其頃は松浦肥前守殿とて六萬石の御身代其浦の手は譬へは龜の如く懷弘し併しめくれる高山あれは海の深きこと知りぬへし入口に小島の山ありみなもろこしの異木を植て茂盛しぬれば彼福州漳州に至れる心地そする其名を九六島と云阿蘭陀も黒船類なれば毎年此所に入津して其頃は平戸商人長崎商人とてふたしなにそありける高石道句京長崎の人々に向ひて申すやうは昔し我等共の親宗岸を始め十人の者何もかたの先祖の力をかりて黒船に歸帆させし御褒美として此白系割符を御免ありしことなれば人々我々の子孫より外に新加のあるべき道理ならぬに近年江戸大坂の兩所加はり割方までも減しぬ此かわりに成すべきことやあると思案いたしむ

るに彼平戸に入り来る阿蘭陀を當長崎へ入しめ白糸割符に申なさいかゝあらんと申さるゝ京長崎の人々割符のことはどかく堺の下知次第と一言とゝむる人もなしたれをか御江戸に下すへきとありしにたれかれと申さんより材木屋道二の子加兵衛則宗は道句か甥なりしかは此の人こそと申せるにまた十八の角前髪急ぎ男となして御訴訟にこそ下しける寛永十八年に御上使として井上筑後守殿まつ平戸に至り給ふに其結構なる黒船とものかまへ金の網をはりて色々の鳥を飼ひ置き珊瑚瑪瑙の玉の床善つくし美つくしたるをこりをにくみ給ひて長刀を自らひらめかして金の網をきりはらひ玉の床長刀のいしつきにて打くたき夫より長崎へ入り玉ひ井上筑後守殿御奉行馬場三郎左衛門殿柘植平右衛門殿の御三人七月五日に御寄合あつて五ヶ所の割符年寄とも御召あつて平戸入津の阿蘭陀船長崎へ仰付らる白糸割符に下さるゝとなり此年よりも白糸十九つゝ平戸へこそは遣しけれ

長崎實記 慶長の頃より寛永の頃まで四十二年の間阿蘭陀人肥前の内平戸へ渡海して商賣高利を取り町屋に徘徊し心儘に家居を造り自由せしむる處寛永十五年松平伊豆守島原歸陣の節平戸へ立寄られ阿蘭陀居處見分の處不相應に要害らしく有之故悉破却被申付

歸國あり翠十六年上使として井上筑後守邪宗門改に長崎に被越長崎に有之エケンス阿蘭陀種子平戸へ被相渡其身も平戸へ被越彼地に有之阿蘭陀種子共不殘エケンスの子一所に咬啗吧に流さる其後阿蘭陀人平戸渡海の儀寛永十八年御停止となり此年より出島に被押籠候

蓋し當時の形勢を察するに從來長崎港の貿易は葡萄牙人の専占に屬し平戸港の貿易は阿蘭陀人の専占に屬したるを以て我國の漸く葡萄牙人を疎みて阿蘭陀人を親むや長崎港の貿易は漸く廢絶に歸し平戸港の貿易は漸く隆盛に赴きしかども平戸港の隆盛に赴き長崎港の廢絶に歸するは其利益とする所にあらざりしかは將軍政府は財政上の必要より其貿易を長崎港に移さんことを欲し且其取締上も多少の必要ありしを以て遂に之を決行したるへし是に於てか當時歐洲貿易の起源と與に開かれし平戸港は今や鎖國の令と與に廢絶に歸し平戸港既に廢絶に歸して彼か如く隆盛なりし我國貿易の氣運は全く其終局を告げぬ初め異國渡海の禁あるや海外に居住せる日本人にして歸來する者あるときは之を死罪に處するの法を定め且南蠻人の種族に係る者及び其子を養子にしたる者を搜索して二百八十七人を得之を媽港に放逐しけるか寛永十六年嶋原一揆の後また長崎港に散在せる阿蘭陀人及び英吉利人の

種族に係る者等を搜索して十一人を得之を平戸に送りて爪哇に退去せしめたり

阿蘭陀

ヒセンア 年七十歳 女房 年五十歳

エゲルス

女房 年三十七歳 娘まん 年十九歳 同はる 年十五歳

孫萬吉 年三歳

右六人

筑後町乙名

寛永十六年卯九月十四日

久保十左衛門

阿蘭陀

メイス 年七十歳 女房 年五十歳 ウイワン 年二十九歳

女房 年十六歳 倅ケウル 年二歳

右五人

榎津町乙名

寛永十六年卯九月十四日

田仲莊左衛門

西次郎兵衛

組合 宮崎仁兵衛

表書の男女五十八人當年戻候阿蘭陀船に儘に相渡可被申候

九月十七日

大河内善兵衛

馬場三郎左衛門

松浦肥前守殿

家老中

(外國通) 信志

然れどもこの時までは平戸港に居留せし阿蘭陀人及び英吉利人等の種族に係はる者は之を退去せしむることなかりしに寛永十七年平戸港の貿易市場を長崎港に移せると與にまた盡く其種族を放逐したり谷村友山覺書に云フフランスの妻は江口十左衛門か姉なり此腹に娘あり阿蘭陀人平戸を引拂長崎引越被仰付に付阿蘭陀人と嫁娶いたし子を設け候女は母子共に阿蘭陀國へ被遣に付其年不殘阿蘭陀は一所に紅毛國へ渡申候然處フランスは平戸を仕廻候に付其年は平戸に逗留いたし翌年歸國仕等なり就夫訴訟仕候は當年妻子を阿蘭陀國へ渡し

申候ては難義に及申候其譯はフランス事十六ヶ年平戸へ住居仕候へは本國の類共如何様に成候哉難計候其上女の身にて誰を頼候方もなく不圖渡候ては無十方義に可有御坐候當年は逗留仕一所歸國仕度奉頼候されども長崎御奉行衆フランス一人の願を言上難被成由にて御取上無之候處通事貞方利右衛門申候は此事言上被成間敷事とも不被存候我等江戸へ罷登り御老中へ願可申とて江戸へ罷登候處土井大炊頭様御意被成候はフランス申處不便の義至極なり異國本朝相隔り候へ共恩愛の情は不相替事なりこの訴訟御取上なくは不仁の義なりフランス願の通に可仕由御意に付御暇下され利右衛門平戸へ罷下候利右衛門は阿蘭陀人商賣の事其外諸事共に引受通事仕候其時は大通事小通事の譯無之候利右衛門は通事頭の様有之候由江戸へもフランスに附毎年罷登候付御老中様にも御懇意に被成御坐候由と是なり而して是等の透客は堅く書通を禁せられしを以て久しく其消息を知らざりしか延寶年中特に唐船に托して書翰を往復するを許せるや猶左の數人ありしと云

暹羅國 長崎 木村半左衛門
同 同 北嶋八兵衛
同 同 德永長三郎

同 同 石橋嘉兵衛
同 同 三宅治兵衛
同 同 野中市右衛門
同 同 吉原大兵衛
同 同 石津伊右衛門
同 同 次郎兵衛
安南國 九人 内城加兵衛
同 同 喜多次郎吉
同 同 角屋七郎兵衛
同 同 平野屋四郎兵衛
廣南 四人 具足屋次兵衛
同 同 長崎 百足屋勘右衛門

廣南 長崎

同 同

泉屋十右衛門
金崎小左衛門

ノ四人

東京 同

和田理左衛門

ノ一人

咬囉吧

山崎甚左衛門 姉宗名 エステル

同 同

濱田 助右衛門 後 家

同 同

峰 十兵衛 姪 春

同 同

判田五右衛門 娘宗名 ユルネリヤ

同 同

谷村三藏 召使 菊

同 同

立石清之介 妹 宮

ノ七人

西洋紀聞に云 ロクソン ロクソンとも云漢に呂宋を譯す我俗にはルンズ チイナのカンタンの南海にあり其國の南土をばマラヤといひまたマネラともいふ マネラ我俗マン 古の時其王あり近世以來イス

パニヤ人併せ得て其人をして國事を治めしむヤアパンヤス人なり日本の子孫此國にあるもの已に三千餘人集り居て聚落をなす其人本國の俗を變せず士人は雙刀を腰にし出るときは槍を執らしむ其餘も皆一刀を帯ひざるはなしイスパニヤ人これを御するに法ありて妄に國中に出行くことを聽さず前四年ヤアパンヤス風に放されてこゝに至れるもの十二人イスパニヤ人彼聚落に就て居らしむと蓋し當時海外に居留して我國に歸來るを得ざりし者豈是等に止まらんや苟も此の如く雄偉卓犖なりし商人を統率して試に海南の諸國を謀らしめんか其以て大に植民拓地の業を起し得たるや知るへし况や又當時鄭成功の援兵を我國に乞へるあり若し我國を援はしめは縦令支那の四百餘州を席卷する能はざるも彼をして長く高砂の領主たらしめ以て我國に藩屬せしむるは極めて容易なりしのみ高砂既に我國に藩屬たれば清豈敢て之を争はんや沖繩の南また一の大版圖を開かば當時已に大進歩したりし航海の術造船の制もまた破碎するを要せざりしならん嗚呼時機の我を促せると此の如し而して毫も顧る所なく恍然として長睡し空しく二百有餘年の光陰を悠々夢裡に消費したるは惜哉今や或は平戸港を過ぎて阿蘭陀塙の遺跡に當時貿易の盛况を追想し遂に河内浦を訪ふて千里濱の碑を讀む者あらば果して如何の感を生ずべきや

明延平郡王鄭成功初名森字大木小字福松其父芝龍福建南安人以慶長壬子來我邦幕府召見問以外國事命館長崎遂徙吾平戶河內浦娶土人田川氏女屢訪藩士家學雙刀技既而田川氏娠一日出游千里濱拾文貝俄將分娩不暇還家乃就濱內巨石以誕是爲成功寔寬永元年七月也土人今猶名其石曰兒誕石田川氏復生一男芝龍留妻及兒屢往來外國稱平戶老一官成功年七歲芝龍請使妻兒渡海幕府聽之母以弟猶幼不肯俱往成功屢致書迎之乃詣長崎渡海弟冒田川氏稱七左衛門留住長崎芝龍入海寇顏思齊黨顏死而其黨歸芝龍遂收臺灣仕明積軍功封平國公成功稍長風儀秀整調儻有大志讀書亦穎敏不治章句明主隆武一見偉之賜姓朱改今名拜御營中軍都督於是人或稱國姓爺不名母亦尋封國夫人在泉州城爲清兵所圍城陷軍民皆潰田川氏嘆曰事既至此何面目復見人耶登城樓自刎死清兵曰婦女尙爾倭人之勇可知芝龍保安平與清將竊通信納降成功泣諫不聽遂降先是黃徵明賈隆武及芝龍書幣詣長崎乞援兵議未決適報芝龍降清乃諭諸侯以援兵議罷成功諫父不聽且痛母死非命慷慨謀起義兵時雖列爵未嘗豫兵詣孔廟焚儒服拜揖而去糾衆得數千人稱忠孝伯招討大將軍聞永曆即位改元奉朔據南澳鄭鴻達據白沙鄭彩據廈門鄭聯據梧州互相犄角攻略沿海郡縣陷同安進侵泉州又襲奪彩軍始據廈門連陷漳浦詔安南靖平和海徵長泰進圍漳州凡六閱月城中食盡人相食死者枕藉七十餘萬人援

至解圍而去越三年復攻漳州清將劉國軒降獻城於是成功就廈門立府改名思明州分所部爲七十二鎮六官分理所務擇賢任之便宜封拜其所施爲鼓動一世永曆遣使就拜成功延平郡王命圖恢復吾萬治元年成功奉勅取金陵定南都乃大舉北上衆號八十萬陷浙江諸州縣二年七月攻陷鎮江登峴山大饗士卒令全斌黃昭等守鎮江屬邑皆下直欲進取金陵甘輝曰爪鎮爲南北咽喉但坐鎮此斷爪州則山東之師不下據北固則兩浙之路不通南都不勞而定成功不聽竟薄金陵而敗走甘輝死之成功乘流出海還廈門三年五月滿漢大兵分道來侵成功自勦所部扼海門北人不諳水性量注失列成功乃橫擊之北人乘船登奎嶼又從鑿戰北將達素僅以身免還福州自殺竟成功之世北兵不敢來窺成功以廈門單弱丞思拓地先是因中國騷劇紅毛酋竊占據臺灣成功率兵攻之遂招降其酋以復臺灣以赤嵌城爲東寧府居之永曆蒙塵聲問不通成功嘆曰沿海幅員上下數萬里盡棄之英雄無用武之地然息兵休農以俟時未晚也於是制法律創學宮計丁庸養老幼臺人大集吾寬文二年清改元康熙使吳三桂攻永曆於緬々酋內叛永曆殂於三桂之手明亡成功憤惋得病而卒年三十九子經嗣奉明正朔北兵屢來侵輒擊却之又出兵攻略閩廣諸州經或作錦舍病而歿于東寧年三十二子克塽嗣幼弱政出多門清人偵知擊滅臺灣克塽降年十四至京授漢軍公勅令歸葬父祖於南安克塽死爵除矣夫甘輝鎮江之策則明祚鄭氏之盛衰所由而判也成功志急

恢復銳進取敗地盛軍孤是為英雄終古之遺憾初圖其大舉也修書乞我援兵迎朱之瑜幕府不報
 瑜先事至廈門則部下將吏寄居縉紳率襲明末弊風佻達自喜屏斥禮義以為古氣骨董瑜知大事
 難成云雖然天假以數年能使成功修東寧之業其成敗豈可測焉乎嗚呼天之厭朱德久矣故齋恨
 而卒痛哉吾乾齊老公曰成功以一時遭遇自唱大義以恢復為己任其正氣耿々與天壤俱存而母
 亦貞烈寔不愧為日東之產矣是或胚胎於吾封內之素教爾歟何其跡之奇也明清圖記稱成功學
 二刀法於平戶藩士蓋芝龍去崎居我特隘々于此技也一旦失節雖為世所貶其初膽略智慧過絕
 等倫時人或擬諸戚繼光寡人語屋烏私愛則鄭氏父子俱我池中蛟龍也遺話古蹟今而不誌竟將
 湮晦須就千里濱以勒碑誌即命臣高行以其文固辭不允是以就和漢紀鄭氏之終始者摘敘其事
 實雜以我藩所傳此則老公之所以追表古蹟而風勵人心也老公手書篆額又親係銘曰

天厭朱德二帝殂囚縉紳佻達苟生忘羞一旅中與誰述前猷惟我鄭兒涉海報仇臺廈精銳資我

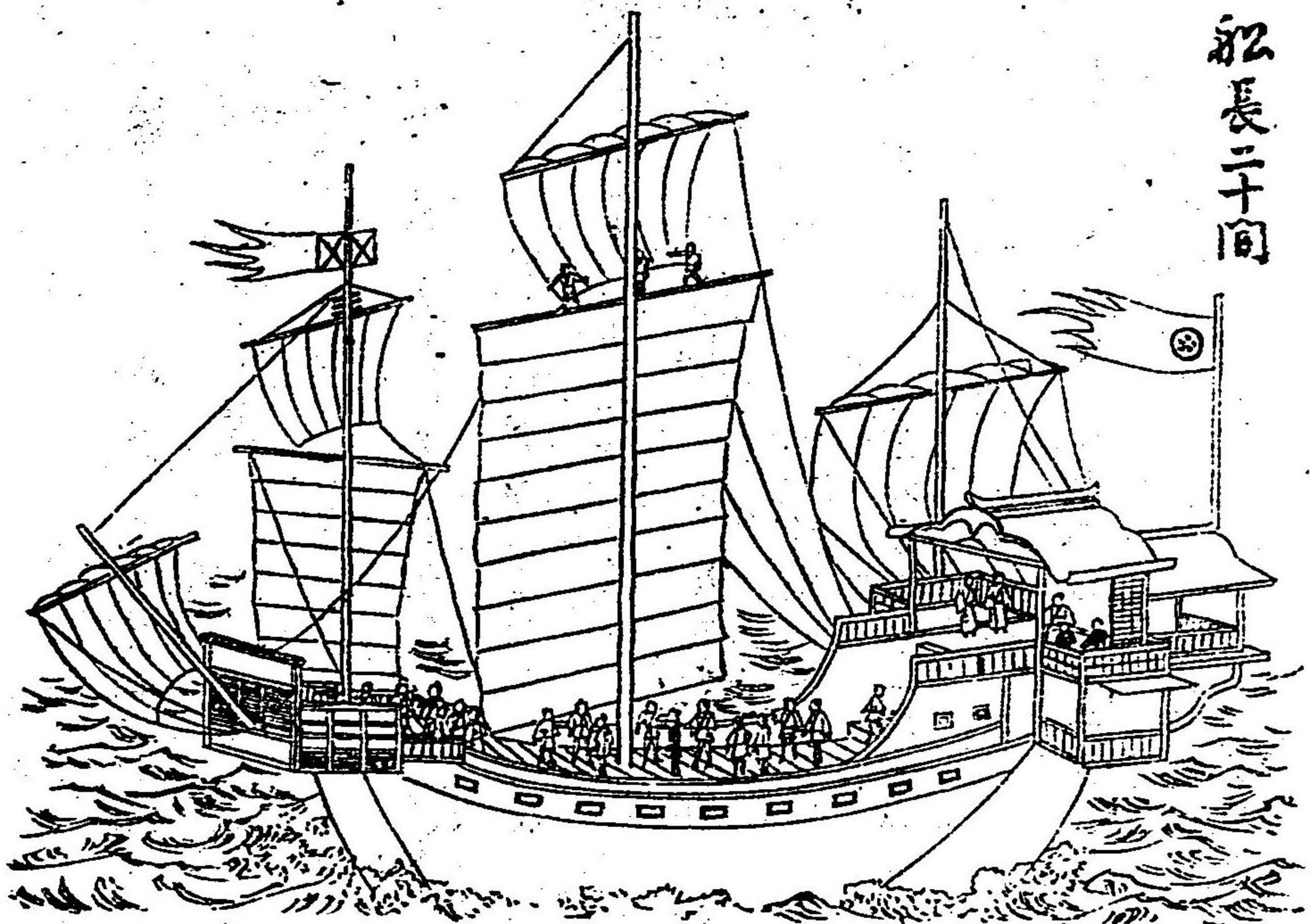
劍矛忠孝義勇巨觀厥儔浩然正氣孕我神州

嘉永五年壬子冬十有二月申辭

平戶親衛隊長領社曹葉山高行謹撰

當時商業の形勢如何

我國の擊て元兵十萬を殲せし以來
 商業の氣運大に起り遂に朝鮮支那
 の沿海を震盪して其餘威遠く海南
 諸國を風靡せしめ到處敵なきに至
 らんとするの有様を現はせしとき
 に當りて葡萄牙人及び西班牙人の
 東西二洋の航路を發見して東西印
 度を席卷し以て我國に迫るあり我
 國人の之と競争するや商業に兵事
 に一も之に劣る所なかりしかども
 時の政府は彼か宗教の中に寓した
 る陰險黠詐の奪掠手段に驚惶して
 漸く退守の政略を取り英吉利人と
 雖も其國王の「カソリック」教を



船長二十間

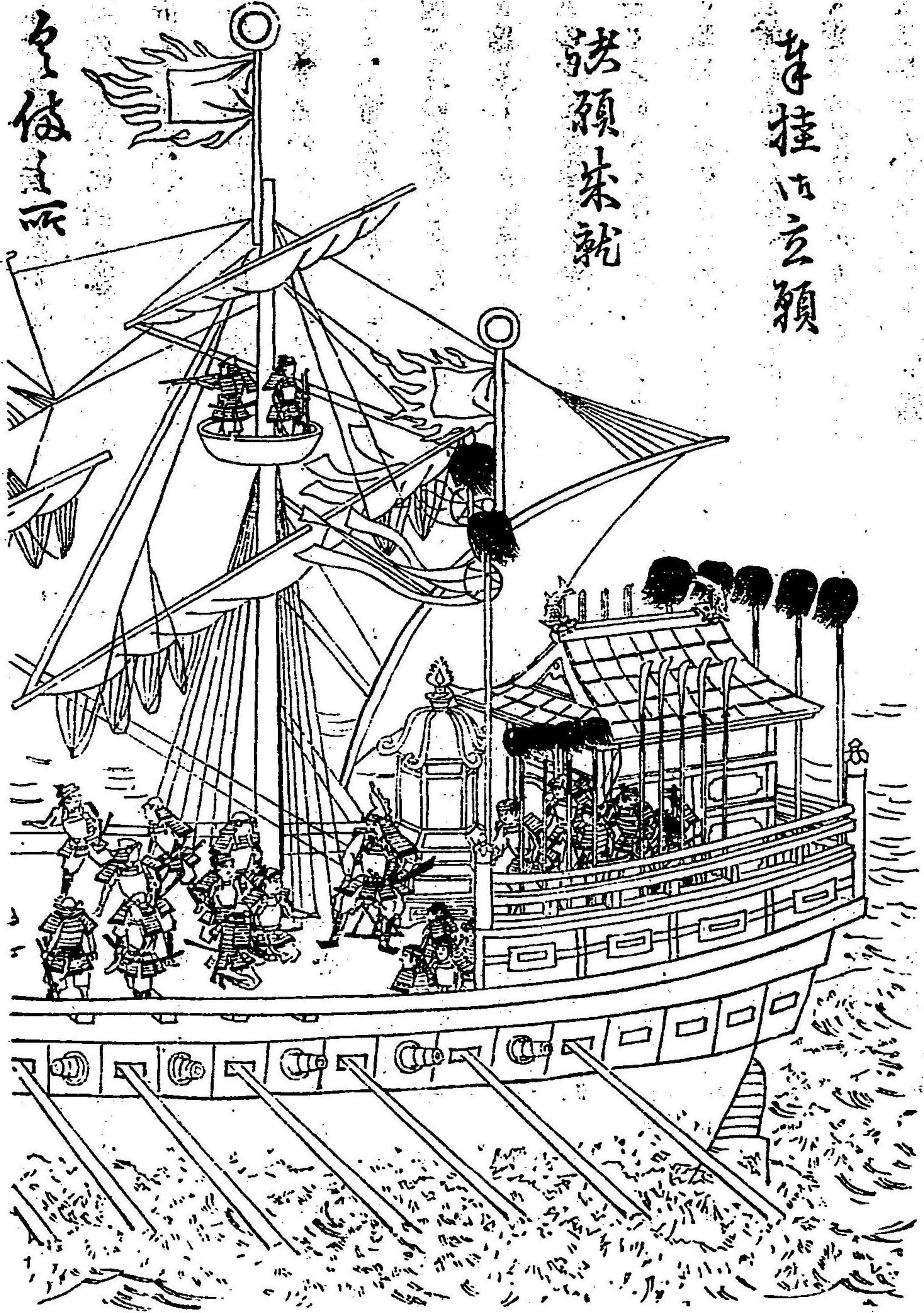
圖の船印朱有所門衛左孫吉末都京
 (寫圖額扁の納奉に寺水清都京)

暹羅 由田仁左衛門所督軍艦圖に奉納の扁額圖寫

五五六

舟挂は立願

諸願成就



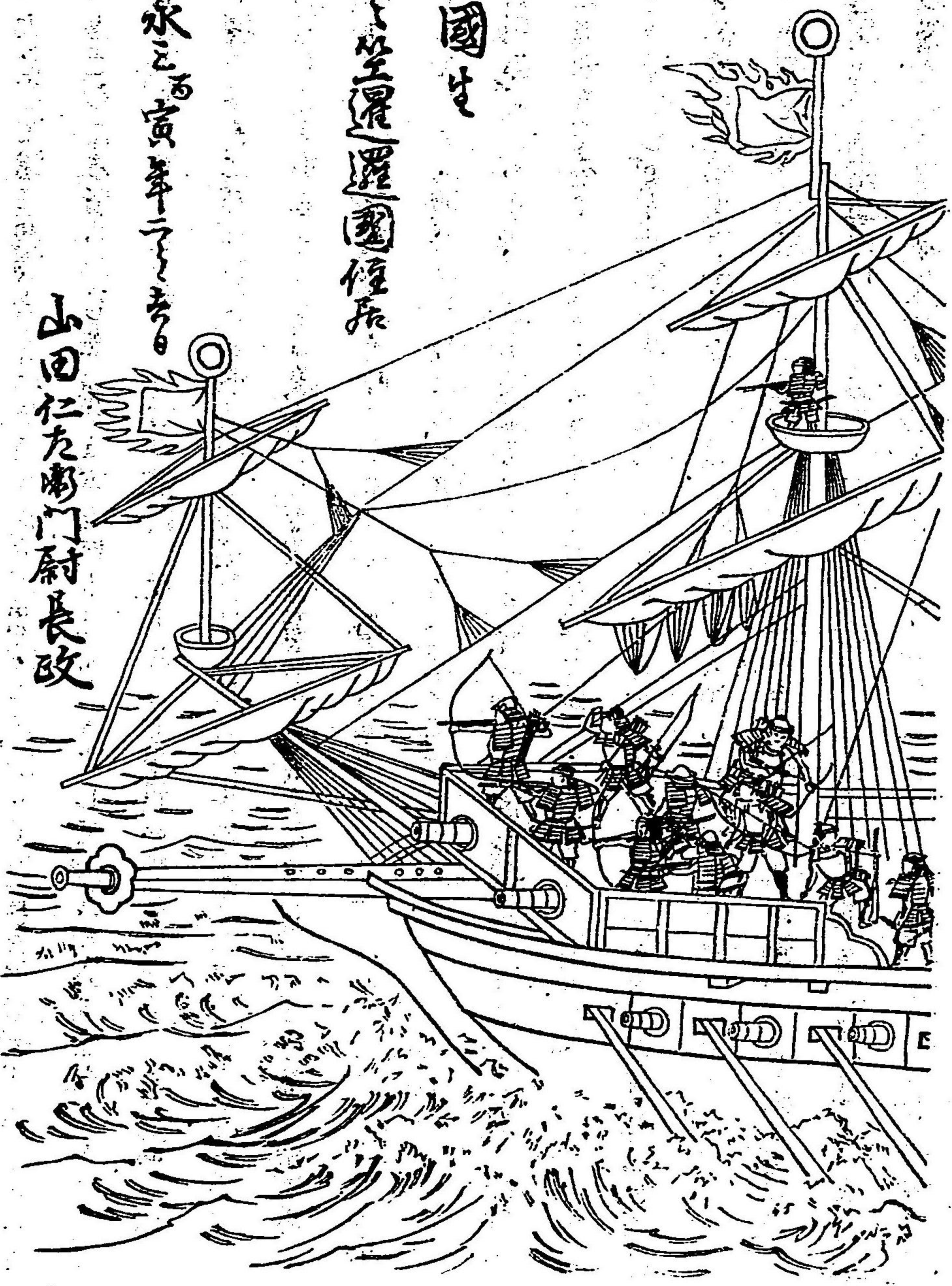
舟儀は云

出國せ

とて坐置暹羅國領兵

寛永二十年寅年二月三日

山田仁左衛門尉長政



大日本圖彙史 近古の時代

五五七

信するの故を以て遂に我國人に疎斥され獨り阿蘭陀人に限りて其貿易を維持するを得たること既に論述したる所の如し蓋し我日本國民の性格たる決して働掛の貿易を經營するに不適當なる者に非ず唯た之を御する者の常則に反するより坐屈を取るに至りしのみ試に夫の百九十七艘の多きに及びし異國渡海の朱印船を見よ當時是等の商船は日本前と稱するもの及び唐船造りと稱するもの、二類にして所謂唐船造りにもまた支那形、西洋形の兩種あり支那形なるものは之を花形船と呼び最も多く用ゐたるものにして西洋形なるものもまた家康の之をオキシユに渡海せしめたるか如き政宗の之を呂宋に渡航せしめたるか如き往々にして之を用ゐじとあり所謂日本前船もまた是等の諸制を參酌し我國にて造出したる一種の商船にして頗る完全のものなりき大日本海軍沿革史云豐太閤令して海外渡航の制を定め外國貿易を獎勵せしより諸國の名族豪商大船巨艦を造り交趾、暹羅、安南、東埔寨及び西洋等の國々に航して往來通商するもの頗る多し其頃大船の聞へ最も高きものは松浦法印、嶋津義弘、加藤清正、鍋島直茂、五島盛利及び長崎の末次平藏、船本彌平次、荒木總右衛門、糸屋徳右衛門、泉州堺の伊豫屋良千、京都の角倉與一、角倉大膳、茶屋四郎次郎、末吉孫左衛門等の船にして其他尙大名豪商等の船舶數十餘艘あり之を御朱印船と云是時に當り海外

航通益々盛にして造船の業及び航海の術亦次第に進歩せり右に掲ぐる所の圖は末吉孫左衛門の所有船にして所謂御朱印船の一艘なり當時扁額に寫して京都清水寺に奉納せしものなりと云と之を彼の山田長政か駿河國府中驛なる淺間神社に寄附したる軍船の圖に徴するに其船體大に相類似するを見る

長崎拾芥に云「フスタ」船と云は「ヤイロウ」船の事なり大なるひらた船にやぐらを揚げ鉄砲をしかけて打により軍に利あり此船はもと平戸の内「フスタ」浦と云處にて作り出せるにより其名を取りて船名に定ると云と見るへし當時の日本人は獨り摸倣的の觀念を有したるのみならずしてまた創造的の意匠に富みしことを船制の改良進歩すること此の如くなりしは航海の事業大に振起せしに因る是に於てか船主船頭其人を異にし船頭尙主其利を同くせざるものあるに至り自から商船法の必要を生して海路諸法度十九條太閤の手に制定さるは我國最古の商船法と云へし

海路諸法度の事

一借船仕候時船主船頭可爲約束次第事

一船をかり候時沖山不知と定候て借候時は沖にても湊にても又は其借船頭陸宿にても不届

義を仕出その船とられそるとも船主可爲損事

但沖山を存知候はんと約束仕候は其船そこね候とも又は陸にて申分候て船とられ候共
借船頭可爲辨事

右の船約束候時書物仕次第にて可有之事

一船をかり約束仕かたし書物いたし候てかり主より返替仕候にいては右の船頭上下候間
其所に留置船賃取可申事

但船頭より返替仕候は右の舟はとなるをかり替渡し可申事

但兩方談合にて相濟候上の申分有之間敷事

一荷物積沖合にて大風大雨などに荷物ぬれ候共船頭越度にては有之間敷事

但湊の内にて風も不吹候に水を入ぬらし又は雨などに油断にてぬらし候にいては船頭
辨可申事

一いつれの湊浦々に舟かゝり候時一番にかゝりたる船先とも綱にて候間跡より參懸候船は
右にかゝり候船にかまはさるやうに可致事

但風吹右の船あたり合さきにかゝりたる船そこなひ候は後に風上にかゝりたる舟を乗か

へ可申事

但三艘共にそとね候時は風上の船頭に存分有之といへとも隣の類火可爲同前事

一沖を走ふぬの時風上なる舟からをまわし風下なる舟に當候て風下の船そこなひ候は風上
の舟に旋つかともち乗可申事

但風上の舟に金銀をぢみ并糸綿などつみ風下の舟には薪材木などのやうなるものを積候
時はそとね申舟荷物ともに辨候て濟可申事

附り風上の舟風下の舟にあてなから風上の舟はそこなひ候共風下の舟は存間敷事

一川の内にて上り舟下舟の時は下り舟よりよけ候て上舟にかまはさるやうに可仕事

但上り舟に下舟あたり上舟そこなひ候は下り舟のもの可爲越度事

下舟そこね候とも其船頭可爲損事

一船をかり候時舟主より人を附候て借候ときむしくらひ候ともかり船頭不存事

但船付を不付候時虫にくらはせそこなひ候は其借船頭可爲辨事

一大風の節船中にて荷をうち船残る荷物有之時舟荷物にかけ配當可爲事

一湊にてもいつれの浦にても大風の時船かゝり候につな不切候を其船かけどめ候に舟つな

きなからしつみ荷物すたり候事候共縦糸綿すたり船はたすかり候共不及配當事
其故は綱碇丈夫に持候てつなきとめ候上は船頭の如在にてはあるまじき事

一船を盜候て先々へうり候を見付候はその盗人行末不知といふとも右の船主へ渡し可申
事

船は木かはらに付申ものにて候間うりて不知といふとも無違亂船主へわたし請取可申事

一運賃にて荷物積候とき奉行不付荷物にて大風に捨候か又は湊にかゝり候時船そこなひ荷
物もすたり候は其所御給人莊屋としより浦切手とり參候ときは舟荷物殘候にかゝり配當
可爲事

右の浦切手不取奉行も不附荷物を捨候と申共船頭可爲越度事

一運賃につみ候荷物水衆の者盜走候時は其船頭辨可申事

但盜たる者尋出荷主へ渡し候時は縦金銀取候て其行末なく候とも船頭如在にてはあるま
じき事

一荷物積合の時船頭其外はうはいにもかくし候をつみ日記の外に積候荷物大風に荷物捨候
とも配當には入不申候事

又荷物すたり候時殘る荷物改候時注文にはつれたる荷物有之は配當にかゝり可申事

一借り船をたて候時焼わり候は其借主可辨申事

一船より火を出荷物共に焼わり候時は大風に舟荷物ともに捨たる可爲同前事

一流し船候を取留置候時は其船主改來次第に少の酒手を取候て渡可申事

一大風に船かゝり候時綱碇丈夫に有し舟大かせまじ候とて荷主綱をさらせうち上せ舟はそ
こに荷物たすかり候ときは其荷主より船をわきまへ可申事

但積候荷物により配當にも可成事

一さためざる借船仕候時其船そこなひ候は借ぬしよりわきまへ右の舟程なるを可返事
以上

右船法之條々者爲朝鮮國退治渡海之砌海陸往來の無恙事爲思食入給集舊記就中無詮捨曲
路有益拾直道以備後代明鑑最守此旨宜沙汰者也

天正廿年正月廿七日

御朱印

諸國

船手懸中

航海事業の發達したること此の如くなりしによりまた船中の規約を作りて船内の乗員に示せるものもあり縦令甚た不完全なる規約なりしにせよまた當時の盛況を證明するの一端ならん

船中規約

- 一 凡回易之事者通有無而以利人已也非後人而益己矣其利者雖小還大也不共利者雖大還小也所謂利者義之嘉會也故曰貪賈五之廉賈三之思焉
- 一 異域之於我國風俗言語雖異其天賦之理未嘗不同忘其同怪其異莫少欺詐慢罵彼且雖不知之我豈不知之哉信及豚魚機見海鷗惟天不容僞欺不可辱我國俗若見他仁人君子則如父師敬之以問其國之禁諱而從其國之風教
- 一 上堪下輿之間民胞物與一視同仁况同國人乎哉况同舟人乎哉有患難疾病凍餒則同救焉莫欲苟獨免
- 一 狂瀾怒濤雖險也還不若人慾之溺人人慾雖多不若酒色之尤溺人到處同道者相共匡正而誠之古人云畏途在衽席飲食之間其然也豈可不慎哉
- 一 瑣碎之筆記於別錄日夜置座右以鑑焉

日本國慶長年月日

回易大使貞子元誌

今や是等の商船か海外に渡航せし航海の形状又は産地に就て物品を賣出せし景況等を觀るに足るべきものは當時外國貿易に従事せし一人なる米澤德兵衛か口上書是なりこの口上書は一に天竺物語と稱して世に行はる

寛永十百年十月播州高砂の住米澤德兵衛致渡天候に付年經ての後口上書差上候様被仰付相認差上候口上書

一 播磨國高砂の住人異名を天竺德兵衛と申候子細は古へ日本より天竺への商船御免被遊候其乘は角屋與一郎殿茶屋四郎次郎殿平野平次郎殿或は駕籠屋紅屋にて御坐候然るに德兵衛儀は角倉與一郎商船頭の前橋清兵衛と申人の書役に備はれ十五歳にて寛永十癸酉年十月十六日肥前國長崎福田を出航いたし翌年甲戌三月三日に南天竺マカオ國流沙川ハントレヒヤと申所まで著船仕候中年一ヶ年逗留いたし三年目乙亥年四月三日に流沙川の川口を出船致し同年八月十一日に長崎へ著船申候事今年寶永四丁亥年私行年八十九歳に罷成候只今剃髮仕候て宗心と申大坂鹽町に居住仕候日本より天竺は南にて土地殊の外あつく御坐候三四月頃より六七月までは少涼しく候へ共日本の夏よりはあつく御坐候八九月より

大日本商業史 近古の時代

六〇五

明る二三月までは格別暑く候其故一日に二三度つゝ水をあひ申候マカタ國領内奥來へ千里但し京よりの道法それよりモウルへ千里それよりサントメへ三千里御坐候何れも皮類織物類色々商物出申候此所は都より別して暑き所にて往來の人車に乗ゆき來いたし候若し車より落候へは焼死「ミイラ」に成申候由申候最初角倉與一郎商船長さ二十間横巾九間の船に人數三百九十七人乗渡海仕候其後天竺へ渡申候節は阿蘭陀ヤヨウメと申者の唐船に便船いたし候歸國致し中年一々年休み十九歳にて渡り申候時は霜月十四日長崎を出船明くる二月十八日マカタ國へ着船いたし八月十四日日本國へ歸國仕候

一長崎口より九十六里未申の方へ走り女島男島と申島あり是より南の方へ六百五十里走り高砂此國の長さ七百五十里此國の都より十二三里沖の方にウリウ。タケンと申島二ありこの方角は琉球國の末福州南京の方に當り申候是より六百五十里西の方へ走りカントウの入口アマカワと申所にて御坐候此アマカワの深さ九百八九十尋程も御坐候大明つゝき申候由此所までは日本の地より北斗の星を目當にして磁石を以て方角をうかひ走り申候是より北斗見へかね申候南の方大「クルス」小「クルス」と申星二つ見へ申候をうかかひ走り申候アマカワより三百里南へ走りヒヤウの鼻と申所御坐候此所は南京境目にて

候三百里西へ走り交趾トロンか嶽と申所より西につゝき大山御坐候是より南へ四百里走りてチヤンパン(占城)のシワロウと申島御坐候是より四百里南へ走りカボウザヤ(東捕寨)のホルコンセウロと申島を過ぎ是より二百里南へ走り候へは中天竺シヤムのイモ島と申有之是より八百里北西の方へ走り候へはマカタ國の入口流砂川の川口なり是迄長崎より三千八百里餘御坐候但異國は六町を一里と申候依之日本の通法三十六町一里に付候は、大方は六百三四十里に當り申候彼流砂川はシヤム國とマカタ國との境にて川口より三里川上にハンデヒヤと申城あり此處にて日本よりの御朱印を改めマカタ國の都王城へ早船にて改手形を差上申候右シヤム國ペンデヒヤの城主はナヤカウホンと申候侍大將にて位は「ナンフウ」と申位の由日本にて右大臣の位にて御座候由此ナヤカウホンと申人本は日本伊勢山田の御師の手代にて國々を相廻申候か何方にてか日本の地にていたつら事仕候て御詮議に付長崎へ欠落いたし折ふしシヤム國の出船ありて其の船に便舟いたしシヤム國へ渡り國主の下知にて所々の軍に手柄ともいたし候故國主の婿に成其上後にはシヤム國の大將に成申候由日本にては山田仁左衛門と申候へとも天竺にてはナヤカウホンと申し候總て侍は相衆とも申候「ナンフウ」とも申候何も帝王の御番を勤申候

一右ハンアビヤより二十七里河上にカイサウと申城あり此處より廿五里川上に大海と申都御座候是より流砂川の口まで七十五里に當申候是までは唐船を通し申候へとも此所を關にして夫より川上へは唐船參不申候

一チキ、ロクラン、ヒツピルと申所までマカタ國の都より八百里御座候此途中にシヤカタ外と申所あり色々の皮類較など多く出申候是まではマカタ國の内なり此所より未申の方に當りて南蠻國なり成亥の方にあたりてホリトギス。イギリス。メイスクロノヨロダツタン。オランダ何も國續にて御座候

一靈鷲山の廻には多羅葉の木大分御座候釋迦尊御在世御説法の時この多羅葉に聞書被成候由今に毎年落葉仕候色々の文字残り有之候アヒヤタイの長老に此一葉申請候て日本へ持參いたし播州高砂十輪寺へ納置申候この長老は私天竺にての旅宿仕候木下六左衛門と申候人の内室右長老の妹にて此所縁を以て申請候右六左衛門は日本にて三百石程取候侍にて帝王の御番衆大納言に當る位の由申候

一天竺の俗は日本の人を見候へは兩手を合せて「チャカ」と申て拜み申候殊の外敬ひ申候事に御座候

一天竺にては諸事織物類蘇珊珊瑚樹其外色々の物殊の外直段下直にて御座候給子一巻上にて十一匁より十六匁まで仕候伽羅計は出處少き故外のものにくらへ申候へは高直に御座候紫檀黒檀センダン杯は日本の薪の如く澤山に御座候

一日本より船積致し天竺へ參候物は蚊屋扇子傘塗物類銅道具類にて御座候刀脇さし總て刀ものを別して望申候へ共自分くの持道具より外は持參不仕候

一天竺より買取參候物は絲織物類藥種蘇珊珊瑚樹「キヤラ」白タン紫檀萬皮類其外器物類も面々心次第に相調船積仕候

一日本より天竺へ渡し候船水主は八十人にて候へ共右に記申候ごとく都合人數三百餘人乗申候事はまつ長崎にて南蠻。阿蘭陀。シャガタラ。小人。南京。東京。廣東筋所々の案内から耳を吟味致し功者なるものを備ひ參候道中にて備ひ船に乗せ申候夫故天竺著船の節は人數三百九十八人渡申候

一長崎より渡天船賃一人前銀五百匁つゝにて御座候

「キヤン」

楫取役人の事

「アハン」

舟の帆柱へ登る役人の事

「タレン」

帆の手繩を配る役人の事

「ミヨム」

三繩三筋を計らひ申役人の事

「メウヨム」

碇の役人の事

「ラットウ」

荷物を積役人の事

「サチン」

船の目付ザウシキの事

「カサツテ」

物見役の事

一中天竺五帝の都

トンキン

カウチ

ルソン

チャンパン

カボウチャ

右之通御坐候

右私義渡天仕候節大坂町年寄淀屋孝庵殿大塚屋心齋殿鹽屋道薫殿長崎御奉行竹中采女正殿今年實永まで七十四年に成候

大坂上鹽町 宗心

(天竺物語。海外異聞。外國漂流全書)

見るへし當時我國より海南諸國に往來せし商船は長二十間幅九間にして人數三百九十七人

を乗組ましめ其往復には蚊帳、扇子、傘、塗物、鉄砲、銅道具、刃物、又は織物、藥種、鮫、珊瑚樹、「キヤラ」、白檀、紫檀、皮類、器類を搭載するに足りしことを而して彼等の乗客は一人前船賃銀五百匁を出し常に兩間を往來して貿易に従事したりとすれば其商業の隆盛なりしや想ふへし長崎御用奇物識云糸屋隨右衛門渡唐年十六歳慶長六辛丑歳より寛永九壬辰年まで三十二年の間二十四度渡海種々の覺書有之と此の如き活潑なる商人にして此の如き熟練の功による到處商業上の競争に勝利を占めたる亦た宜ならずや當時長崎港の輸出入品また左の如くなりしと云

輸出品

蚊帳	傘	紙張扇子	合羽	刀劍
銅器	藥罐の類	漆塗	小麥類	蒔繪
紙帷子	水風呂	鐵器類	小刀	鑷
庖丁類	食器	木綿布子	鉄錢	梳
樟腦	屏風	臺		

輸入品

大日本商業史 近古の時代

- 白糸
- 金入「ソユス」「タビイ」
- 「シユチン」
- 「チャラ」嶋
- 「ダンス」
- 「カベチヨロ」
- 「シヤ」
- 「ケン」
- 「コルゴラン」
- 「サヤ」
- 「リン」
- 「リンズ」
- 「チリメン」
- 「ヂヤコフ」
- 山飯來
- 鮫
- 水銀
- 木香
- 「トタン」
- 「サンゴヤニ」
- ハナ目鏡
- 「インヂヤ」唐皮
- 朱
- (長崎)

英人アルネストハートルト曰吾人は英國及大陸諸國の宮殿并に城内に裝置せる日本古代の漆細工及衝立を見る然れども其品質たるや悪材に劣等の黒漆を被らしめ而して概製作拙劣練磨粗略なるかため蔽曇にして透明の美を缺く或は之に支那風の山水又は佛塔の類を畫き彫嵌するに眞珠を以てしたれども下畫の粗にして拙なるか爲め仕上甚た妙ならず要するに是等は第十七八世紀の交歐洲に於て稀有の妙品として稱せられたりしも今日に在りて之を觀るときは是等の工品は古代の日本人か目するに夷狄を以てせる外國人との貿易品として製造せしものにして宛も英國よりアフリカ又支那に輸出する小刀綿類等の劣等なるか如しと然らば則當時漆器の販路は歐洲に向て多かりしこと知るべしハートルトまた曰く日本製陶術の古來世界に冠絶せることは陶器家の普く許せる所にして歐洲諸國に於て第十七八世紀の

頃美術品として最も世に重愛せられたるものは實に日本の陶器なりと然し當時我國より輸出したる食器なるものは即陶器なりしならん其他蚊帳、傘、扇、疊の類の如きは之を海南諸國に輸出したるもあるべく之れを印度地方に輸出したるもあるべし而して之を運搬せし所以のものは多くは彼の朱印船に因る當時我國商業の隆盛ありしや少しく誇稱するに足る然れども今古商況の其趣を同くせざる生絲の如きものはまた有ることなかるべし古代に隆盛なりし蠶絲業は今や數百年間の戦亂に何時しか廢絶の姿となり海賊の徒か頻りに支那を侵せし頃よりして己に生絲の供給を支那に仰きしか歐洲の貿易漸く開くるや我國また治平の代に屬し生絲の需要愈多く遂に白絲割符なる事を生出したたり白絲割符は江戸將軍の政府が長崎港の貿易を振起して自己の税源を増加せんと欲せし政略より出たるものにして慶長八年より始まる從來我國の外國貿易は主として平戸港に於て行はれ諸國の商人もまた其地を便なりとなしたれば葡萄牙人は宗教上の原因よりして嘗て長崎港を開けりと雖もまた常に平戸港に來りて貿易せしに慶長二年阿蘭陀人の始めて平戸港に來りし以降彼等は之と競争し遂に専ら長崎港にのみ入ることとなれり然れども長崎港は當時未だ甚た隆盛ならざりしを以て彼等か印度又は支那の地方より舶載し來れる白絲も平戸港の如く買人なく空

しく停泊せざるを得ざりしかは遂に商業上の援兵を政治家に乞ひ諸國の商人に訓令して之を買取らしめんことを求めたり而して當時貨殖に銳意なりし家康は其領地なる長崎港に來りし葡萄牙人をして其儘荷物を積返らしめは後來の貿易高減縮して其歳入を増加する能はざらんことを慮り遂に彼等が求に應じ堺及び京都長崎の商人をして盡く之を買取らしむ是白絲割符の起源なり

糸亂記 爰に堺の地を去ること二百四十里にして一都會あり名を長崎とよひ肥の前州に屬し其町凡そ八十餘町山をうしろにして海を前にいたき其山高きと數十丈海ふかきこと又これに同じ港の入口より長崎の地まではおほよそ三里兩方峩々と聳へし青山屏風の如く一聲の笑もこたへして冷しく山中の一境界なれば其景色は筆にも及ひ難し日本第一の港とこそは見へ侍り又其頃長崎の御奉行を小笠原一庵老とそ申しけるまた其頃は大明の船のみ此所に著岸して黒船は同國松浦の郡平戸に入津せしとかやしかるにをもわぬ風に梶を絶行へもしらすのりめくりて黒船一艘長崎の地に著ぬされとき金銀今の如く澤山あらねは積來る白絲買手なく兩年までこそ逗留しぬ此船の紅毛一庵老へ御願ひ申せしこそことわりなれ日本を頼みはるく遠國よりあきなひにまいり候て積戻り申す事申中々迷惑

に存奉る何とぞ長崎商人中に買取り申すやうに仰付させられ下されかしと申せるを一庵老聞とけけられ權現様へそ申上られぬ其頃權現様は伏見に御坐なされしに堺へ御下知あつて高名屋宗岸奈良屋道泊伊豫屋長千具足屋宗齋成尾屋宗實材木屋道二阿知子宗壽伊丹屋道幾芝辻宗意小山良觀の十人をめされ忝なくも御直に御言葉下させられ長崎の奉行一庵より申來るは黒船一艘彼地に著岸して既に兩年まで逗留しぬると雖も白絲及び諸物買手なく持販ることを難義いたすの由若かれか持戻りなは重て此國に來るましくと思ふなり堺は其上より豊饒の處といひ其方共よく富るとかや急き長崎に立越彼黒船の荷物ども買取早速出船いたさすへしと仰下されければ宗岸時の上坐なればをつ取て御返答申上てたどへ身命の儀を仰下さるゝともたれかいなみ奉るへきまして我々か業となす所の商ひいとやすき御事に候近日用意仕り候て黒船を出船致させ申すへき旨を申されければ伺候の大小名も早速御受いたしかぬへしと存せられしに心よく申上しかは權現様御氣色うるわしくかならず日本にひけをとらすなよと仰ありしそありかたしかくて十人のもどもは肥前の國長崎にいたれば京都の者もうらやましきとて加はり長崎地下人と申合せことく荷物を買取りて黒船歸帆せしかは今は何の用もなきにうかくと此所に居へきや

うなし早く上へ此よし申上へしとて伏見へまかりのほりて右の趣き言上いたし奉ればこ
との外御威成せられ其上にて何事なりとも奉願候様にと御上意を得奉れば家の面目世の
聞へうれしきとも中々に十人の者ともか心の内をしはかりてそしられけるこれによつて
白糸割符義願上げ奉りしに則御奉書をそ頂戴しぬ

長崎實地 慶長八卯年南蠻船に諸色の荷物數多積渡る就中白絲大分に持渡る早速可令商
賣の處に其頃まで世上必迫にして絲類僅苑用候澤山に持渡に付曾て白糸買人無之二年滯
留其節奉行小笠原一庵方へ異國人共より此度持渡候白絲買人とも相應の直段を以て是
非拂度の旨願申一庵方より右の旨江戸へ伺ふ時に御意として被仰付候は異國人持渡處白
絲商賣不仕其儘積返し候は、以來耽と渡る間敷候諸國の商人共へ相觸夫々の分限に應し
割符被爲買取異國人商賣致し令歸帆翌辰年又白絲大分に持渡る然れば前年の絲買取商人
共未た商賣半に上方以外の外下直に成る就夫買手方より訴訟を申上る去年の糸未た拂不申
處に今年大分渡上方下直に成身上滅却仕候御慈悲の上此度積渡糸悉私共相對を以て買取
候様被仰付可被下旨奉願候則達御上聞右之通御赦免被爲成候間仲間に買取割符せしむ
き旨被仰付候

この時家康か其老中をして發せしめたる制令に云

黒船著岸の時定め置き年寄とも絲のぬいたさる以前に諸商人長崎へ入るへからず候糸
のぬ相定候上は萬望次第商賣いたす可き者也

慶長九年

本多上野介

五月三日

板倉伊賀守

而して其割符の定高は左の如し

京 百九

堺 百廿九

長崎 百九

三ヶ所合三百二十九 但一九五十斤入一斤量目百六十目

この定高を稱して題絲と云糸割符由緒書に云題絲と申義は唐阿蘭陀より糸高何程多持渡候
ても個所く、不殘題糸に割符被下置候御事に御座候とこの定高を基礎として割賦の割合
を定むるを云なり或は云當時この他に尙六十九を呉服所の題絲となし内廿九は後藤籙殿、
八丸は龜屋正兵衛、八丸は茶屋四郎次郎、八丸は三嶋屋祐徳、八丸は茶屋長固、八丸は糸

柳彦兵衛に割符せりと寛永八年に至りまた白糸五十九を江戸に、二十九を大坂に割符することとなりて始て五ヶ所割符の名起る同しき十八年平戸港の貿易を長崎港に移轉せしむるやまたこの割符を改定して廿六丸を諸國に割符せしめたり長崎實記に云寛永十八年大猷院様御代江戸大坂より訴訟仕候に付此年加増被仰付江戸五十九増大坂廿九増

百丸	京	百二十九	堺	
百丸	長崎	百丸	江戸	
五十九	大坂	六十九	吳服所	
廿六丸	諸國			
内	十二丸	筑前博多	三九半	對馬
	五丸	筑後	一九半	小倉
	五丸	肥前	十九	平戸

右は寛永十八年七月五日に御意として被仰渡候趣は平戸の儀年々阿蘭陀人令著岸其商賣餘慶を以致渡世候處阿蘭陀人長崎へ引越候へは可致難義依之御憐愍の上拜領被仰付候間五ヶ所仲間より十九被仰付右同時に阿蘭陀人に被仰渡候は白糸の儀先年天川糸の通五ヶ所割符

仲間に御買せ被成候由仰付候とは是あり而して當時白糸一丸の價格は銀子一貫二三百目なりしと云^{慶長}然れども此の如き貿易は到底受身の貿易にして復働掛の精神なし此豈に當時の雄偉卓犖なる日本商人か能く自から安する所ならんや商業上に勝を制するの術は只働掛の貿易のみなるを看破し京都の豪商なる茶屋四郎次郎晴次か如きは最初白糸割符の事に周旋せし一人なりしかども遂に朱印狀を受取りて自から交趾に赴けり

武徳編年集成 慶長十七年正月大商茶屋四郎次郎晴次嚮に長崎へ遣はされ蠻船入津の様子本朝の商賈等と貨物交賣の趣を伺せらるゝ處絲類は織物の元なれば唐朝諸蠻の商客より其價を軽く買得たらは甚た洛陽の織人利潤を受て貴賤其便の宜に至らんと請ふ神君之を許され其黨を組て之を買得て割賦しけるか今度又訴望し御朱印を賜はり貨物交易の爲に交趾國へ渡海す

當時商業の形勢已に此の如くなりしかは政府は之によりて巨大の稅源を得益ゝ其盛大を謀れり「カソリック」教黨の隱謀を畏れて遂に貿易を沮絶せしは豈其固より欲したる所ならんや林羅山か長崎者番舶所湊買客所集便於市利者由是貨殖頃年官置吏以監察之征賦之法沽權之利將大行也と云へるか如き以て見るへし貿易によりて稅源を得歲入を増加するは其國

民に利益あるにあらすんば安んそ之を得ん獨人ケンプヘル曰最初葡萄牙人の貿易は能く其隆盛を極めたるものと云へし其商人は國中富豪の女子に婚姻して其商品を販賣するに大なる便益を得日本の金貨を歐洲及び印度の珍物藥種織物其他の商船と交易して毎年輸出する所は三百噸に下らす蓋し當時に在りては葡萄牙人何等の貨物何程の數量を輸入しまた之を輸出するも全く其自由を有せしかは其貿易の隆盛を極めたる時に在りては其貨物を輸入するには大船を以てせしかども其衰ふるに及んては所謂「ガリャト」(即「カレウタ」)と稱せる小船を以て之を輸入するに至り其初は豊後及平戸に入港せしかども後には唯た長崎の一港のみに來るに至れり而して其輸入する商品につき利する所は少くも十割に下らすして輸出の商品より得る所もまた少からざりしか如し余はこゝに其貿易の詳説を掲ぐるを要せず唯た葡萄牙人の貿易大に衰頽したる日本航行の末年即千六百三十六年(寛永十三年)に於てすら銀の二千三百五十箱即二百三十萬「テール」と外に其親類家族合せて二百八十七人を四艘の船に搭載して長崎よりマカオに向て發送したることを記するを以て足るへし千六百三十七年には貨物を輸入し六艘の船を以て貨幣を輸出すること二百十四萬二千三百六十五「テール」四、一の價格に達し千六百三十八年には唯二艘の「カリャト」船を以て百二

十五萬九千〇二十三「テール」七、三の貨幣を輸出したり尙此他數年前に葡萄牙人一小船を以て金貨一百噸を發送したることを記したるものあるを見る是大なる謬見なり見よケンプヘルか葡萄牙人の貿易大に衰頽したる日本航行の末年と稱する所のものは即彼等か商館を引拂ひて退去したる年にして所謂銀の二百三十五箱を輸出したるは即其家財を引拂ひし價格を込むるものなることを其次年に於て銀貨の二百十四萬餘「テール」を輸出せしか如きもまた其家財の殘餘多かりしとは翌年に至りて其輸出せし銀貨の殆んど半額に減したるを見るも尙之を知るに足らん况んや寛永十三年は即我國の異國渡海の禁を起せし時なれば其後の貿易は常に受身の貿易なりしをや世人即この際の輸入超過高を取りて之を葡萄牙人の我國に通商せし以來九十餘年間の平均高と看做し當時我國より葡萄牙人の手によりて輸出されたる金銀は總高二億二千五百萬なりと云に至りては又ケンプヘルか謬見を承けたるのみ家康か薩摩の領主に命し琉球國王をして明の福建總督に贈らしめたる書に曰夫邦國在四方也有金玉者或不足乎錦繡有粟米者或不足乎器皿若有餘而不散不足而無聚民用不足而貨亦廢惟坐而待腐不如通其有無各得其所矣日本非無金玉器皿其土宜質素而不及於中華之文質彬彬と其意蓋し我國に有餘なる金玉または器皿を以て支那の錦繡其他の商品に交換せん

とするに在り然らば則當時金玉は我國重要な輸出品たらざりしにあらざるべしと雖も家康は嘗てアダムスか造りし西洋形船をして航路を新西班牙に開かしめたるや朱屋隆成歸報して但し金銀は聞及候程は無之と云ひしを見れば苟も商業上の算段に利益あれば金銀と雖も亦千里を遠しとせずして之を買込みしを見るべし故に當時我國の外國貿易は縱令葡萄牙人または阿蘭陀人をして如何に莫大の利益を得せしめたるにせよ我國に向てもまた莫大の利益ありしや疑なし見よ彼の百九十七艘の朱印船は豈に損失を買はんか爲にして異國に渡海したるものならんや彼の呂宋、安南、暹羅、其他の日本町に居留せし千萬人の日本商人は豈に損失を買はんか爲にして海外に移住したる者ならんや

抑も何の國に於ても其國勢力の振興する時期に當りては國內貨幣の制も自から振興し金銀もまた國內に増殖するは必然の勢にして慶長元和の際には我國の勢力殊に盛なりしかは西洋なる葡萄牙、西班牙、阿蘭陀、英吉利諸國の商船我國に來航通商するもの頗る多く而して是等の外國商人等は皆首を伏して我國政府の號令約束に服従せざるはなく又我國の商人及鎮西諸領主の如きも外國貿易を経營して支那の南部なる寧波、廣東並に安南、暹羅、呂宋、新嘉坡の諸處に航通往來するもの陸續踵を接したり故に當時内には則佐渡金坑の産出金銀歳

を透て頗る増加し外は則支那及其他外國所産の金銀來りて我國に輸入するもの亦た鮮からざりしかは我國の金銀は著しく増殖し物價また極めて騰貴せり例へば當時我國にて酒三斗二升は凡三貫文なりしかども支那の福州にては百二十八文、下男給金凡五貫文なりしかども同處にては三百文の給金は宜しきにて何にても日本の二十分一と思へば大差亦く亦た日本金の銀にて自由に通用するを得たりと云天正記是に於てか幣制更張の必要始めて生し豊臣氏漸く其端を開きて徳川氏遂に其績を成せり蓋し王朝の盛なるや嘗て幣制の設けありしと雖も其方法の宜しきを失へるは當時既に其弊に勝へざるものありし王綱の紐を解くや遂に支那の貨幣を輸入して之を通用するに至る鎌倉の治國內驢虞を歌謠せりと雖も其政畧は一に舊章に率由して民心を鎮靜せしむるに在りしかは弊制の如きもまた釐革する所なし建武中興幣制を改新し始めて楮幣を造る然れども倏忽の間車駕南巡し天下また亂る誰か幣制を問ふ者あらんや室町の政府は小康を得たりと雖も氣力微弱にして有爲の資なし徒らに支那の貨幣を輸入して之を根本渡唐錢と稱し一般に貴重したるのみ然れども其貨幣の種類内外混淆し善惡錯綜して交易の間頗る撰擇に苦みしかは天文十九年の比相摸の北條氏令を發して其領内に限りては盡く永樂錢を用ひ他錢を用ゆることを得ざらしむ是根本渡唐錢の内

に於てこの錢最も良好なりし故なるへし是に於てか既に廢棄せられたる各種の雜錢は關東を去りて京畿に往き諸方に流通せし永樂錢は漸く關東に注入して其罅隙を塞けり是より後關東にては雜錢を泛稱して京錢とは云へり

日本中古治亂記 天文十九年の頃は關東の諸民とも永樂錢に鋳と云へる惡錢を取雜て同し直段に用ゐしかは賣買の輩とも在々所々の市町にて彼惡錢を撰論し鬭諍を引出し互に打合打擲し喧じかりし形勢なり天文の頃は北條右京大夫氏康關東八州を打隨へ諸士悉く彼下知を守りしかは氏康の家臣山角信濃守定信、笠原越前守康朝其外奉行頭人等を招集め氏康評定せられけるは夫鳥目には品々の替りあれども永樂には如かさる歟今より以後關東にて永樂一錢を用に遣ひ他錢を用ゐざる様に下知すへしと思ふなり一には錢の善惡日を同して之を語るへからす二には民の鬭諍を止めんか爲三には賣買に隙を弊さるか爲なり如何思ふと相談しけるに一座の輩皆尤とそ同じける然る故に辻々町々并に郡莊鄉村里に右の趣高札を書て立られけり今より後は關東八州の輩は市町毎に永樂一錢を用ゐしか近國遠國の者すらも鋳の中より永樂を撰出し惡錢を除きしかは自鋳は廢れて上方へのみ止り永樂の一錢ばかり關東には留りけり此時よりして鋳を名け京錢とは云ひしとそ

然れども是等は皆銅錢にして大なる取引には之を用ゆるに便ならざりし故甲斐の武田氏は甲州金を造り越後の上杉氏は越後銀を造りて之を通用する等諸處の領主等各領内通用の金貨小判其他の貨幣を造れる者ありき然りと雖も皆全國に通用せしむるに足らざりしは固より論なし又砂金板金の類及西班牙其他の錢貨を輸入したる者ありしかとも亦皆不便にして軍國の需要に應ずるに足らざりしかは天正十六年新に金貨大判小判等を造て之を流通せしめたり是太閤の創意に出し所なるへし家康政權を執りし後其遺緒を擴充し應長十六年始て銀坐を江戸に置き大に金銀貨幣の鑄造法を改定し大判金貨、小判金貨、一分判金貨及丁銀、豆板銀の五種を鑄造し以て普く世上に通用せしむ是に於てか我國また全國一定の流通貨幣を見るを得たり後世之を稱して慶長金と云慶長金は慶長六年より伏見及江戸駿府等の各地に於て其鑄造を始め爾來歲を逐て發行したる所の總高は漸く其高を増加し元祿八年まで凡九十餘年の間に於て金貨小判及一分判凡二千四百七十二萬七千〇五十五兩(今の銀貨一億五千百二萬五千七百十圓強に當る)銀貨も丁銀、豆板銀の二種にて凡百二十萬貫目に下らざりしとそ通貨當時貨幣鑄造の事を察するに家康は之を大久保石見守、後藤莊二郎の二人に委任して之を採掘鑄造せしめたるものにしてこの大久保石見守は屢々當時我國に來航せ

し葡萄牙人其他に交通して其國々に於ける貨幣鑄造の方法を尋究し内外の智識を湊合して遂に彼が如く良好なる貨幣を製出したり石見守は遂に「カンパニョ」に陥りて其身を亡はせるが如き當時金銀を分析するに南蠻爐を用ひしか如き以て其事を徵證するに足るされは慶長金の品位精良にして我國古來未だ曾て有らざりし所の貨幣たりしや疑なし唯其惜むべきは當時鑄造貨幣を相交換するの法定價格割合宜しきを得ずして之を西洋諸國の幣制に比すれば銅錢の法定價格は金銀兩貨に對して甚だ昂貴に過ぎ銀貨の法定價格は金貨に對して甚だ昂貴に過ぎたる事是なり慶長の幣制に於ては永樂錢一貫文（後寛永錢四貫文を以て永樂錢の一貫文に充つ寛永錢四貫文の量目は精銅凡四貫目にして今の相場によれば凡四圓内外に當る）を以て金貨小判一兩（量目四匁七分六厘品位は金八五六・九。銀一四・二五。雜〇〇〇・六の割合にして今の金貨十圓〇〇六錢四三に當る）に換へ又金一兩を以て銀六十目或は五十目に換へしめたり此の如く銅に對して銀、銀に對して金貨の法定價格低に過ぎたる結果は海外に向て金銀の流出を促せり然れども當初金銀銅貨の法定價格を定むること此の如くなりし所以のものは他なし當時我國に於ては銅錢の良好なるもの甚だ寡小にして日用の小取引を整理する補助貨に乏しき市場に於ける三貨交換の價格は恰も此の如くなり

しによれるのみ見よ我國の金銀貨幣は慶長の初既之を鑄造發行したりと雖も銅錢は寛永十三年に寛永通寶を發行するに至るまでは其良好なるものは獨り永樂錢のみなりしことを故に若し當時我國の政府をして貨幣發行の方法を慎み銅錢又は銀錢をして其勢力を貨幣市場に達するに至らざらしめば其法定價格は之を諸外國に比して如何に不權衡なりしにせよ尙甚しき弊害を見ざりしなる可しと雖も寛永以降新錢鑄造發行の高漸く増加し良好なる銅錢の供給市場に充溢して皆て其一貫文を新錢の四貫文に當てたる永樂錢の如きも遂に下落して新錢と平價を保つに至るも猶且新錢の發行を止めざりし結果は遂に銅貨をして金銀貨幣を海外に驅出せしめたり當時銅錢を發行して古錢と共に金子一兩に付き銀四貫文（永樂錢は銀と銅はす）に適用せしめたる事及び銅錢の増發して金一兩に付新錢四貫文の割合を狂はせしは左の二制令によりて之を知るべし

定

一寛永の新錢并古錢共に金子一兩に銅四貫文勿論一步に一貫文賣たるべし若致違背高下の賣買任にちいては双方より其賣買代一倍過料を以て可出之其附々年寄二百疋其外家一軒一疋宛過料可出之事

一大かけ 一むね銭 一コロセニ 一なまり銭 一かたなし 一新悪銭

此外撰むべからず若撰むもの右古銭を押つつかふ者有之右々はその所に三日晒し或十日籠舎なるべし其町の過剰右同前の事

一新銭江戸并近江坂本にて被仰付候間兩所の外悪銭に至るまで一切不可鑄出之若相背やから可爲曲事事

一今度新銭被仰付候上は縦有來惡銭なりと云ども或禮物散銭等にも取扱ふ可からざる事

一御領私領者に年貢收納等にも此定之通不可相背事

右の條々堅可相守者也

寛永十三年六月日

覺

一宮より

桑名へ舟賃一駄五十七文 八一人に二十四文

馬一疋口付共に七十文

四日市へ舟賃一駄七十文 八一人に二十八文

鳴海へ駄賃一駄三十九文 かし尻二十五文

右近年鳥目下直に付て如此今度駄賃錢まじ候但金子一兩に四貫文程の直段に成候時は如前々可相直之若此外まじ錢を取候もの於有之は可爲曲事者也

寛永二十年

源左衛門印

未二月六日

石見

備前

越前

筑後

(享保令
典類集)

況んや嘗て二百艘に及びし異國渡海の朱印船が盛に海外に往來して其貿易を營みし時に於ては内地に於ける貿易も亦隨て活潑にして其金銀の價格を維持して之を我國に停留せしむることを得たりと雖も鎖國の後には商業沈滞してまた活潑の取引なかりしかば金銀は其需要を減して流通高を超過せしむや寛永十七年に當りて阿蘭陀人の我國に輸入したる物品の價格は總金高八十萬兩に洋銀三百二十萬兩にして其輸出は銀の一種を以てしたる分千兩に及らざるに及りたるに及るか如きも亦這般數多の原因相湊合して釀成したる

所のみ(この説によるときは當時阿蘭陀より輸入したる物品は其價格三百二十萬弗なりしかども我國より輸出したる物品は百二十萬弗に過ぎざりしか故に差引二百萬の輸入超過高を生じ鑛貨にて之を支拂へることを知ざれば)是より後日本の黄金は阿蘭陀人輸出の要品となり日本の通貨なる黄金小判の如きは純金二百二十四「クンライ」の量目なるを銀六「テール」以下を以て之を購ひ印度に於ては黄金の價格頗る日本より貴かりしを以て之を彼地に送りて高價に賣却し一週年の間には小判十萬枚を輸出して百萬「フローリン」の大利を得しことあり是に於てケンフヘルはこの時を稱して實に黄金世界となせり然れども是領國以後の事何と以て當時商業の隆盛なりしを掩ふに足らんや

蓋し當時の趨勢を察するに歴年の戦亂の間に至りて始めて平定し天下の英雄また其驥足を伸ふるの地なきに苦しみ終に其銳鋒を轉して海外に横行し其向ふ所將に敵なきに至らんとするものあり若し此の如くして當時風潮の向ふ所に放任し彼等をして各其志を達せしめば葡、西、蘭の三國に代りて東洋貿易の全權を專占したるもの未だ必英國にあらざるべく印度を押領して之を取り濠洲を發見して之れを收めしもの未だ必アングロサタワン人種にあらざりしなるべし試に見よ蒸氣車を發明して始めて鐵道をリバプールに敷きたるは英

人マヨット、マテアン、マシナリと雖も蒸氣を以て舟を行るべき工夫をなし始て小蒸氣船をマヨット、マテアン、マシナリにありしや電氣を以て音信するの器械を發明して始めて電信線をワシントンに架したるは米人サミニエル、モルスなりと雖も佛國巴理に會議して其功勞を謝したるは歐洲大陸の諸國にあらざるや見るべし彼等か今日の富強は寧ろ通商貿易の結果なることを若し果して我國をして國を離して春賑を貪ることを止め進んで生存競争の世界に立たしめんか歐洲諸國の彼か如き發明をするに當りてや我國人の直に之を學べるは恰も葡萄牙人の種子島に來るや直に鐵砲の製造法を學ひしと同一なりしならん苟も然らば吾人か昔日の地位たる豈之を失はんや嗚呼曩昔には唐制の模倣と文物の塗抹とによりて商業の進路を阻絶され今や再びこの厄運に逢ふ我國民もまた不幸なる哉然れども我國民の性格は常に冒險敢爲の氣象に富み苟も時機あらば直に其鋒芒を發露せんと欲する者存るや歴史有りしより以來毫も變する所なし二百年間の長日月を閉過して少しく社會の大勢に後る人も一たび醒めて而して起るや僅に三十餘年の間一躍千里忽ち頭角を現はしたるは適宜以て其本色を見るべきのみ

余は當初に云ふ如く我國人は實に鎖國の夢を見たり然れども國を鎖して疆域の中に退守す

るは果して日本國民の本色にあらし是余か我國商業の歴史に就て其如何に之を證據立るかを見んと欲する所なりと又當初に云し如く若し愛國敵愾の心は自國の歴史を知るに生ずるものにして其心は即働掛の貿易を経營するに於て最も必要なる精神なることを知らば余か此述作に従事せしむ亦無用の業にあらし擧國の博士ローレンツ、フォン、スタイン、日東亞諸國の利益を歐洲の各大國に分配すること並に其各大國が大太平洋に於て彼我の利害を争ふことよりして今既に所謂太平洋政略の端緒を現したり論者或はこの言を以て空中樓閣の如く思考するものあるへしと雖も苟も彼の新ヘブライデス、グイチア。及びフィリッピン國の外交歴史を知る者は皆この言の誣さるを見るへし試に思へ是等の諸國は往時歐羅巴人が夢にたも知らざる處なりしに今は其國土の占領に關して歐洲の各大國間に葛藤を惹起するにあらすや自今この政略に干與するの國々は皆に從前の如く英佛獨の三國に止まらずして北方よりは露國、東方よりは米國も亦之に加はり其關係は隨て甚だ重大に赴くへし既に此期に至れば曾て亞米利加及び印度に生じたる事變を今世記に再演し太平洋は歐洲各大國の雌雄を決するの戰場となるへし是固より將來の想像なるも其想像の一は現に今實驗する所となり歐洲の各大國か東亞細亞に於て何等の事をなすも又何等の問題を惹起するも日本支

那の兩國は始終其衝に當らざるを得ざるを見る然り而して近く支那及び日本の國狀に就きて世上是非の論紛々たるを如何せんとするか要するに支那人の氣質は歐羅巴人と與に政略上の目的を達するに適せずして獨り日本は其軍備の整頓と行政の發達とに依り歐洲各大國と共に政治上の大問題を解く的能力を具有せり此大問題の解釋は果して何時に實行さるや又凡是等の場合に於て日本は其地位其港灣其速に進歩せし海軍其能く一致せる強兵を以てせば其一言は以て能く東洋の權衡を上下すへきことまた疑なかるへし吾人は敢て彼の歐洲各大國の如く他人の國土を奪掠して自己の財囊を充たさんと欲するものにあらざれども苟も商業を振起せんと欲するには其進路に當れる障礙を切開くへき勇氣なかるへからざるを知る吾人日本人たる者此一國興廢の時に際す遠く往昔を顧みて近く來今を思はざる可けんや

大日本商業史 終

大日本商業史 近古の時代

平戸貿易史

松浦の海産魚

のり

のり

後之註

題辭



平戶望賒玄海洋尚思林
立宿帆檣盛衰有變何終
極寰宇于今鬪虎狼將謂

文明夙崩孽僮言禍害早
潛藏封疆誰畫萬年策
莫使後人悲履霜

管子聰明生絕倫豈甘汨沒

島中民况懷慕聖希賢志
肯作趨炎附熱人慷慨時編
鄉國事綺羅不省帝城春
他年屬望吾非小九萬里

程鵬翼振

敬宇中村正直



平戶貿易志序

圓顛方趾履地戴天者豈有內外彼此之別哉或衣冠尊俎或文身穴居種質色容之與言語習慣不能一而部落分焉彼有所長此有所短有餘不足之與需要供給亦不能齊而貿易興焉外交開焉則土風方俗可觀也國體制度可察也學術技藝可攷也泰西諸國夙講航海之術與殊域交通參彼此較長短取捨損益以致富強乃本邦獨立東海當以外交爲急務而中古以降畫境自守雖有來求通商者嚴設厲禁却之嗟乎日已高矣睡夢猶熟可勝嘆哉天文年間葡萄牙英咭喇和蘭支那諸國商船來于我肥前平戶貿易有年每往來筑前博多商况頗盛後移

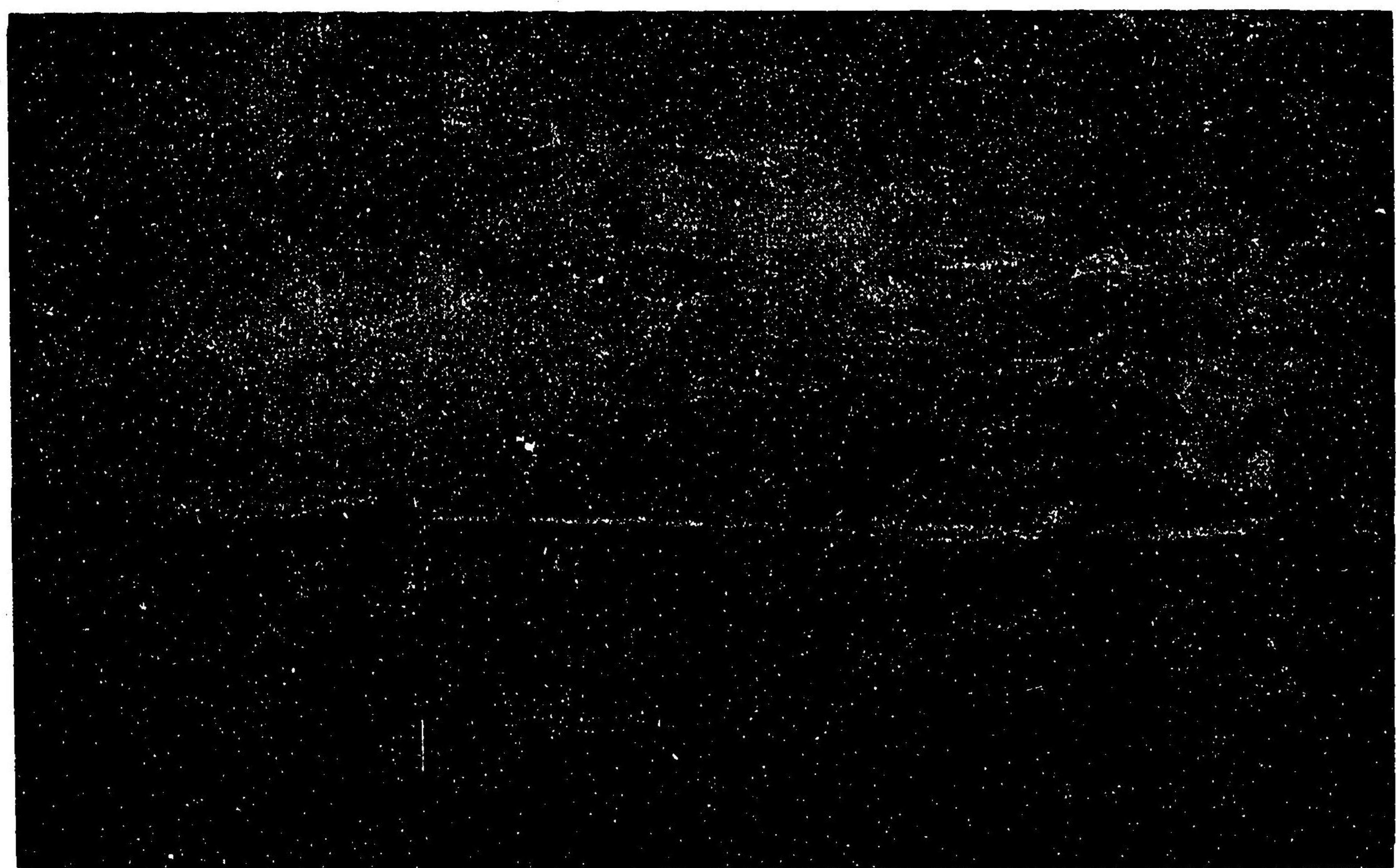
二
之長崎限以船數品類其業漸衰而平戶貿易始末亦隨湮滅無傳焉頃鄉友菅沼貞風有平戶貿易志之著余取而閱之攬摭不漏引證確實當時事蹟歷々可徵也因思舊平戶藩主松浦氏所藏書籍中有當時船載者若干部往年應幕府命獻數十册佐賀侯閑叟亦就借覽有所考究焉又吾祖左衛門尉某奉藩命受砲術于洋客膺選爲征韓先鋒後坐洋教事失領邑夫一書冊之與砲術在彼旣屬糟粕尙裨益乎我如此若使當時外交繼續擴張以至於今則明治之文化早開於慶長之前而今日之日章遍輝於洲域之表矣余對卷感奮不能自堪一以憾本邦開港之不早一以嘆舊藩不秉貿易之權而又私自

慨吾祖之慙軻不遇嗚呼天之於此民旣不別內外彼此而國之晦明家之興衰後先不一於是余知此著之關於國家隆替之故不鮮少遂記所感以爲弁言

明治廿一年一月肥前平戶籠手田安定撰

平 戶 港 河 內 浦 阿 蘭 陀 古 商 館 圖

(長崎 三浦 會 社 高 瀨 氏 所 藏)



平戸貿易志

例言

一明治十六年大藏省關稅局、貿易沿革史を編するや之か材料を長崎縣に求む、縣乃ち平戸の古貿易港に繋るを以て北松浦郡衙に命するに其事を以てす、著者時に郡衙に在り、撰はれて其任に當る、是に於て廣く舊記に考へ、旁ら遺蹟に徴し、數月の後ち一書を成して之を上る、爾來益々群籍を涉獵し事實を探討し終に此著あり、而して此著實に「大日本商業史」の大作を刺衝して、又其商業史と表裏を相爲すを以て、收めて商業史の附録とはなせり。

一貿易志の遺稿に二種あり、甲は單に史蹟の轉末を平叙せるものにして、乙は之か因を推し果を求めて一々論斷を加へたるものなり、蓋し甲は最初の稿本にして乙は數年後の述作に係れるものなり、今著者本志の在る所を推し此には其乙本を採れり。

一明治廿三年四月、皇上佐世保鎮守府に臨幸ましますの際、貿易志乙夜の覽に入る、是れ實に著者の死を去る僅に二年の後なり、著者の榮たるや亦大なり、而して著者の生きて其時に及はざる寔に憾む可きなり。

一卷の首末掲ぐる所の中村敬宇、籠手田安定、大槻文彦三君の叙跋は著者の生前自から請得たる所の文なり、故に其志を存して此に收む、今や著者と敬宇翁と皆共に凋落して、而して逝者の書逝者の叙と並ひ出つるも亦奇と謂ふ可きなり。

一平戸港河内浦河蘭陀古商館の圖は著者が百方探求して獲たる所のものなり、當時の狀勢の一斑を觀るに足るものあれば卷首に掲ぐ。

一平戸港地圖は陸軍參謀本部の所製に據り一二の増補を加へたるものなり、港の形勢を覽るに便せんか爲めに卷首に掲ぐ。

一本志の引用書目の原稿も亦脱落して傳はらず、乃ち亦本文中に就き摺撫して之か書目を作る、思ふに著者の参考せし所のもの亦決して之に止まらざる可し、然も其苦心の一端を見るに足るものあれば此に掲ぐ。

明治廿五年九月

校者 職

平戸貿易志

引用書目

- | | |
|--------|--------|
| 續日本紀 | 山本霜木覺書 |
| 續日本後紀 | 大日本貨幣史 |
| 三代實錄 | 外蕃通書 |
| 大唐惠運傳 | 太平記 |
| 頭陀入唐畧記 | 大曲記 |
| 扶桑畧記 | 南海治亂記 |
| 元亨釋書 | 南浦文集 |
| 天寬日記 | 松浦家文書 |
| 深江記 | 谷村友山覺書 |
| 井上先祖覺書 | 最教寺緣起 |
| 宇都宮系圖 | 壺陽錄 |

大日本商業史附錄 平戸貿易志 引用書目

鄭氏兵話

日本古代商業史

寰瀛水路誌

洋學沿革考學藝志

外來語源考上全

美瀨良久濟考上全

柔術死活辨上全

中古外交志地學協會報告

蘭使神君拜謁記事上全

同二條城行幸拜謁記事上全

東京紀行上全

阿蘭陀船南部漂著記事上全

松浦家藏圖書

千里濱の石碣銘

四

平戶港古圖

平戶港阿蘭陀商館圖

豐臣太閤の西教徒放逐令

全松浦法印に與へし書三

全明人古道に與へし書

糸亂記

長崎夜話

長崎拾芥

長崎實錄

長崎通志

渡天物語

書札方覺書

令條秘錄江戸政

耶蘇天誅記

外交志稿

紅夷外科宗傳

豐臣家五大老より松浦法印に贈りし書

寺澤志摩守より松浦法印に贈りし書

松浦隆信より阿蘭陀甲比丹に與へし書三

全山本覺右衛門に與へし書

阿蘭陀陳情書

平戶商人判田五右衛門女コル子リヤ像

甲子夜話

文明東漸史

元史

明史

閩書

五雜俎

大日本商業史附錄 平戶貿易誌 引用書目

圖書編

武備志

海東諸國記

日本西教史

日本外交起原史

日本歴史獨人ケム

計七十種

五

平戸貿易志

目次

- 第一 平戸港歐洲貿易の總論の事 一
- 第二 歐洲の貿易平戸港に開けしは支那の交通に歸因する事 五
- 第三 葡萄牙人の我國に來りし初并に平戸港に貿易を開きし事 一四
- 第四 「カンリョック」教僧徒始めて平戸港に來り尋て豊後に移りし事
并に平戸の領主書を印度に贈て「カンリョック」教僧を招きし事 一七
- 第五 大村領主の特約横瀬福田の二港を開き遂に長崎港を開きしに
よりて平戸港の商勢分れし事并に「カンリョック」教僧徒等太閤
より放逐せられ平戸港に集りて初度の便船を待ちし事 二四
- 第六 西班牙人貿易を平戸港に開きし事并に其退去の事 三八
- 第七 阿蘭陀人商館を平戸港に開きし事并に河内浦の事 四二
- 第八 英吉利人平戸港に貿易を開きし事并に英國行をなせし水夫の事 五一

- 第九 平戸の領主及び商人が有せし異國渡海の朱印船の事并に平戸港より發したる他の朱印船は何程なりしやの事 六〇
- 第十 葡萄牙人の隠謀平戸港より露顯の事并に西班牙人平戸港にて破獄の事 六六
- 第十一 平戸港の貿易隆盛を極めし事并に阿蘭陀の貿易市場長崎に移りて平戸港の廢せし事 八〇
- 第十二 當時平戸港に於ける支那の通商并に鄭成功遺蹤の碑の事 一〇〇
- 第十三 平戸港の歐洲貿易が我國に向て及ぼしたる効驗并に平戸に傳はれる蘭書の事 一〇八

平戸貿易志

菅沼貞風著

第一 平戸港歐洲貿易の總論の事

平戸港は肥前國北松浦郡ある平戸島の一港なり今や寥々たる寒邑にして港に臨める町村は人口僅かに一萬に上らず地に格段の事なければ世に跋渉の客もなし然れども或は神戸博多を求めて長崎佐世保等の地に航するに小蒸氣船に搭し路を洋人かスベック海峡と稱する所の平戸の瀬戸に取るものあらは岩礁狹隘にして潮流急駛なる峽門の北に當りて必數回の高陵海濱に峙ち鬱々たる長松の間數層の城閣は僅かに一兩基を存し番風瘴雨に暴されたる廢殘の白壁は轉た行人に懐古の情を催さしむるものあるを見む是平戸城の墟にしてこの墟と相抱持して一小灣を包める市街は即歐洲貿易市場の北なり其東南の海岸に聳立して玄洋萬里の懸藩に當る石壁は昔時阿蘭陀人の築く所にして其の内部に當りて阿蘭陀屋敷の名のみ残り阿蘭陀井阿蘭陀堀等の舊趾僅かに之を徴するを得べしこゝを過ぎて少しく西に進航せば起伏せる丘陵の下屈曲せる岬灣の邊隘々たる白砂は數町の濱に鋪き白砂に沿える一

帯の青松は海風に怒吼するを見む眼を注して極下を望まば翩然たる一大石碑濱に隨て立ち
らん是千里濱なる鄭成功が遺跡にして濱西の一灣は即蘭船を寄泊せしてふ河内浦なり今や
或は好事の至船を下りて平戸港の古跡を訪ひ更に河内浦に至りて其舊跡を吊ふものあらは
途上また梅ヶ谷と稱する山莊を過ぎて其途上に歐洲昔時の巨鐘あるを見む乃是等眼孔に映
射する所の事物に就きて之を土人に質さむか茫漠たる應答は以て疑惑を解き難く之を歴史
に照さむが浩翰なる簡冊は以て要領を得るに苦しむ是に於てか其地を踏まざるものは措て
論せず親しく其地を踏むものと雖も復其事跡を知らざるもの多く獨り其地を踏むもの之
を知らざるのみならず其地に生るゝものも亦之を知らざるなり然れども今や往々其
事跡を拾集して詳かに之を観察するときは其關係する所は決して寥々たる寒邑の昔話たる
に止まらずして我國商業の歴史に於ても亦た頗る重大の關係を有するものゝ如し請ふ少し
く之を説かむ抑々平戸港に歐洲の貿易開けしは後奈良天皇の御代天文十八年に始まり明正
天皇の御代寛永十七年に終る其間九十二年に涉り其貿易を開きし國は葡萄牙、西班牙、阿蘭
陀、英吉利の四國に係る然るに當時貿易の主義に兩種あり一は純然たる貿易主義にして他
は貿易以外に宗教を附帶し宣教以内の奪掠の主義を包含したるものなりしを以て宣教を附

帶し尤も貿易は終に我國より拒絶され獨り貿易のみの交通に歸したり是葡西の二國は遂に
我國より拒絶され英吉利また其國王カ羅馬法王の法權を承認し「カンリック」教を用ひしに
よりて遂に我國の貿易を維持する能はず蘭人獨り之を專占せし所以なり蓋し歐洲諸國の始
て航路を東洋に開きしものは葡萄牙にして彼等は天文十年を以て始めて我國に來り尋て鹿兒
島に入りて貿易せしか天文十八年に至り其市場を平戸港に移せり夫より二十年間この港に
て貿易せしか平戸の領主「カンリック」教を奉せざるを怒り葡萄牙の「カンリック」教僧
等其商人を率ゐて太村の横瀬浦に移り尋て福田浦に移る彼等か横瀬浦を開きしは永祿五年
なりしか爾來八年にして正親町天皇の御代元龜元年に至り遂に長崎港に移る葡萄牙人等か
長崎港に移りしは其地の領主なる大村純忠か彼等に與ふるに無限なる特權を以てして其宣
教を助けたるによるものにして其地を便とせしか故のみにはあらずこの際平戸港は稍寂莫
の境に赴かむとされども是等の諸港は之を平戸港に比すれば遙に西南に偏し又新に開き
たる市場なれば商業上の不便尠からざりしか故に葡萄牙人は稍喜て平戸港に來泊したり後
十年にして天正八年に至り葡萄牙人と敵視せし西班牙人は遂に平戸港に來りて貿易を開始
せしを以て長崎平戸の貿易は漸く二途に分派するの勢を生ず此貿易また二十年間に連続せ

しか後陽成天皇の御代慶長二年に至り阿蘭陀人亦平戸港に來りて貿易せしを以て西班牙人は漸く商業の利益を失ひ同しき四年の頃に至りて遂にこの港を去りき阿蘭陀の平戸港に來りしは我國朝鮮を征せし時に當り尋て中興の政權頗る散亂に屬せしを以て彼等は平戸の領主に請ふて其領内に貿易を開きしか其後十餘年を経て政權全く江戸の政府に統一し彼等も亦た交際を江戸の政府に通せざるべからざるの秋となし阿蘭陀の使者我國に來りて江戸の政府と結約し商館を平戸港に築て東印度商會の支店を開けり是れ慶長十四年の事にして夫より明正天皇の御代寛永十八年に至るまで始めてこの港に來りしより四十五年商館を築きしより三十三年の間盛大なる商業をこの地に營めり其間英吉利亦來る英吉利人のこの港に來りしは後水尾天皇の御代慶長十八年にして直に商館を開設せしかども蘭人の競争過激にして貿易の利を得ること能はざりしを以て元和八年に至り中間凡そ十年にして退去したり當時長崎港は獨り葡萄牙人のみの貿易市場ありしを以て我國か「カソリック」教を拒絶すると與に漸く衰頽に歸し寛永十六年全く葡萄牙人の來航を拒絶するに及て其の貿易も亦た遂に廢絶に歸せしかは江戸の政府は令を阿蘭陀人に傳へて貿易の市場を長崎に移さしむ是に於て我國は遂に鎖國の世と變し平戸港は寥々たる寒邑となる蓋し當時の形勢を審にす

るに長崎港の貿易は「カソリック」教に因て起りまた「カソリック」教に因て衰へたるものと云へく而して平戸港の命脈は當時歐洲の貿易と其命脈を同ふするものと云へし最後に於て阿蘭陀の貿易長崎に移て平戸市場廢絶に歸せしは平戸は平戸の領主か所領にして長崎は江戸の政府か直轄なりしによるものなれば其變遷は貿易自然の形勢より起りしものにはあらざりき苟も我國當時の貿易史を考察せむと欲するものはこの港の歴史を詳にせずして可ならむや是れ余か此著に従事せし所以なり

第二 歐洲の貿易平戸港に開けしは支那の交通に歸因する事

凡そ貿易の市場は相互の需要を交換して其満足を補給するの場處なるか故に他に格段の事故なき限は偶然として一朝に生出するものにあらず必ずや地理上の形狀に加ふるに歴史上の情態を以てして始めて生出するを得べし彼の英國か蘇士の運河を疏通せむとするに當りてや世人は多く東洋貿易の市場は英國を去りて希臘伊太利等地中海に瀕する諸國に歸するならむと豫想せしかども爾來殆ど二十年今日に至りて猶其傾向をたも發見すること能はざる所以のものは豈に其明證にあらざるか事に大小の別ありと雖も理に彼此の差はわらし東

西二洋の水路始て通し歐洲諸國の我國に來るに當りて若し其地形のみを以てせば其港の以て商船を寄泊するに便なるもの何ぞ獨り平戸港に限らむや然るに葡萄牙を始として西班牙阿蘭陀、英吉利の諸國に至るまで荷も我國に來りて貿易する者は皆この港に來りしは豈に其故なからむや上古は遼矣措て之を論せず推古天皇の御世始て大使を隋の朝に遣はされしより仁明天皇の御世に至るまで二百餘年の間遣唐使の往來十餘回に上る其航路の如きは頗る徵するに足るものあり今や其航路を詳にせば歐洲諸國の平戸港に來りて貿易せし所以また自ら明ならむ蓋し當時支那往來の航路は率ね太宰府より鹿耳門嘉の二島を経て支那の明州即今の寧波に至りしなり光仁天皇の御代寶龜七年閏八月の紀に云先是遣唐使船到肥前國松浦郡合蓋田浦積月餘日不得信風既入秋節彌遠水候乃引還於博多大津奏上曰今既入秋節逆風日屬臣等望待來年夏月庶得渡海本紀桓武天皇の御代延曆廿四年七月の紀に云太宰府言遣唐第三船今月四日發自肥前國松浦郡鹿耳島指遠值嘉島忽遭南風漂著孤島日本仁明天皇の御代承和四年七月の紀に亦云太宰府馳傳言遣唐三箇船共指肥前松浦郡曼樂埜發行第一第四船忽遭逆風流著登岐島第二船左右方便漂著值嘉島後日本紀合蓋田浦曼樂埜は共に值嘉島の一港にして遠值嘉島は值嘉島に屬する一島也肥前國風土記に云近島西有泊舟之停二處一處曰相

子停應泊二十餘船一處曰川原浦應泊一十餘船遣唐之使從此停發到美瀨良久之濟即川原浦之西濟也從此發船指西渡之相子停は即合蓋にして田浦は其傍にあり今相神浦と云美瀨良久之濟は即曼樂埜にして今三井樂埜と云五島の極西端にして福江島にあり入唐僧惠運傳に云承和九年夏五月在太宰府博太津頭始上船到於肥前國松浦郡遠值嘉島那留浦而船主李處人等乘唐來營船便採島裡楠木更新織作船船三箇月日其功既訖秋八月廿四日午後上帆得正東風六箇日夜著太唐温州樂城縣頭陀親王の入唐略記に云貞觀三年七月十一日出自巨勢寺其晚頭到難波津便信得太宰貢綿歸船二隻十三日駕船八月九日到著太宰府鴻臚館于時大唐商人李延存在前居鴻臚北館十月七日仰唐通事張支信令造船一隻四年五月造船已了七月中旬率宗敏等及控者十五人柁師張支信金文習任仲元三人並建部福成大島智九二人並水手等僧俗合六十八人駕船離鴻臚館赴遠值嘉島八月廿九日著于遠值嘉島九月三日從東北風飛帆其疾如矢四日三夜馳渡之間此月六日未時順風忽止逆浪打艫即收帆投沈石而沈石不著海底仍更繼續斷綱下之綱長五十餘丈纜及水底此時波濤甚高終夜不息曉旦之間風氣微屬乃觀日暉是知順風隨風而走七日著大唐明州楊扇山今や是等の諸説を参照するときは當時支那に往來する航路の鹿耳門嘉の二島を経由せしとは明かならむ此の如くしてこの二島頗る殷阜に赴きしかば清和天皇の御代貞觀

十八年に至りてはこの二島を以て上迫下迫の二郡となし合せて値嘉島と云へる政治上の一島として島司郡領を置かれたり三代實錄貞觀十八年三月の條に云太宰權帥在原朝臣行平起請請合肥前國松浦郡庇羅值嘉兩鄉更建二郡號上近下近置值嘉島曰今件二島地勢曠遠戶口殷阜又土產所出物多奇異加之地居海中境隣殊俗大唐新羅人來者本朝入唐使等莫不經歷此島以此觀之此地是當威權轄之地宜擇令長以慎防禦又去年或人民申云唐人等必先到件島多採香藥以加貨物不令此間人民觀其物又其海濱多奇石或鍛鍊得銀或琢磨似玉唐人等好取其石不曉土人以此言之不委以其人之弊大都皆如此者也望請合件二鄉更建二郡號上近下近便爲值嘉島新置島司郡領任土貢但其俸料奉定正稅公廩之間令兼任肥前國權官於是公卿奏議曰臣聞聖人濟世以便物爲先明王馭民以制宜爲貴今合兩鄉號一島事荷謂利公豈期膠柱請隨其所陳將以改置謹錄事狀伏聽天裁奏可也然かれとも星移り物換りて値嘉島と稱する政治上の一嶋は更なり上近下近の郡名に至りても何時か其跡を消滅し今は元の松浦郡とはなりぬこの二島何時の頃よりか其名を變したりけん値嘉島の名は僅かに小値賀島の一島に存して他は五島の群島となり庇良島の名は僅かに名頭に存して今は平戸の島と呼ぶ或は平戸島は即庇良門にして門は島門迫門の門に同じく庇良の海峡を意味するなりと宇多天皇の御代寛平七年五月

朝議遣唐使を停められてより兩國使聘の路絶えしかども商船の往來は猶ほ昔時に異ならず昔時朝廷太宰府を筑前國に置き鴻臚館を府内に設けて蕃客を待らひしかは海外の商船は皆こゝに至りて貿易しけるか遣唐使の舉既に廢せし後は毎年藏人所より交易唐物使を太宰府に遣はして唐人の貨物を檢進せしめられける程に扶桑略記この地は長く支那貿易の要路となり其地位恰も五島と博多との間に在りて支那寧波の地方より我國に來るもの、必由るべき路なりしか故に依然として支那往來商船の寄泊する所の地とはなりぬ元亨釋書僧榮西が傳に出到奉國軍乘揚三綱船著平戸島葦浦本朝建久二年辛亥也戶部侍郎清貫創小院延之とありて註に事跡考云平戸在松浦中遣唐船之歸朝者不得到筑前博多則著平戸或曰葦浦有小寺土人稱千光寺是陳述也と云ひ又同書の僧辨圓が傳に嘉禎元年泛海十寅夕而著宋明州界とありて註に四月發船平戸津と云へるか如き以て相證するに足る今や葦浦の名は僅かに江袋灣の一隅に存して世に知る人少なじと雖も灣邊木引と稱する村落の内に於て猶千光寺あるを見る龜山天皇の御代文永十一年十月に元軍來り寇して平戸島を拔けり元史洪茶丘が傳に渡海征日本拔對馬一岐宜樂等島と云へる宜樂等島は即平戸島なり後宇多天皇の御代弘安四年五月に元軍復た來り寇するや元の諸將議して平戸島に來會せむと謀れり同書日本傳に云日本行

省參議斐國佐等言今年三月有日本船爲風水漂至者令其水工書地圖因見近太宰府西有平戶島者周圍皆水可屯軍船此島非其所防若徑往據此島使人乘船往壹岐呼忻都茶丘來會進討爲利略八月諸將未見敵喪全師以還未幾敗卒于閩脫歸言官軍六月入海七月至平壹島移五龍山八月一日風破舟とあり平壹島は即平戶島なり同書張禧傳亦云東征至日本禧即捨舟築壘平湖島約束戰艦各相去五十步止泊以避風濤觸擊八月颶風大作文虎遯戰艦悉壞禧所部獨完文虎等議還禧曰士卒溺死者半其脫者皆壯士也曷若乘其無回顧心因糧於敵以進戰文虎等不從曰還朝問罪我輩當之公不與也禧方分舟與之時平湖島屯兵四千乏舟禧曰我安忍棄之遂悉棄舟中所有馬七十匹以濟其還至京師文虎等皆獲罪禧獨完この事宇都宮系圖には弘安四年五月蒙古以十萬兵爲寇日本兵船著肥州平戶島と有て平湖島は亦平戶島なり平戶島の支那往來の要路たるや此の如し是に於てかこの港の遂に隆盛に赴くべきや必然たりこの二回の戦は頗る激戦なりしかども遂に我國の勝利となりければ我國の商人は大に氣力を生し元の彼等を拒絶するにも拘はらず彼等は常に元に往て貿易し時に其邊海を焚掠して歸りしより海賊漸くに發達し元の末に及ては殆ど彼國を苦しめたりけるか太平明の起るや海賊の往てこの國に寇するもの益多く明の世を終るまで侵掠遂に止まざりき明かくて後花園天皇の御代康正二年には

平戶の鎮主松浦肥前守源義朝鮮に約して歲に一航の商船を送りしか其事海東諸國記に見えて源義丙子年始遣使來朝書稱肥前州平戶眞鎮肥前太守源義受圖書約歲遣一航小孫弘弟有慶下兵居平戶と云へり同書によるに當時上下松浦は海賊の處る所にして五島は我國人の支那に往くもの風を待の地なりしと云後土御門天皇の御代文明年中より後柏原天皇の御代永正年中に接しては周防長門安藝等の地を領せし大内氏屢に朝鮮を侵し遂に國王の璽書を得て商船の彼國に往くものは船の大小に隨て貨物を受くるの約を結ひしかは諸國の海賊大内氏の催しに應じて朝鮮の役を勤めしもの等常に商船を出して朝鮮の貨物を受取り明に往て轉賣し彼我其利を得て互に相親むと己に厚かりしか南海治こゝに明の密商を業とするものに玉直と云へるものあり少しく任俠謀略多く一時の惡少年と呼ばれたる葉宗滿、徐惟學、陳東、王汝賢、王激等を服して義子となし呂宋安南暹羅滿刺加等の諸國に歴市し我國にも航路を開き其商館を平戶港に建ければ大曲我國の商人彼等を信用し貨物を賣らして彼國に赴くや毎に彼等を以て僧としぬ然るに其頃明朝既に市舶を罷めたる時にして新任の巡撫朱統と云へるは其禁を施行すること嚴重なりしを以て奸商等其威に藉て負債を免かれむを欲し毫も商品の價を玉直に拂はす我國の商人は又競て直を責めしかは直百討て盡て亡

命千人を招き逃て海に入り許二と云ものを推して帥となし我國の商人等を引て鄂爾の雙嶼港と云へるに占據して近海を抄掠せり後奈良天皇の御代天文廿三年に至て遂に明の官軍に攻められ烈港の防戦に敗北して遠く平戸港にそ來りける閩閩書には嘉靖三十一年閏三月王直突圍去更造巨船入倭據薩摩州之松浦津偽稱徵王部署宗滿惟學東爲將領汝賢激爲腹心而三十六夷皆其指使矣と見えたれど松浦津は即平戸港にして薩摩州にはあらず是れよりして我國三十六處の海賊等王直を嚮導として屢々支那の瀕海を掠めしかば平戸港は彼れ等か集合する場處となりて愈繁盛に赴きぬ蓋し從來我國商業の形勢を察するに京都は意向の決する所にして猶人の頭腦あるか如く堺は百貨の分配する所にして猶人の心臓あるか如し博多は即外物を吸収するの機管にして遙かに連絡を京都堺に通せしかども今や太宰府既に廢して亦昔日の如き政治上の關係あるにあらず外人が遠く我國に來るや苟も我國の地を見れば直に其貨物を卸さんと欲するは固より必然の情なれば外物吸収の機管は漸く其地位を轉せざるへがらざる秋となり況てこの時に當て支那に往來する航路は從來五島を経て寧波に至るもの外又薩摩より琉球を経て福建廣東等の處に至るの路を開きしかば博多の外更に薩摩なる防津の一港を開て客船往還の總路となし武備志武備志されども防津は遙に西南の極邊に

僻在して京都境博多の諸府に連絡を通するに便ならざるのみにあらず支那の商船と雖も其寧波以北より發するものに在ありては亦其地を便とせざりしかば遂に博多坊津の中間と一港を擇ひ内外相互の市場とするの必要を生したり然るに平戸港は恰も坊津と博多とに於ける又は五島と博多とに於ける西路の中間に當りて寧波以北より來るものと福建廣東より來るものとの相濜合する處にして加ふるに既に説ける所の如き歴史上の情態を具有し既博多の支脈を引て貿易に必要ある總ての機關も亦た稍整備したりければ王直の商館を築くや之をこの地に擇ひしなり王直既に商館を平戸港に築きしかば支那の商船之に依て益平戸港に濠まりけるに當時東西二洋の水路始めて通し亞歐兩洲の間喜望峯角を廻りて相交通するの新世界となり復昔日の舊天地に異なり王直か未だ商館を平戸港に開かざるに先ち葡萄牙人の或者既に王直と與に大隅の種子島に來りて遂に鹿兒島の坊津に支那歐洲の貿易を開始し王直か既に商館を開きし後に及て鹿兒島に來れる葡萄牙人等亦た去て平戸港に移轉したりければ平戸港は始て歐洲貿易の要港となり西班牙、阿蘭陀、英吉利の諸國等は相尋て貿易をこの港に開けり平戸港の歐洲貿易に向て開かれたる所以豈に其偶然ならんや

第三 葡萄牙人の我國に來りし初并に平戸港に貿易を

開きし事

歐洲諸國の航路を東洋に開きしものは葡萄牙人を以て始とす而して其の我國に來りしは後
 奈良天皇の御代天文十年に在りこの年は即ち西曆一千五百四十一年にして葡萄牙の商人に
 フランシスコ・バロサ、フランシスコ・ザウキール及びアントウニョ・ペリョットと云へる三人あり
 けるが暹羅國のドソラより出帆して支那に向て走りしに途中暴風に逢ひ我が國に漂著して
 鹿兒島の地に入港せりと云ふ是れより後二年にして即ち天文十二年に至りて他の葡萄牙人
 等同地に來りて貿易したるものありしかかも日本西其大に貿易の氣運を振起したるは同年
 王直と與も種子島に來りしものにあり其の名をフェルナント・メンデス、ピントウと云
 ふは、ピントウは葡萄牙人にして冒險家の名を得たり適宜の職業なきにより同國のタリストワ
 ヌ、カントロ、タイマ、モトの二人を伴ひ支那海賊の黨に入り西曆一千五百四十三年
 (天文十二年)の九月媽港の近海ランバカウ島を開帆し其の年の十月我國の種子島に來れ
 る日本外交是れ我國に在りては天文十二年八月十五日なりき南浦この海賊の巨魁なりける

船長は即明人王直にして(日本外交起原史には支那人ある船長とあり南浦文集には明儒五
 峯とあり五峯は即王直か一名にして儒生にあらず)彼等は當時支那に於て僅に二千五百兩
 の價格なる貨物を鬻て十二倍の利を得其同伴なるゼトモトは其鉄砲一挺をこの島の地頭に
 與へて銀二千兩を得たり是に於て彼等の寧波に歸るや同地に居留する葡萄牙人等は驚き迎
 て之を祝し衆人相競て船を獻ひ我國に來らむと企てければ支那人はこの機會に乗して其商
 品の價格を引上げしか其年我國に來れる葡萄牙の商船は凡九艘に及へりと此の如くして我
 國と葡萄牙との間に通商始て行はれ葡萄牙人等其市場に適當なる商品を印度支那の諸方よ
 り蒐集して歐羅巴の物品と稱し大に利益を占たりき此時に當りて貿易の市場は專はら豊後
 薩摩諸州の海に沿ひたる市府に在りしか肥前の平戸島なる平戸の一港は後來葡萄牙人通商
 の一大市府となりき日本外交大曲記に云總て道可様は(平戸の領主松浦肥前守隆信)果報
 も武運も満足の仁にて候故に平戸津へ大唐より五峰と申入罷著て今の印山寺屋敷に唐様に
 屋形を立て居住申ければ夫をとりへにして大唐の商なひ船絶えさす剩へ南蠻の黒船とて始
 て平戸津へ罷著ければ唐南蠻の珍物は年々満々と參候間京堺の商人諸國皆な集り候間西の
 都とぞ人は申しける基利斯督實記に云ホルトカル謀にて日本の往來遠ければ中やとりにせ

心とて大唐の内天河(アマカツ即ち媽港)少しかいとり諸の「エキレンシャ」をくみ立るか
 くて四年目に伴天連十一人日本に遣しけるか今度は肥前の國下まつら平戸の島に船は著て
 其よりして天河便り近ければ毎年船の往來今まではたえさりしとそきこえける然れども其
 の何の年より平戸港に來りしや詳かなり難し蓋し西曆一千五百四十七年(天文十六年)ピン
 トウの再び我國に來るや摩陸媽港及び寧波より來れる葡萄牙船鹿兒島に到り市場には支那
 及歐羅巴の貨物等山の如くに堆積したりと云へはこの年の頃までは猶平戸港には移らざり
 しならむ日本外交起原史 西曆一千五百四十九年(天文十八年)「マニユウエト」教會の僧なる葡萄
 牙人フランソワ、ザウ井トル同國の僧二人と共に鹿兒島に來たるや領主の許可を得て
 其領内に宣教し翌年の始に至りて信徒益増加せしに彼等は忽ち其地を逐はれけるか其原因
 は常鹿兒島に來れる葡萄牙船この年は平戸港に停泊せしかは薩摩の領主其領内の人民か
 貿易の利を得る能はざりしを怒り且其敵國なる平戸の領主に薩摩と戦ふべき兵器を送りし
 を憤れるに由りしと云日本西教史 この説によるときは彼の一時支那及歐羅巴の貨物を葡萄牙船
 より輸入して山の如くに堆積したる鹿兒島港の貿易の遂に平戸港に移りしは天文十八年に
 在るに似たり天曲記に云其頃まで日本に珍じき物には鉄砲なりこの鐵砲玉藥を年々過分に

買賣進近習外様の乘に鐵砲積古を專にさせられければ積古のあり候ては下は射を射る程の
 上手に成らねける小島などの事はかけ島を射られけり去程に石火矢「カラカマ」などして
 御館にも城々にも買置き又小鐵砲など造り始る事も多爾ヶ島と平戸津よりを始りけると今
 ち此を兵器を送りしと云に證するときはこの事また同年にありしなるべし是よまして我國
 と葡萄牙人との貿易は連綿として旺盛を極め歐羅巴及び印度の藥種織物等の雜貨を輸入し
 我國に有餘なる黄金と交易して葡萄牙人の利益を得たること殊に大なりしとぞ日本外交起原史

第四 「カソリック」教僧徒始めて平戸港に來り尋て豊後に移
 りし事並に平戸の領主書を印度に贈て「カソリック」教
 僧徒を招きし事

葡萄牙人の平戸港に來りしより以來彼等は常に同港に於て貿易したりと雖も之と同時
 「カソリック」教僧徒渡來して其の教を布くに及て平戸の領主其の教を信せざりしか故に彼
 等は去て豊後に赴きければ平戸港の貿易も亦た少しく豊後に向て移轉せんと欲するの傾向
 を生したるを獨人ケンゲルの日本歴史によるときは葡萄牙人の始めて我國に來りしは西

曆一千五百四十二年(天文十一年)豊後の二港に漂着せし時に在て是より後葡萄牙船二隻商貨を積載して隔年に豊後の同港に發送するに至りしと云日本古代然とも他の諸書に徴する是きは葡萄牙人の我國に來て貿易を開き鹿兒島の港にも始まり次に平戸港に移りしものにして其豊後に往しは一定の期限なく唯宗教上の必要よりして時に平戸港に停泊せし商船に往きしもの、如し蓋し西曆一千五百四十九年(天文十八年)に當り葡萄牙の「カソリック」教僧徒にフランソワ、ザザ井トルと云へる者等一群の僧徒を引率して初めて坊津に來り其の地の領主に謁見し其の許可を得て宣教に従事し翌年の初に至りて教法次第に彼地に弘まりしに當り坊津に來れる葡萄牙船この年は平戸に停泊したるによりて其國民貿易の利益を得ることを能はず且は其政國たる平戸の領主に薩摩と戦ふべき兵器を送りしか故に忽ち領主の怒に觸れて其の領内を放逐されしかは平戸には葡萄牙人停泊し且其の地の領主は彼等を放逐せし薩摩の領主の敵なれば必彼等を容るゝならんと思惟し平戸に向て出發せりザザ井トル平戸に達するや同地に居留せる葡萄牙人等は諸人をして彼等か高位有徳の人なることを知らしめしか爲め祝砲を發し軍旗を掲げ盛禮にて迎へしかは領主も厚く之を禮遇し且其政國たる薩摩の領主を怒りんとて即時に其領内に宣教することを許しぬ勢既に此の如

をなすは彼等は領主の城下に出で、説教を始むるや彼等は既に鹿兒島に在りて我國の諸國を遊歴し其言ふ所を聽かんと欲して來り集まるもの恰も市の如く聽者概其の説く所を聴き三日に滿たすして洗禮を受けたる者鹿兒島にて一年の間を受けし人より多かりしを以てザザ井トルはどの地に於て信徒頗る多かりしを見てやがて京都に侵入してこよ其教を諸國に傳播せしむること恰も歐洲の古代に在りて法亞の先祖が羅馬に占據して其の教を遠境僻處に傳播せしめたるか如くにせんと企て同行の僧徒に「コヌム、ド、ト」ト稱するものを平戸に留めて其の地の信徒を管理せしめ其の身は數人の從者を隨へ西曆一千五百五十年(天文十九年)十月下旬に平戸を發し博多山口を経て京都に至りぬ初めザザ井トルが平戸を發するや平戸に居留したる葡萄牙の商人等は金貨若干を供給し又印度總督より與へたる資金及び我國の都府に集るべき進物の料として葡萄牙國王より與へし儲金「半」を與へしかともザザ井トルは之れを受けずして發せしか其の京都に至るや兼費既に甚多して將軍に謁見すべき準備を完すること能はざりしか故にやがて平戸に歸り來り再び山口に往て宣教し夫より豊後に往て宣教せりザザ井トル等が山口を去て豊後に往きしは當時豊後の國府を去る一里餘なる豊前の二港に來泊せし葡萄牙の商船より豊後の

領主がザツボール等が豊後に來らんと希望する由の書を傳へしによりしものにしてザツボールが其一港に達するや彼等は祝砲を連發して之れを迎へければ豊後の領主は砲聲の響ひし所以を辨せず或は海賊等か葡萄牙船を襲撃せしにはあらざるかと思ひ事機に由りては彼等を助勢せんとて近臣一人を物見の使者として遣はしたりと云日本西今や豊後の領主が祝砲の何物なるやを知らざりしを見るときは縦令當時既に屢々葡萄牙商船の豊後に往きしものありしにせよ其の盛大なる商業を營みしにあらざるは明らかなり初めザツボール山日を去るや豊きに平戸に留置きしトローを招て其の後事を委任しければ平戸には一時「カウラウク」の教の僧徒を缺けり日本西大曲記に云されは南蠻船より切支丹宗とて珍しき佛法僧渡りけり昔まりの神社佛寺は皆天狗なりとて笑ひけり彼宗弟になるほどの者には過分の珍物を取らずと聞き細を知らぬ者は皆然に任して成る者多しされは平戸は「キレンンヤ」とて寺を立けり御親類兼に籠手田兵部少輔殿兄弟御成候乍去道可様は我國の神國の子細を思召し不信仰成されける間豊後に登して大友屋形を宗に引入れ申けると是れなり然れども西曆一千五百五十三年（天文廿二年）に當りて葡萄牙の船隊平戸に至るや當時新に豊後に來りし「カウラウク」の教僧徒バルマザル、ガゴと云へるは葡萄牙人の懺悔を受くる爲め

他の一人の僧徒を從へて平戸港に至りしと云日本西葡萄牙人と「カウラウク」の教僧徒との間際存する關係已に此の如くなれば平戸に居留する僧徒なきは偶々葡萄牙人をして他の僧徒ある地に赴かんとするの念を起さしむるに足るを以て平戸の領主は書を印度に贈て「カウラウク」の教の僧徒を招けりこの書を傳へたるは「ドワルド、ガゴ」と云へる葡萄牙の船長にして其書には

我が國に師父曾て弊邑に遊び臣民若干に天主教を授けぬ余甚た之を喜び百方盡力して其教を奉ずるものを保護して暴害を受けざらしむ爾來豊後に住する師父其弊邑に來ると二度同族地頭等に洗禮を授けたり余其説く所を聽くに皆善く意に適し肝に銘するに足る因て近日洗禮を受けんと欲す望むらくは尊師弊邑に臨て余意を慰めよ誓て特別の敬禮を以て尊師を待ち厚く同社の師を遇せん

平戸の領主 「カウラウク」(隆信)

蓋し平戸の領主がこの書を贈りしは「カゴ」が我が國に於て當時葡萄牙領印度の主教官なる校者按ずるにメルシナルはメルシナル、マダリスバニと云へる「カウラウク」の教僧徒の我が國に來らんと欲して印度を出發したると聞て之を領主に告げたるに由るなり「カゴ」は印度を出發して支那まで

來りて支那より我が國に來るべき便船なりしによりて遂に此の行を思ひ止まらんとし
たるに偶々ガマートの我が國より同所に往くありてこの書を渡せしかばメグーは一國の主た
る人より彼れが如く丁寧親切なる書翰を得たるを見て再たひ我が國に來るの志を決し而し
て曩きには飄然たる旅僧を載せて遠く我が國に來ることをは問はざりし商人等もガマーが
船數多の貨物を積みしを見て競て船を出してメグーを送れり然れども彼れ等が支那を出帆
して漸く我が國に近くや風候忽ち變して船を平戸に向くること能はざりしかば彼れ等は
遂に豊後に入て上陸しぬメグーが既に豊後に達するや平戸に來て領主を見るか然らずんば
京都に遊て宣教せんを企てしかども病を得て遂ひに印度に歸れり然れどもメグーに隨後し
たる同行の僧徒等はこゝに止まりて宣教せしかば是れよりして豊後は遂に我が國に於ける
「カソリック」教の中心となる蓋し西曆一千五百五十七年（弘治三年）の初めに當りて平
戸港は港内安穩にして便利なるが故に葡萄牙人の喜て停泊する所なりければ當時豊後に
居留して我が國ある「カソリック」教僧徒の長なりけるトレンと云へるは曩きに印度の主
教官を招きたる平戸の領主の意に充てんとてバルサザル、ガユーと云へる「カソリック」
教僧徒二人を平戸に遣はし尋てまたガヌバル、ジインラ等を遣はしけるが彼れ等が平戸に

至るや痛く佛教を敬視して寺院を毀ち佛像を汚せしかば佛僧はまた之に激して夜間彼等が
縛たる臺地の十字架を倒せしより遂に争鬭を惹起し彼等はやかて火を寺院に放て佛像を
焚棄すべし是に於て市中一時に激動し佛僧の黨與は死を致して佛陀の爲に怨を報ひんと欲
し市民は其安寧を妨害したるものを得て甘心せんとて皆兵を取りければ領主は固より宗教
家に限て國法を侮蔑し治安を妨害するを得るものなりとは認識する能はざりしか故に其事
の起因の「カソリック」教僧徒等に在るとを明察し彼等を論して領内を退去せしめ領内の
人民をして國法を侮蔑し治安を妨害する宗教を奉することを得ざらしめたれば彼等は去て
豊後に往きしと云是等の事實亦以て當時「カソリック」教の中心ありしは即豊後の地なりし
ことを知るに足る然れども西曆一千五百六十二年（永祿四年）六月の頃に至りて葡萄牙の軍
艦一艘平戸港に來り其國より豊後の天主堂に納めんとて齎らせる耶穌の母マリアの像を繼
覽せしめたる事あれば商業の中心は猶平戸港なりしなるへし元來豊後は九州の東南岸にし
て其地位葡萄牙人の來泊に便ならざりしか故に「カソリック」教の中心は移て豊後となり
しにもかゝはらず平戸は猶商業の中心なるを得たりと雖も其頃また平戸港を去ること遠か
らざる境處に於て新に一の競争者を生じ遂に平戸港の盛況を減殺したる

第五 大村領主の特約横瀬福田の二港を開き遂に長崎港を開きしによりて平戸港の商勢分れし事並に「カソリック」教僧徒等は太閤より放逐せられ平戸港に集りて初度の便船を待ちし事

葡萄牙の「カソリック」教僧徒等が我國に來りしより以來豊後は其宗教の中心となりしか故に我國に來る他の葡萄牙商人等も漸く彼地に移らんとするの傾向を生したりと雖も豊後の地位たるや海外貿易に便利なる場處にあらざりしを以て其傾向は未だ平戸港の商勢を變更せしむること能はざりしか忽ちにして大村の領主大村純忠が葡萄牙人と特約を結て之を其領内に誘致するに逢ひ彼等は始めて横瀬浦を開き又幾もなくして福田浦を開きこの二港の共に貿易に便ならざるを見て尋て又長崎の港を開きけるかこの三港は皆大村の領内にもと給も平戸を相隣り其近きものは二十里に満たず其遠きものと雖も三十里に過ぎざりければ其競争の直接は平戸港の貿易を減殺し從來平戸の一港にて貿易せし所の一半は今に分れて長崎港の貿易となる然れども葡萄牙人も長崎港を開きしは大村の領主との間に存する特

約を繼續して其權利を占有せんと欲したるも平戸の領主が「カソリック」教僧徒の威權に服従せざるを怒て之をして貿易の利益を失はしめんとするとの二箇の原因によるものにして固より地理上の形状または歴史上の情態に基きしものにあらざるか故に純然たる貿易は寧ろ平戸港に於て行はれ長崎は是より「カソリック」教の中心となり而して大村の領主が彼等と締結せし特約は盡く政權を放棄したるものなりしかは長崎港は遂に「カソリック」教僧徒の占領する所となりぬ是に於てか我國の一港遂に葡萄牙人の奪略する所となりしかとも幸にして太閤の政權を統一するに逢て始めて之を恢復するを得たり今やこの三港の開始は何の年にありやは大村配によりて之を詳にするを得へし同書に云永祿五年横瀬浦南疊船入津同十年まで來る同十一年福田浦へ入津元龜元年長崎に入津となり同二年長崎浦公義御所望とあると蓋し大村の領主が葡萄牙人を其の領内に誘致せしは固より平戸港に競争して商業の利益を享有せんと欲したるによるものにして競争の商業社會に行はる人は毫も惡むべきことにあらずされども其の競争の手段には大に不可なるものありきケンブールの日本歴史に曰此時に當て日本帝國は未だ鎖輪せられず其大小名の將軍に服従するや尙嚴正ならざりしを以て日本人の國內又は海外に旅行すること自由に其商用等によりて行かんと欲

する所の地は何處として行かれざるはなく外國の人民と雖も其何等の要務たるに論なく國中孰れの港にても其便利とする所に隨て入港するを得たり是即葡萄牙人が始めて日本に渡來せし時の情態にして九州の大名等が彼等を款待するは頗る優渥を極め且葡萄牙人と貿易を開き各々其臣民を利せんとするの熱心より諸大名の間に競争心を喚起し各人銳意自己の港をして外人の選擇に適せしめんことを勉めたりと(日本古代商業史)然れども大村の領主が爲せる所に至りては普通競争の程度を超過し彼等に特約するに左の二條を以てしたり

一「カトリック」教堂を創設し教師を充分に給養し葡萄牙人の爲に横瀬浦の一港及び其周圍二里四方の地を開き諸税を免し又教師の許諾なき異教の者は一人も港内に住するを得ざらしむべし

葡萄牙人等港内に在住する者へは何人を論せず諸税を除き自今十ヶ年間葡萄牙人と貿易を營む諸人へも課税一切を免除すべし

この特約の法外なるは論せずして明かなり第一條によるときは「カトリック」教の信徒は己が威權に服従せざるものには之に附するに異教者の名を以てして之を港外に放逐することを得ず葡萄牙人は何人を論せずして永久無税の業を港内に營み以て國內有税の業務を

營むものと競争して盡く之れを壓倒するを得べし彼等が利益に敏感なる世にこの特約によりて生ずる所の大利益を知らざらんや直ちに平戸港を去て横瀬浦に移らんとしなるも亦た必然の勢のみ此の事早くも平戸港に聞えければ平戸の領主は貿易の利益を失はんとことを畏れて遂に「カトリック」教の信徒を見んと欲することを告げまた人民の其の領内に於て「カトリック」教を奉ずることを許したりこの時適く葡萄牙の商船平戸港に來りて貨物を輸入するものあり是彼れ等が平戸港を以て最も便利なりとするに由るなり然るに「カトリック」教の信徒等は既に目前に横瀬浦の大利益を占有せんとしたるときなりしかは豪傑にも平戸の領主が嘗て宗門を侮辱したることを懲戒し且つ「カトリック」教の信徒は葡萄牙人を禁絶するの威權あることを平戸の領主に理會せしむべしとて豊後に住したる僧長ヨシト、ヨシト、ヨシトが許より書を船長に贈りて速かに平戸港を解纜すべし旨を通し尋てヨシト自から平戸港に來りて船長に會し船を港外に退かしめんことを頼みければ忽ち纜を解き平戸港を離れて横瀬浦に赴きはる也(日本四書)蓋し當時「カトリック」教の信徒が惡むべき行爲を以て商業に干渉したる有様は日本西紀史に記せる所によりて自から明瞭なり同書に曰く平戸港は「カトリック」教の相隣ること九里或は十里なり平戸國主は木村の領主が耶蘇

教師を招き葡萄牙人と貿易を開かんとするを早く傳聞して其の企を妨げんと欲し自國の耶穌信者を厚遇しぬ人をして信者に告げしめて曰く余自から將に教師に會せんとす又た信者に國內に於て其教を奉することを許すこと既往の如くすへしと斯の如く許したる時適く葡萄牙船平戸港に入り貨物を賣らし來て停泊す是れ外國人の平戸港を以て最も便利なりとするに因るなり往々國主は信者を遇するに苛酷を以て處す性質至傲の人なれども葡萄牙人の船舶領内に入津するを見て謂て曰く余や昔日葡萄牙人は利慾を輕じて名譽を重んずと信せしが豈に圖らんや却て宗教に薄くして射利に厚かりき其故は彼等は信者を厚遇する豊後の地を離れて信者を苛責する余か領内に來航するを以て之を證すへしと云ひしと有り實に不當の言なりと因て今や之を懺悔するなりと此の欺詐侮辱の言語既に豊後の領主及びトントノ師長の耳に入り府内在留の葡萄牙人等と集議したるに一同宗門侮辱の所爲は赦すべからずとし是に於て船長に書を贈り速に平戸港を解纜すへき旨を通し後又た耶穌教師葡萄牙人を制御するの權威あることを平戸國主に領會せしめんか爲めに葡萄牙人及び豊後に在る平戸國主の叔父一同に代りトントノ師長と共に平戸港に赴き船長に事故を説明し葡萄牙船は其の港を去り他方に行くの命を傳ふべきに決議したりトントノ師長は積年の勞力に疲れ身軀壯健

健ならずと雖も好て此の使事を承諾したるは曾て建設したる平戸の天主堂を二見し又たトントノウラは平戸の近邊にて九里又たは十里なれば途中爰に立寄り博多の信者をも訪はんと志ありし故なりトントノ師長豊後を出て、後道中賊の爲に數々冒されたりしかども遂に恙なく平戸に到りければ數多の信者忽ち來て師長を訪ひ船長は師長を尊崇して大小の旌旗を悉く船上に翻かへし大砲數門を並へ數回發射して其の來著を祝せり平戸國主は砲聲を聞き大に驚て曰く葡萄牙人等は信神と商業との二事に懈らされは何と富を計り利益を營むを以て宗門の榮華を毀傷せんやと師長は船長に會し船を港外に退かしめんを頼みければ忽ち船纜を解き平戸を離れトントノウラに向て出帆したるとき平戸國主更に驚怖を増し悔悟満ちた現や師長の出帆前に當り市中傳播して言ふ平戸國主は曩に欺詐暴虐を以て耶穌信者を苛責せり教師此の如き國內に住居すべからざるなりと此風聞に因て信者と主の必自今一層宥恕を加ゆるなるべしと爲せりと以上掲ぐる所は即「カソリック」教の僧徒か自から其罪業を記して自から後世に傳へたるものなり己僧徒の身にして俗事に干渉すること此の如し當時我國人をして「キリスト」教を目して邪宗とするに至らしめたる亦た宜ならずや大曲記に云平戸津に唐船著候事も豊州屋形其比九州の管領にて候へは彼御下知にて候聊かも

私に多田子細に候を大村殿をして横瀬浦に町を立て南蠻船を呼び取なされ候間大村純忠
 公御支丹に御成候間平戸のユキシロシヤを横瀬浦の如く引け申候間諸國の商ひ船は平戸の
 瀬戸を打通も横瀬浦を通りければ地下に居住の旅人も横瀬へと直し候間平戸は大方物さ
 かしも成候事も子細有る事にて候へとも道可公其色をとかくと不被仰事支丹を内に不信
 仰事とはされ候事故は一ツ又何にても咎を招かるゝとのみ多候間御思案正しく候にまつて
 横瀬は今の長崎の様に町小路の跡も富貴に成候へともとかくと手を御附不被成候て鐵砲を
 用意もて玉藥の覺悟はかりにて候とこのことを云へるなりされとも基利斯督實記に據ると
 きは彼等が横瀬浦に移るの原因を記せること少くこの二書に異なり同書に云く其の後船平
 戸に渡る平戸にて日本人とシニヨロ少しの口論あるに伊藤甚三郎と云人通り合せ何事やら
 らといひければもとより日本のものは口を知らざる故に少しのあきない故と申す甚三郎之
 を聞き買賣の故ならはしつゝ候へとなためけるを「シニヨロ」は口を知らざる故に只喧嘩
 の事同と心得て劍を抜て彼の甚三郎の右の手にきずを付る其後甚三郎今は残る所なしとて
 かの「シニヨロ」を忽ち討てすてければ「ガスマル」以下の者とも日本人との喧嘩なりとさけ
 けければ黒船の有りとあらゆる南蠻人皆々陸にあかり甚三郎を中に取籠むれば平戸の武士

間大に至るまで皆シニヨロに成て南蠻人を中にとりとめ散々に戦ひければ只防戦の事となり喧
 嘩は宮の前と云ふ所なりしかイヤの島と云ふ處まで皆追うちにせられ「シニヨロ」ガスマ
 ルの腹中の者としてく討てられ三か三は船に逃げ乗らんとせし處に平戸の守護殿
 まりもて使者をたてみみなをたのみ來りける船をなさけなくせんする事異國の聞えも然
 るへかあすた喧嘩を止まれしきりにすゝめたらんものゝ名字けつたいなるべしと使を給
 りければ其時日本人しりそくのこりたる南蠻人のとらす手を負て船に乗りけるか其年は漸
 くあちくあきなひしてアマカハに歸り次の年は横瀬浦と云所に船を著くるかの所は大村
 殿と云人の知行なれば主君にあんない云て其の法をひるめければしたかはさるものはなし
 まで主君も其門に入り玉ふ其後は子細有之福田といふ所に船を著くる其後今の長崎に船
 を著け次第に繁昌するなりと益し當時葡萄牙人の始めて東洋諸國に交通するや頗る戦勝の
 威勢衆人を凌るの氣あり毎に劍戟を手にして市場に入り其狀恰も武士にして商業を營む
 儀似たりと云ふ本外果して然らば葡萄牙人が商業上の争論になりて伊藤を傷けたる事も
 亦な實に然りもならを要するに是等の事情は共に葡萄牙人なますも平戸港に來るを欲せ
 さらむるたる所以にして専ら多之を煽動したるものは「ガスマル」の僧徒なり而して

此の時に當て恰も大村の領主が横瀬浦を開て彼か如き特約を實行したる一事は遂に葡萄牙
 人を以て平戸港より退かしむ然れども平戸港は既に久しく貿易の良港となりて最も商業に
 便利なりしか故に葡萄牙の商人等は猶好てこの港に來泊しければ「カントリーク」教の僧徒
 等が傲慢なる企望を以て平戸の領主を懲戒して其威權に服従せしめんとしたる目的は毫も
 成功することなく以て商業上の利益は決して宗教上の威權の干渉すへき限りにあらざる事
 を證明しぬ日本西教史は元來當時我國に居留したる「カントリーク」教僧徒の報告等により
 て編じたるものなるか同書に曰平戸領主は性資狡猾にして曾て耶蘇か狐性の名を下せし侯
 と其人とならば恰も類似し頗る「キリスト」教人を惡むと雖も領主は葡萄牙人を平戸港に招
 かんを欲して其性質を陽にあらはさず葡萄牙人を遇する厚からず薄からずせしか後遂に其
 狡猾の態を發露せり然れども平戸港は日本屈指の一港にして葡萄牙人の交易に便利なれば
 彼等は好て其港に來著するを以て其窮せしを見るへし彼等は常に之を憂ひ平戸の領主をし
 て宗教に盡力せしめんと百方苦心してありけるに西曆一千五百六十四年（永祿七年）葡萄
 牙の商船三艘支那より來て平戸港に入りまた次に一船は僧徒數人を送りて平戸港に來るへ
 きを聞き彼等は葡萄牙人に商業の利益を得せしむるは神の榮利を増加するにありとの説を

なし平戸の領主は葡萄牙人との貿易を廢するを欲せざるを奇貨として船長に其船を港外數
 里の地に停泊せしむ是彼等の「カントリーク」教僧は葡萄牙國王に對しても大に威權あるもの
 なるを知らしめて平戸の領主を己等に敬服せしめむとする計策なれば領主人をして其入
 港を促さしむれども船長は僧徒よりの許可を得されば船を港内に入れ難しと稱して其命に
 従はざりき領主は固より貿易の業を重せしかはやかて特使を曩きに放逐せし僧徒の許に送
 りて前日待遇の疎なりしことを謝し向來必「キリスト」教人の取扱を鄭重にすへしと告ひし
 めたり然れども彼等は猶領主の詭計ならんことを疑て其積荷を陸揚せず「カントリーク」教の
 僧徒を平戸港に住居せしむる事及び「キリスト」教人自費にて天主堂を平戸に建る事の二條
 を要求し領主其約を履行して後始て貿易をなせり「カントリーク」教僧が曩きに逐斥されたる
 頃居住せし家屋を附與されて平戸港に歸りしはこの年の八月二十四日にして平戸の天主
 堂成就せしは十二月八日なり彼等はこの寺院を名くるに我國の辭を以てして之を天門寺と
 云ひしと云日本西教史此如くして明くる永祿八年には葡萄牙の商船平戸に來りて布帛織物珍貨
 器械數多を積らし貿易利潤を得て歸れりと云耶穌天然れども彼等は平戸の領内に於て他に
 良港を得んことを務め遂に福田浦を發見しぬ是彼の特約を繼續して一港の商權を專占する

ときは宗教貿易兩ながら其利を得て實は一港を占領したるに均しと雖も平戸港にあるときは其暴威を抑制さるゝのみならず又相當の租税を拂はさるへからされはなり而して其頃また平戸の領主と葡萄牙人との間に於て一場の小迫合を生しければ葡萄牙人遂に平戸港に來ることを欲せずして大村の領内にこの一港を卜しこゝに貿易の市場を新設したり日本西教史に云西曆一千五百六十七年(永祿十年)の頃に當て平戸の「キリスト」寺院は豊後の如く盛ならず平戸の領主は葡萄牙人と貿易を繼續せむと欲して「キリスト」教人を容るゝ所あるか如くなりしと雖終に大なる隙を生したり此年マカオの主管なるデヤン、ド、ペリヲ貴重の商品を船積して支那より我國に回航せしか彼等は平戸の領主か「キリスト」教人を遇すると甚た粗忽なるを聞き針路を大村に向け福田の浦に投錨せんと欲して平戸瀬戸を通過したり平戸黨は葡萄牙人と隙あるを以て此事を聞て大に怒り直に五十艘の帆船を出すこの船隊は加藤殿其他二將の指揮する所にして領主より葡萄牙人の船を燒滅するか或は之を平戸に引くかの二事を命せられたる者なりデヤン、ド、ペリヲはこの船隊の迫來るを見て警備を怠らず而して運轉の巧なるに由り平戸の船隊をして逆風を受けて襲撃せんと欲するも能はざらしむ其漸く接迫するや葡萄牙船より發砲すること數回遂に平戸の艦隊を擾亂せしめ復迫らんと

する時烈しく一砲を發して遂に船隊をして全く敗走せしめたりこの時平戸の軍兵即死する者七十人傷て死に至るもの二百人就中京都の軍將二人加藤殿の親族六人ありこの一戦葡萄牙人の勝利を得たるは「キリスト」教人の英氣を振起するに足りきとこの争闘によりて葡萄牙人は益々平戸の領主を敵視し其領内なる平戸港に入るを快しとせずして福田浦を以て貿易の市場となせしかとも福田浦も亦良港にあらざりければ幾程もなくして長崎港を大村の領内に發見去遂にこゝに移りぬ長崎拾芥に云南蠻船大村の内横瀬と云所に五六年渡海し其後平戸に二三年來る此所にて日本人と口論をなし平戸を立去り又大村の内福田浦に二三年來る元龜元年に始て長崎の津に入來ると是なり蓋し長崎の地たるや決して商業に便利なるの地にあらざるは彼デヤン、ド、ペリヲか日本歴史に長崎の市府は九州と稱する嶋の西端に位し岩石高山の間に介在して地味極めて不毛なり且富庶なる日本の本嶋に隔絶して殆ど外國貿易の通路なしと云も可なり然れども只其港灣の繫泊に便にして風浪に安全なるを以て僅に此國に通商を許されたる諸外國の船舶毎年茲に來て商品を輸入し以て之を毎歲定期に國中各所より此地に輻湊する日本諸商人に賣與する市場ありと云へるにても明かなり而して當時歴史上の情態に於ても亦た諸國商人の旅團とすへき家宅もなかりし程なりと云長崎結果して

然らばこの港の外國貿易に向て開かれたる所以のものは大村の領主か葡萄牙人を其領内に招て貿易の利を得んと欲して彼等に與ふるに彼の如き特權を以てしてまた新に市場を開築し長崎葡萄牙人等は其特權を得て肆に宗教を宣布しまた宗教を侮蔑する平戸の領主をして其領内に於て貿易するの利益を失はしめんと欲し二個の原因相表裏して遂にこの結果を生出したるに非ずして何そや是に於て平戸港の貿易亦た大に其勢を分られたりと雖も長崎港は既に已に彼か如くして成立ちし場處たるに過ぎされは其貿易も亦た主として「カソリック」教を附帶したるものみに止まり且は彼等が曩に結ひし特約によりてこの港の全權を肆にして後には遂に之を占領して切支丹の寺領となせしか故に長崎拾芥太閤の我國の政權を統一するに及て其の僧徒等は遂に我國より放逐され其土地は遂に中央政府の直轄となり痛く其檢束を受けて貿易も亦た衰へたり天正十五年の夏太閤既に薩摩を征伏し暫らく博多に在て九州の政務を處理しければ長崎に住したる「カソリック」教僧徒の長ガスパル、クロ同處に往て其戰勝を拜賀したるに其時葡萄牙の非常な巨大なる一船平戸港に來著せる由を太閤に告ぐる者ありて太閤其船を見んと欲しがスパル、クロにして命を船長に傳へて其船を博多に回航せしめたり然るに船長路艱なるを以て辭しければ太閤忽ち激怒を發し同夜令狀を

彼等に與へて二十日以内に我國を退去せしむされども彼等は二十日以内に歸航の船なきを以て六箇月の時間を許し與へられんことを請ひければ太閤其言の眞實なるを察し彼等をして悉く平戸に集合して此地に於て便宜を待ち初度の便船より出發すべしと命じぬこの命によりて一時平戸に集合したる僧徒等は百二十人なりしかども其退去すへき期限内に於て彼等は潜かに各處の領主に依頼して其領内に潜伏し平戸の奉行も亦た四人を隠匿したれば其眞は我國を退去せしものは名のみ過ぎざりしと云日本西太閤か「カソリック」教の僧徒を放逐せしは彼等か長崎港を占領したるか故なりし事は左に掲ぐる條目によりて之を知るべし而して當時巨大なる葡萄牙の一船の平戸港に來著したるとまたは太閤か我國より退去すへき「カソリック」教僧徒等をして平戸港に集合して便船を待たしめたること等を參考すれば當時平戸港の貿易は頓絶えざりしことを知らむ

定

- 一 日本は神國たる所に吉利支丹國より邪法を授け候義甚以不可然事
- 一 其國郡の者を近付門徒になし神社佛閣をうち破ると前代未聞候國都在所知行等給人に被下候義は當座の事候天下より御法度相守諸事可得其意候處下々として猥義曲事事

一伴天連其智慧の法を以心さし次第種那を持候はんと被思召候處如右日域の佛法を相破候事由事條伴天連の儀日本の地には被爲置間敷候間今日より廿日の間に用意仕可歸國候其内下々伴天連に不謂族申懸者在之は曲事たるへき事

一黒船の義は商賣の事候間各別候之條年月を經諸事賣買可仕事

一自今以後佛法の妨を不成輩は商業の儀は不及申候何にても吉利支丹國より往還不苦候條可得其意事

天正十五年六月十九日

(この條目松浦家にあり)

第六 西班牙人貿易を平戸港に開始せし事并に其退去の事

葡萄牙に次て航路を東洋に開きしものは西班牙なりしかとも葡萄牙人か務て西班牙人を擯斥して我國の貿易に關係するを得ざらしめたるを以て彼等は久しく我國に來りて貿易を開く能はざりしか西班牙の植民地なる呂宋の商人等は葡萄牙人か我國の通商を專占するを見て妬心を含むこと最も甚しく殊に呂宋より太平洋を横きりて新西班牙即今の墨西哥に達せむと欲するには我國の東岸に船を泊すへき一港を得るは最も必要なるを以て屢々我國の一

港に貿易の市場を開設せんことを謀りぬ蓋し耶蘇天誅記によるに西班牙人の我國に來りしは天文十八年(西曆千五百四十八年)を始とするものゝ如しこの年西班牙の商船豊前の國八ツ屋の浦に來り乗船の人數三十一人あるか中に其六人は我國に留まれりと云永祿七年に至りて肥前の國五嶋に來りて其國の産物を貿易し同じき十年肥後の天草郡の南濱に其船人數四十餘人商物餘多積來て貿易し以來年々渡海すへき由を約して歸りけるか何如はしけん其後は天草には來らず同じき十一年に紀伊の國雜賀の浦に著津し綾羅錦繡の類夥しく積來て貿易し我國との貿易を開かむと試みしかともまた其目的を達する能はざりきそのうち天正八年六月に至り始めて平戸港に著て其貿易を開始したるは恰も葡萄牙人か既に長崎港に移て盛なる貿易を彼地に開き平戸港は大に衰頽に赴きし頃なれば彼等かこの事を成就するや平戸港なる我國人の助力を得て漸く葡萄牙人の妨害に敵したるならん然れども同書には西班牙を以て諸厄利亞即イギリスとなし又其國を以て耶蘇の本國なりと記せり抑々當時我國に拒絶せし切支丹宗は「カソリック」教にして「プロテスタント」教にあらざりしは葡西の二國か來航を禁せられしものちも阿蘭陀と英吉利とのみは猶其貿易を維持し得たるにて明かなり然らば則我國豈に英吉利を以て切支丹宗の本國なりとするところあらんや且英吉利の航路を

東洋に開きしは第十七世紀に始まれは第十六世紀の半に當りて我國に来るべき理由なし蓋し其頃西班牙王非立第二世日耳曼帝の位を相續して昔時羅馬の遺蹟を慕ひ「カソリック」教の勢を其兵馬の力を以て圓球を席卷せんとしたりければこの國をこそ我國に來りし羅馬教僧の本國なりとは云へけれ且西班牙は西曆一千五百二十年以來毎に呂宋墨西哥の間に往來せしを見れば當時我國に來航するも亦何ぞ奇恠とするに足らむや蓋し鎖國の世に於ける我國の記者は外國の事に暗し葡萄牙を以て南蠻と稱し（時に西班牙を併稱せることあり）南蠻の外は阿蘭陀英吉利あるを知るのみ故に古來の文書にして南蠻にあらすまた阿蘭陀にあらざるものあるを見れば卒爾に之を認めて英吉利となせしならん此の如くして西班牙が貿易を繼續せしは殆ど二十餘年を経たりしか慶長四年の頃に至り商業の利潤を失ひ遂に其國に歸去りぬ今之を二三の古書に徴するに耶蘇天誅記には天正八年六月諸厄利亞國の商船肥前國平戸の港に著す夫よりして以來慶長年中まで二十餘年年毎に渡海しけるか其後は絶て著岸することなしと見え長崎夜話には諸厄利亞國の船商賣として天正八年庚辰の夏初て平戸へ來りて商賣す是より毎年渡海すること二十年はかり慶長五六年に至りて商物利潤なむ先々當年をかきりて歸るべし國主へ相談し其旨に任て又々來朝すべしと平戸の領主に認

へけるに其意に任すべしと有ければさらば又重て來らん時の爲なれば御朱印を賜はるべしと願ひしかは關東へ此旨をばせつかはされしか望にまかせ給て御朱印をそ給はりけるニテハ悦んで之を持かへりぬされと國主も何如思ひけん其後は渡海することもなかりしと見え谷村友山覺書にはエケレス初て平戸へ入津は天正八年庚辰辛巳壬午この三年の内なり慶長四年己亥引取申候商利潤無御坐候先本國へ歸り頭人と申談し又參り可申御朱印拜領仕度と願ひ即御朱印被下候其後長崎へ來候へ共御免不被成候其時御朱印出候由と見えたり長崎夜話または谷村友山覺書に朱印の事見えたるは後の英吉利の事を混したるものに似たりされども英吉利の慶長十七年より元和九年に至るまで凡十年の間平戸港に來りて貿易せしは最も明かなる事實なるに今其後は渡海することもなかりしと云へるは亦た其別國なる一證にして之を彼の諸厄利亞は耶蘇の本國なりと云へるに参照するときは其の西班牙なること蓋し疑ふべからざるなり日本西教史に記する所によれば嘗て豊臣太閤の將に朝鮮を征せんとするに當りて呂宋を把撫したりければ呂宋嶋に駐在せる西班牙の代理政府より西曆一千五百九十三年（文祿二年）に及び「フランシスコ」派の「カソリック」教僧數人を使者として我國に遣はるに彼等は平戸港を過ぎて太閤の居處なる名古屋に赴けりと云ふ而

して彼等が慶長四年に至りて商業に利潤を失ひしは彼等が葡萄牙人と同しく「カソリック」教を奉せしを以て漸く我國人に疎まれたると當時既に阿蘭陀人の平戸港に來りて其の貿易に競争を試みしとよるならん阿蘭陀人の平戸港に來りしは慶長二年にして平戸の領主が「カソリック」教を禁せしは同じき四年の事なれば其年代よく稱へり

第七 阿蘭陀人商館を平戸港に開きし事并に河内浦の事

阿蘭陀の葡萄牙人に代りて東洋貿易の權を得しは西曆一千五百九十五年（文祿四年）に始まる是より後二年にして我國に來れりと見えたり長崎夜話に云平戸に紅毛船の來れる始は慶長二丁酉の年なりき耶蘇天誅記に云慶長二年五月阿蘭陀國の商船始て肥前の國平戸の港に入津して綾羅錦繡其外珍物美物を持來り交易す深江記に云慶長二年五月四日御祖父法印公の御代即阿蘭陀船商賣として始て平戸へ來り色々の珍物持來ると然れども世に傳ふる所は是より少しく後にあり今や壹陽錄に紅毛人は慶長二年酉五月四日より平戸へ入津始る又切支丹宗門御法度被成しは慶長二年丁酉より初けれども諸國との宗旨御法度はなく平戸許りなりと云へるに云へるに於ては「カソリック」教人甚多く就中領主の近親ドム、セロム及其子ド

九十九年（慶長四年）に當て平戸の領主フニアン（法印）は領内の政務を其隆信に委任し秀頼に賜せんと欲して京都に參觀しけるに遙に書を隆信に贈りて「カソリック」教を禁遏せしむ此時平戸に於ては「カソリック」教人甚多く就中領主の近親ドム、セロム及其子ドム其後弟バハサザル等皆其大信者なりけるが領主は悉く彼等の族黨六百人を放逐せしめ後又遂に其家屋を焼き棄たりと云日本西教史最教寺縁起に法印生平僧靈種常謂曰耶蘇恐成後世日賊難若有明君有天下必滅彼徒所以慶長四年我輩中士民屬邪法者悉放逐慶長十九年征夷大將軍家康公命天下誅戮蠻族先是十有六年正有先見之智固奇矣と云へるは即是なり然は則平戸の領主が「カソリック」教を禁せしは阿蘭陀人の來りしより二年の後にあり平戸の領主は夙に葡萄牙西班牙の二國の「カソリック」教僧が極て專權の舉動あるを惡みしと雖も其貿易を繼續して彼國の商人を平戸港に來らしむるには彼等を優遇することの已を得ざりしを以て之を默許に附し來りしに今や遠かに此の如き嚴威を示して教禁を決行せしは豈に阿蘭陀人の既經統然たる貿易を平戸港に開きたるを以て歐洲との貿易は亦た宗教を附帶したる葡西二國に依るの必要なきに至りしか故にあらざるか壹陽錄に切支丹宗を禁せしことを以て阿蘭陀人の平戸港に來りしと同年に在りとなしたるは固より訛傳なりと雖も熟其訛傳せし

所以を察すれば其間蓋し密接の關係ありしものなるへし其後恰も一年を経て西曆一千五百九十八年（慶長三年）六月廿四日阿蘭陀の東印度商會より水師提督マヤックス、マンをして艦隊五艘を率てラックセル嶋を解纜し我國に向て航行せしむこの船は大西洋を横きり南米洲のマゼラン峽を超へ再び太平洋に入て日本外交 起原史一千六百年（慶長五年）四月十九日（東洋）僅に豊後の一港に著きしか途上屢禍にかゝりてこの時は僅かに提督が乗りたる一船を存せしのみ夫より大坂に往き當時稍と我國の政權を收獲せし徳川家康の命によりて尋て江戸に回航せしか途上また船を壞りて久しく我國に止り其水路師なる英人ウイリヤム、ホバース及び蘭人ヤンヨウスマンは深く家康に信任せられたり或は是を以て阿蘭陀より我國に來りしものと始なりとすれども蓋し亦前年我國に來りて實況を目撃したるもの、報告によるものならむ其後十餘年の間平戸港の阿蘭陀貿易が平戸の領主の許しを得て我國の商人と阿蘭陀人の東洋に居留するものとの間に依然として行はれたることは平戸の士族大曲通介が遺せる所のオランダ流石火矢の傳書によりて明かなり其書に曰

今度松浦法印様以御意を稽古仕候石火矢一流少茂不殘相傳申させ候あさまに被成間敷候

子細者直に御意の通其子總領一人ならては免申事無用の由被仰出候へは貴殿よしみの事
 此候條如此御坐候仍面をつしに被成候ては神文の大事可有之候者也
 慶長九年十二月吉日
 西 清 右 衛 門
 花 押

大曲喜左衛門殿

然終とも當時未だ兩國通商の約はあらざりけるか西曆一千六百七年（慶長十二年）に至り阿蘭陀は益々葡萄牙人と東洋貿易の權を競争し十二月十二日再び軍艦十三艘を艦し兵士千九百人と大砲七十七門を載せ水師提督ウエルホウに之を率て阿蘭陀を發せしむこの艦隊は喜望峰を超て來りしか一千六百九年（慶長十四年）七月に至りて平戸に達するを得たるものは僅かに二艘に過ぎざり是に於て彼等は急き我國と通商するの命を達せむと欲し平戸の領主に就て之を討たじにを領主はさらば江戸に往きて家康に謁すへしと諭し其坐船に水手五十人を添へて阿蘭陀の使者を江戸に送りぬ八月彼等家康に謁志國書進物を呈しければ家康また禮を厚くして彼等を選し遂に左の返書を與へたり日本外交 起原史是我國に在ては慶長十四年七月二十五日なり外通書

日本國主源家康復章阿蘭陀國主殿下遠傳信書披而見之則近如對高顔殊投贈四種之方物
 歡悅有餘抑從貴國遣異域兵船大將裨將許多軍衆之內到著本邦松浦津(平戶港)殊與阿蘭
 陀可有和睦堅盟予所希也兩國同志則縱離隔千萬里之海陸年々往來何有異哉於阿蘭陀正無道令
 歸有道也依之渡海商客安居必矣貴邦真如路數人遣置本邦可被立館舍之地著船之湊任貴國
 意分與之自今以往彌可修隣交者也餘事附在船主舌頭惟時秋天殘暑尤甚而已自當不備

慶長十四年龍集己酉孟秋二十五日

阿蘭陀の使者はこの書を得て江戸を發し十月上旬に至りて平戸に達せしかば阿蘭陀の艦隊
 は平戸に商館を作り代理商二人を留め其他は本國に向てそ歸りけるウエルホウヘンの艦隊
 の既に阿蘭陀に歸るや阿蘭陀の國王モリス商船を發して我國に來らしめけるかこの商船
 の阿蘭陀を發せしは西曆一千六百十一年(慶長十六年)七月にして日本外交 起源史其平戸港に著き
 しは慶長十七年八月十二日なりしと云政 是蓋し最初より我國に來るの目的を以て阿蘭
 陀を發せたる商船の始にして歐洲の商品綴絹胡椒象牙鉛其他數品を搭載して我國に向ひ同
 時に阿蘭陀を發せたる商船皆恙なく平戸港に著き日本外交 起源史かくて阿蘭陀の使者シャッコ
 プ、スベツキス及びペイトル、セゲルスソーンは平戸の領主より與へたる船に乗り通事一

人徒士一人に護送されて西曆一千六百十二年(慶長十七年)七月十七日平戸を發し大坂よ
 り陸路京都を経て駿河に至り之を中井リヤム、アダムスに報しければアダムスは曩きに阿
 蘭陀船に乗りて我國に來りしより久しく駿河に在りて能く我國の事情に通し家康の信用を
 得たる故使者のために周旋し其國書進物を呈して之に對する家康の返書を得日本外交 起源史また更
 に阿蘭陀人我國に渡來り我國の各港に於て隨意に貿易するを得る事其荷物を平戸に卸すと
 きに監察を要せざる事將軍の意に應し一地方を定めて居留地とする事の三條も請て阿蘭陀
 船荷物を平戸に輸入するを得へしとの内命と阿蘭陀船日本の内何港に著岸するも敢て故障
 なかるへくまた意を加へて之を厚遇すへしとの免許狀を得たりと蓋し彼等か記する所に
 よれば彼等は更に江戸に到り新將軍の執政なる佐渡殿に就てこの前二年以來は旅行の不安
 内なると阿蘭陀船の出帆の期切迫したりしことを以て老將軍にのみ拜謁して新將軍には拜
 謁せざりしことを謝したるに佐渡殿能く其の意を領し新將軍は二年前に遠方なる平戸より
 航行したることありて大に船事を解せらるれば決して其疎意に出でたるに非ざりし事を知
 らるゝならんと答へ尋て新將軍に謁見せしめたりと云阿蘭陀使節駿河に於て 祖君に拜謁したる記事然れども秀忠か平
 戸に來りし事は我國の諸書に見えたるものなし豈夫傳へて而して誤れるかこの時佐渡殿即

本多佐渡守正純が阿蘭陀國王に贈りし書今外蕃通書に見えたり

日本國臣上野介本多正純復一書阿蘭陀國王殿下來書件々方物般々奏達吾日本國主采納惟
幸則裁答書且副以腰刀大小二柄被謝惠意抑不異前約商船到著于本朝松浦津(平戶港)可
得賣買之利者宜任船主之意旨吾國主之所許命也莫訝彌年々商船往來可被修隣交如微臣亦
聊不可有疎志依船使之望大泥國等之商船來朝不可有相違旨別整得印札一通渡與船使猶
有攸懇求聞國主速可調發何有隔礙哉所頒賜之音物拜納感佩無他者也委悉附船主舌端不宣
慶長十七年壬子仲冬日

外蕃
通書

阿蘭陀の使者は是等の返書を得途を京都に取て大坂に至り同し年の九月十九日平戸に歸り
更に代理商を増加し倉庫を築き其他の然るべき人々には進物を贈りなどして九月二十八日
(西曆)阿蘭陀に向て歸國せり日本外交 起原史此の如くして曩に阿蘭陀の商人が平戸の領主と結約
して平戸港に開きし貿易は遂に兩國の交際となる日本西教史に云公方は百般の策略を設け
て其富を貧殖し倍己の金庫を満たしけるか貿易は最も富を致すを以て前に公方は葡萄牙人
を遣返し之と交通を絶ちしと雖も其時偶々阿蘭陀人の平戸港に來れるに由り更らに交易を
開かんと欲して之に謀りければ葡萄牙人に代て日本と交通するは固より蘭人の切望する所

なれば直に約を結び歐洲及び支那の貨物を輸入するに至りぬ然れども當時の阿蘭陀國は今
日の阿蘭陀國にあらずして國威猶振起せざりしかは其齎せる商品は高價の貨物にあらずし
て唯乾酪等の如き日本人の食せざる物品なりしを以て公方は之を満足せず更に葡萄牙人を
して復來らしめむと決心し支那京駐在の「キリスト」教會に使者を遣し之に説て再び通商せ
しめければ葡萄牙人は容易に之を承諾して貿易前日の如くに復しけれども蘭人の貿易も亦
依然として變せざりしと然れども遂に勝を東洋貿易の全局に占めしは阿蘭陀人なりしを以
て平戸港の貿易亦隨て隆盛に赴き平戸の領主は常に外國貿易に關する事務を掌り島上の比
屋皆富庶の人となる江月和尙が松浦壹岐守隆信の墓碑銘に云公掌異邦貢獻之官船舶商舶異客
懷惠年々來朝維舟於平戶島上比屋悉爲富庶人繼台德院殿大相國公不諭鈞命世人皆以爲榮
焉公爲其任重哉嘗て葡萄牙人の始めて平戸港に來るや港内安穩にして其便利なりしを以て
彼等は之を日本屈指の一港なりと稱し喜てこの地に停泊せしと雖も日本西 教史この地歐洲貿易
の市場となりしより殆ど七十餘年の星霜を経諸處の旅人等居をこの地に占むる者多く港腹
を埋めて市街となし水源を壅して田圃となせしかは港底漸く埋没して既に船舶の寄泊に便
ならざりしを以て阿蘭陀人は商館を平戸港に立て貿易を營みしかとも其船を泊せしは平戸

港より南一里を隔てたる同し嶋の河内浦なりき故に河内浦に居留するもの亦隨て多く其近傍なる丸山の一丘には遂に遊廓を築くに至れり今長崎の丸山は阿蘭陀貿易の市場と共に河内浦より移轉したる者なりとかや壺陽錄に古町人云古より七郎權現は潮打際の磯邊なりしか異國船入津しければ京堺の者其多く今の長崎の如く不斷居ければ彼等共町屋を廣め浦を埋め今の如く七郎宮の前廣小路に成たり印山道可公の御名より今の隆信公の御代まで御三代の間に崎方の東まで町家立續きたりと云へりと云ひ谷村友山覺書に亦阿蘭陀船平戸に入津いたし荷物を揚申候て船は淺の能候に付河内浦へ繫き申候由阿蘭陀荷物商賣の支配は片岡新右衛門と云ひ鄭氏兵話に平戸藩當先君道可公時震旦南蠻荷蘭等海舶來漢歷先君法印公泰岳公（法印の子久信）宗陽公（久信の子隆信）尙然而獨禁南蠻舶至寛永年中天祥公（隆信の子鎮信）時又尙然荷蘭館平戸崎方或碓河内地方有通詞職員高祖父森川彌兵衛進號隱入事宗陽公天祥公與聞荷蘭館事荷蘭人時々來家庭と云へるは其の證なり同書によるに當時河内浦は町と稱して支那阿蘭陀の商舶來漢する地なりしと云其名稱の變せしは即其盛衰の同しかるざるを證するものなり此如くして平戸港の阿蘭陀貿易漸く盛なるに隨て領主の江戸に參觀する事の如きもまた蘭船渡航の時季に關係すると覺えて享保四年の書上に阿蘭陀唐

入船以前は平戸城下の浦へ致入港居所も有之候其後私領河内浦と申所阿蘭陀船數十年入港鎮信家督以後長崎入港被仰付候其節在所居申候通詞共一同に長崎相越候右在所入港の節は鎮信親壹岐守代春御暇被仰出翌年異國船御用相濟大形參觀仕候鎮信家督以後二月御暇被下置翌年阿蘭陀歸帆以後參府仕候と云へり亦以て平戸港の貿易頗る盛大に赴けるを知るべきなり阿蘭陀流石火傳書には當時古川治部左衛門尉重政と云へる人あり阿蘭陀人は異國人なれば目付役を勤居りしか遂に蘭人某に就て親しく砲術を傳へたる由見へ立石先祖書には立石吉左衛門と云へる人あり町奉行となりけるか寛永十二年の二月に私に武器を海外に贈けるものあるを檢知して之を追捕したる由見ゆ其他傳説によるに久家兵部左衛門と云ひし人も又阿蘭陀人商賣の奉行なりければ阿蘭陀人等より嘗て其家財を贈りし事ありと云而して是等奉行目附支配または通事等の役人は皆平戸の領主か家人より勤めしものにして近者外交志稿等の書に江戸の政府より公館を平戸に置きしなどの如く記したるは大なる誤なり

第八 英吉利人平戸港に貿易を開きし事并に英國行をなせし

水夫の事

阿蘭陀人の我國に來りしや偶々我國に於ては葡萄牙西班牙の二國か奪掠を包含したる宣敎主義を惡める時なりしを以て彼等は極めて我國に親愛せられ我國の昔日葡萄牙西班牙の二國に與へたりし舊好は既に阿蘭陀人の享有する所となりぬ然るに曩に阿蘭陀船の水路師となりて我國に來れる英人ウヰリヤム・アダムスは今や家康に信任せられ外交事務の顧問にも與る身となりければ親しく蘭人か此の如き利益と榮譽とを享有するを視て私に自國の人民にも亦此の如き榮利を受けしめんと欲する感情を發動し西曆一千六百十一年(慶長十六年)九月廿八日阿蘭陀船の爪哇島に歸るや一書を附して同島に在留する英商に贈りけるか是より少し先き倫敦の商人等は嘗て我國に來りし蘭船の水夫よりアダムスの事を聞き艦隊を平戸に遣りて我國と通商せんと評決し曩に印度に寄寓せし老年の冒險家甲比丹マヨソ、サリスをして其指揮を掌らしめ英王セームス一世より家康に贈る書一封并に平戸の領主に寄せたる書一封を賣らさしむ其一艘は西曆千六百十二年(慶長十七年)一月五日既に東洋に向て倫敦を發しけるか他の三船も同様の四月十八日に發したり日本外交起原史長崎拾芥にはエグレス慶長十七年始て商賣として平戸に渡海すると云谷村友山覺書にはイングレス慶長十七年平戸へ始て來ると云へれども今日本外交起原史によるに英船の平戸に達せしは慶長十

八年の夏に在り蓋し其先發せし一艘は西曆一千六百十三年(慶長十八年)六月十日長崎に著し水路師を備て同月十四日平戸港に來り其旨を領主に告げしかは領主やかて其家人を率ひて船中に臨み甲比丹サリスが來著を祝しければサリス領主を船室に請し入れ宴を開き樂を奏して饗應し宴畢て後サリス英王の書翰を領主に呈しければ領主は敬みて之を受けたりこの時サリスは領主よりアダムスが江戸に留まるとを聞き領主に由て己等が來著をアダムスに通し給はらんことを請ひ傍ら政府と通商修好の條約を談判するの助力を求めたり翌日に至りサリス領主より數艘の撓船を借り綱を著けて本船を港内に入れければ領主役人一人を船中に送りて警護せしむかくてサリスは其船を停泊する時に當りて大砲九發を驚くばかり打放ち港内の平安を祝しける其後アダムスは英人平戸港に來れりとの報を得て恙なく平戸港に來りければサリス其從者十七人を從へアダムスと共に家康に謁見せんと欲し駿河に向て出船せりサリスは平戸を發程する前に於て平戸の領主より商館を建るの許可を得たればリチャルド、カックスと云へる者を留めて其事業を掌らしめ己は平戸の領主より與へられたる裝飾莊麗にして準備完全なる水夫六十人乗の大座船に乗り九州西北の海岸に沿ひ下の關の海峡より瀬戸内に入て大坂に達し本船を下りて川船より伏見に赴きこゝより駕籠と

馬とに乗りて陸行し七日にして駿河に達したり既にしてサリスはアダムスを以て通事として家康に謁して英王の書翰及び進物を呈しければ家康禮を厚くして之を待ち其遠來を勞し答書を作るの間江戸に往て秀忠に謁せしむサリス江戸に往て秀忠に謁し頗る鄭重の待遇を受けたりし滯留暫時にして駿河に歸り家康より英王に贈る答書并に通商の特許狀を得たり是西曆一千六百十三年(慶長十八年)十月九日あり彼等は其翌日平戸に向て駿河を發し陸行して大坂に至り途中京都を過ぎたり其大坂に至るや座船一艘疾よりこゝに待受たれば其船に打乗り十月の下旬に至り遂に平戸に達したり然るにサリスが乗來りし英船は大風に遭て頗る破損しければ水夫七人は脱走して長崎の葡萄牙人に僱はれ其商品も亦多く織物なりしか故に未だ賣捌けざりければサリスは當時東印度商會の商人なりしもの等八人と共に商館を開設し其商品を同館管理の倉庫に納め置の議を決し更に我國の水夫十五人を僱ひ其持船の水夫の中今我國に残し置へきもの及び曩に本船を脱走したる者の缺員を補充し一千六百十三年(慶長十八年)十二月五日日本國に向て出帆し翌年(慶長十九年)九月廿七日に至り恙なく英國に歸著せしと云當時我國人にして葡萄牙西班牙を超へて伊太利に遊ひしものは往々其人ありしかとも其の英國に行けるものはこの水夫等よりそ始りける蓋し蘭商は最初英人

の未だ我國に來らざるに先ち數多の織物を輸入し一碼十七弗即歐洲の價格に比すれば殆ど十倍の高價にて我國人に賣りたれとも英人は之と競争して蘭人を市場より逐斥せむとしたりければ蘭人は俄に織物の價格を減して全く其相場の實價を失へり然るに英人が蘭人と競争して彼等を平戸港より逐斥せんとしたる反動は頗る蘭人の激昂を喚起し西曆一千六百十六年(元和二年)英國の小商船二艘平戸に來航するや蘭人の抵抗頗る激烈にして遂に其事業を施し得ざりしかは平戸に滯留せる英商等は支那船數艘を買取り既に居留地の設けある暹羅及び交趾に到り貿易を開かんと企てしかとも終に其功を遂げざるのみならず近く朝鮮と貿易を開くの業も亦果さざりしとぞ英人が平戸に來航したるより英蘭兩國の人民はこの地に於て公然相ひ敵視するの狀を呈し一時は軋轢極度に達し蘭人は遂に平戸港に於て戰端を開かんことを公言し海陸并逼て英人を攻撃せむとするに至るこの時若し我國人の時機に投して其間を調停することおからましかは英人は一朝にして蘭人に塵殺せらるへかりき日本外交史 然るにこの時に當て英王チャールズ一世が再ひ「カンリツク」教を用ひしは蘭人に與ふるに屈竟なる譏謗の口實を以てし因て以て英人の貿易は痛く我國に於て檢束せらるゝに至りたりこの年八月八日に老中より發したる奉書に云天記

追て唐船の義は何方に著候共船主次第賣買可仕旨被仰出候
急度申入候仍伴天連門徒の儀堅御停止の旨先年相國様被仰付候上は彌被得御意下々百姓
以下至迄彼宗門無之様可被入御念候將又黒船いざりす船の義右の宗體に候間御領分著岸
候共長崎平戸へ被遣之御領内にて商賣不仕候様に尤候此旨依上意如此候恐々

元和二年八月八日

安藤對馬守

土井大炊頭

酒井豊後守

本多上野介

酒井雅樂頭

また同月廿日襲に英人に與へたる通商の特許狀を改めて左の如く制限したり外蕃
通書

定

- 一 自いざりす至日本國渡海商船於平戸可賣買他所不許之縱令雖遭風波之難到本邦之地不
可有異儀并諸役免除の事
- 一 船中資財隨所思以目錄可召寄事

- 一 不可有押買狼藉事
- 一 彼國人若有病死輩者其荷物不可有相違事
- 一 船中商客於有罪科者任其國法可隨船主心事
- 右可相守此旨者也

元和二年八月廿日

蓋し此時に當りて我國は痛く「カソリック」教を惡みしを以て遂に葡萄牙人の貿易を限るに
長崎の一港を以てし英吉利人も亦國教を奉する國王に服従する者なりと聞きしかは其貿易
を制限して平戸の一港に止め此二國の商船我國に來るものあるに當ては必此二港に送らし
めたるなり此の如くして痛く其商權を制限せられたるを以て英國の東印度商會は東洋殊に
我國の商業を維持せんと欲し西曆一千六百十七年(元和三年)大に艦隊を發し明くる一千六
百十八年また別に一艦隊を發したれどもこの艦隊は阿蘭陀の艦隊と印度洋に交戦し遂に我
國に來る能はさりけるか其中我國に於ては再ひ左の令を發して益々前令を確めたり日本外交
起原史
急度令啓候仍て黒船いざりす船の義於長崎平戸可令賣買の旨至て諸國諸港被仰出罷在候
寄事於商賣密々にも不可弘其法様可申付旨上意候恐々

元和四年戊午八月

- 酒井雅樂頭
- 酒井備後守
- 本多上野介
- 土井大炊頭
- 安藤對馬守

松浦肥前守殿

長谷川左兵衛殿

追て唐船の義は何方へ著共船主次第於其所可賣買旨被仰出候書札方

西曆一千六百二十年(元和六年)阿蘭陀英吉利二國の紛争漸く定まり兩國の東印度商會相合して一となりければ幾程もなくして英吉利艦隊の司令長官マルチン、プリングは印度より我國に向て出帆し同年の秋平戸に著けり英蘭二國の商人等はこの艦隊の平戸に著きし後相合して使者を撰擧し將軍に贈るへき進物を齎らして江戸に赴かしむ然れどもプリングか齎らしたる商品は其市場の所好に過せず殊に蘭人の競争によりて通商の損益相償はさりしかは平戸には長く留まらずして其年の十二月十七日印度に向て平戸港を去りぬ日本外交起原史 谷村

友山覺書によればエゲレス日本引取候は元和七年なり商賣利潤無之に付引取候由と見え長崎拾芥にもエゲレス慶長十七年始て商賣として平戸に渡海す其後十年の間渡海して平戸にて商賣せしに次第に利潤なきによりこの年より日本渡海を相止むとあれども日本外交起原史によれば西曆一千六百二十三年(元和九年)に至り平戸港に在留せし他の英吉利商人等も各自其商館を鎖して退去せしなり初め英人か我國に通商せんと企てしよりこの時まで徒費したる金額は殆ど二十萬弗なりしかども毫も好結果を得ざりしと云日本外交起原史 小澤書留に天文の頃より商賣として平戸に異國人年々參候居所町並エゲレスガク屋と云と見えたるか即英吉利人の設けし商館の舊跡なるへけれども今は其地を知る人なし彼の英吉利船に傭はれて英國に行きし水夫も後には何如にせしや詳かならず蓋し當時英吉利人か我國に於て阿蘭陀人の商業に競争する能はさりし所以のものは自國に於て禍亂風に胚胎し力を外國に伸はすを得ざりしによるものにして當時英王ジョージ第一世は始めて蘇英二國を統一したる愛蘭及び海外の屬地を合せて大なる版圖を領せしと雖も規模偏小にして議院と權を争ひ性質仁柔にして戰鬪を好まざりしに由り英國の商權は一時衰頽に屬せざる能はず而して其人民は羅馬教の侵入に窘窮すること恰も我國に同しかりしを以てなり我國政府の羅馬教の徒を

處するやまた當時英國に於て「カントリー」教徒の妨害を沮抑したる手段と其事跡略相同し
かりけりとテ非キソン氏か一言以て之を證すへし其言に曰當時兩國に於て其政府は改革に
従事し人民は外教の國事に交渉するを惡て沸騰の勢を成せりと是兩國の交通不幸にしてこ
の時に絶えたる所以なり

或は云英吉利人の平戸港に來るや製造所をこの地に設け頻りに銃砲其他の物品を製造し
極めて良巧なるものを生出したりと今や松浦家の庫中に古製の連發銃あるを見る其製拙
劣を免かれされども亦た鎖國時代の創意に係るものにあらざるに似たり或は當時英人の
設けたる製造所に於て作りたるものにはあらざるか

第九 平戸の領主及び商人か有せし異國渡海の朱印船の事

并に平戸港より發したる他の朱印船は何程なりしや
の事

余は前章に於て英國商船の平戸港に來りし時其の水夫の缺員を補はんと欲して平戸港なる
水夫十五人を僱ひしことを説けりこの水夫等か英國船に乗て如何にして其職を盡せしやま

た英人は何如なる見込かありて其船の水夫を我國へ留置て其代りとして彼等を僱ひしや
を知らんと欲せば泛く當時我國より海外に渡海せし商船の極めて多かりしことを認識し次
て其商船の平戸港より發したるものは何程なるやを考察するに如くはなかるへし我國の商
船か海外に航せしは蓋し海賊の發達と相伴せしものにして其由て來るや尙さしと云へし而
して平戸港は嘗て海賊の支那に往來するもの等か常に經由する所なりければ其海外に渡航
する商船も夙に發達したるへきは推理の方に許せる所なり後陽成天皇の御代文祿二年七月
十二日寺澤志摩守か平戸の領主に贈れる書によるに當時平戸の船頭に助大夫と云ひしもの
海外に航して壺を買來り太閤の一覽を請ひしかども其壺は太閤の意に適せざりければ太閤
更に領主に命して其頃呂宋より五島に來れる商船に就て壺其他の商品を檢進せしめたりと
見ゆ其書に曰

今度ルヌンより五島へ相著候唐唐舟積來候壺其外唐物上様可懸御目旨御仰之通申入候助大
夫買來候つほ三持參候則懸御目候御意に不入候間何へも主次第可遣旨に候則其通船頭申
渡候其外の商人持來候つほから物の儀御尋候可被持越候恐々謹言

七月十二日

寺澤志摩守正成

松浦式部卿法印殿

(松浦家に蔵する文書)

當時海外に航せしものは獨り助大夫のみに限らざりしか故にこの頃よりして太閤は海外に渡航するものに朱印狀を與ふるの制を始めたり然れども當時其制は猶一般に及ばずして僅かに長崎より發する九艘の商船にのみ之を與へたりしか長崎實錄慶長九年家康其制を擴張して一般に及ぼし豊光寺圓光寺金地院の三僧をして異國渡海朱印帳と稱する臺帳を管理せしめ何人にて其請願に應じて朱印狀を與へたれば朱印狀を受くるもの數は一時に増加して慶長十八年に至るまでの十年間に於ては百二十四艘となり夫より寛永元年に至るまでの十年間に於ては更に五十四艘を増加して百七十八艘に及ひしか是等商船の外猶海外に渡航するもの多かりしと覺て寛永十一年痛く「カソリツシ」教の侵入を防禦するに及ては奉書船の外決して海外に渡航すへからざる旨を令したり是等の商船が渡航したる國々は安南、東京、占城、呂宋、信州、大泥、暹羅、順化、東埔寨、迦知安、密西耶、艾萊、田彈、摩利迦、交趾、高砂、摩陸及西洋の十八處にして是等の商船を仕立しは大名には島津陸奥守加藤肥後守を始めとし商人には船本彌七郎角倉了以等都合六十餘人平戸の領主松浦法印及び商人助大夫傳助も亦其中に在りき今特にこの三人か受けたる朱印狀を掲ぐれば左の如し天寛日記

右は平戸傳助か受けたるもの

自日本到東埔寨國舟也
慶長九年八月十二日

右は平戸助大夫か受けたるもの

自日本到順化舟也
慶長九年八月廿六日

右は松浦法印の受けたるもの

自日本到迦知安國舟也
慶長九年十一月廿七日

自日本到西洋國舟也
慶長十年四月廿六日

右同し

自日本到西洋國舟也
慶長十二年三月十九日

右同し

自日本到呂宋國舟也
慶長十二年六月廿六日

右同し

自日本到安南國舟也
慶長十六年正月十一日

右同し
この七艘の朱印船は其持主皆平戸港の住人にて其船も勿論平戸港より發したるものなり關
書書出控によるは是與寺藏多羅葉梵書一葉是は私領分寺院に有之候天竺より取來候多羅葉
候物に御坐候と見ゆるは蓋し當時安南東捕集等に往來せし商船の賡らし來れるものあらん
面して平戸港に停泊してこの港より異國に渡海したるものも亦多かるべしと雖も是亦た確
證を得ると能はざる唯た當時商船を海外に仕出せし船主は大名と商人とを併せて六十餘人の
多きに及びたるに當時長崎に於て商船を整へ毎年海外に往來せし商人は二十餘家に過ぎざ
りし由暹羅國風土軍記に見之同書に於て山田仁左衛門が子ヲイシの六昆國を没落せし事を
記したる未詳此時日本入諸所は散亂し船に乗りて南海に出てたるものは漸く稀少してこの

兵難を後き遷羅の境界を離れ古墳交野等の地に至り日本平戸に歸りけりを見ゆれば中古外當時平戸の長崎と同じく是等商船輻湊の地たりしは疑ふべからず蓋し彼の六十餘人の船主中より二十餘家を除去したるもの過半はこの港よりを商船は整へて海外には往來せしめたるならめされは年毎に平戸港より海外に渡航したる商船はこの七艘の外猶五十餘艘ありしならん而してこの數多なる商船は如何なる大のものなりしやを考察するに天竺葡兵衛か渡天物語によれば角倉與二郎か商船は長サ二十間横巾九間の船に人數三百九十七人乗りし由見ゆれば其他の船も大凡同じ程なりしなるべく同書に亦た長崎より渡天船賃一人前銀五百匁つゝはて御座候と見ゆれば平戸よりのも亦同じ程なりしなるべし而して此の如く盛大なりし商業の忽ちにして衰微に屬せしは葡萄牙西班牙の二國が強大なる勢力を以て我國を侵掠せんと企てたるに由りて其の發達を沮まれしによるものなりとは次章に於て之れを論せん

第十 葡萄牙人の隱謀平戸港より露顯せし事并に西班牙人平戸港にて破獄の事

阿蘭陀人の我國に親せられたるは其民「カソリック」教を用ひさりしにより英吉利人の我國に愛せられさりしは其王「カソリック」教を用ひしによる我國の「カソリック」教を惡むこと此の如くなりしは何の故あるかを察するに是唯當時の「カソリック」教は劍戟を以て神聖の教を強ゆるものなりしに由れるのみ西曆一千六百十一年（慶長十六年）阿蘭陀の巡洋艦喜望峰の近海に於て我國より「カソリック」教に向て歸航する一艘の葡萄牙船を捕獲したるに其船より長崎に住る葡萄牙人甲比丹モロカ葡萄牙國王に贈る所の密書を得たり元來モロカは「カソリック」教熱心の信者なりしか今其葡萄牙國王に寄せたる書を見るに九州其他の地方に於て「カソリック」教に歸依する者葡萄牙人と力を合せ家康を殺し我國の政府を顛覆せんとするを以て會て約したる如く軍艦及び兵士を送らるべしと記したり書中其主謀の姓名を擧げたる中に在渡の奉行太右保石見守等の名見えて各自法王の稱號を得て逆謀の魁勢を受けんことを約せり日本外交尋て葡萄牙國政府より我國に居留する「カソリック」教の僧徒に贈る書を日本船に得て隠謀の證據を明白なるに至るとの事外交志稿には西書を引て媽港の葡萄牙國政府に送る書を日本船に得たり日本外交起原史には其の後一の日本船に別記又た媽港より葡萄牙國政府に贈れる密書を要奪すべしとあり長崎給券には南蠻の者共より日本を離居る邪

宗明の考案に違はず書状其紛れなきとありて話説同しからざれば最後の一説最も事實最近か
 るべし而してこの第三回の密書を得たるは蓋慶長十七年なり谷村汝山撰其頃我國より渡
 唐の朱印船に花形船と名くる製作の商船あり蘭人洋中にてこの船の荷物を奪取りしかば花
 形船追來て之を平戸の領主に訴へたるに井上先領主は反て其船中より葡萄牙文字の書翰數
 通を拾出せし通事森助右衛門をして盡く其書を譯せしめたり然るに葡萄牙人より我國に居留
 する「カソリック」教人に送る書ありて其中に日本大半耶蘇に歸する者あらば告知らせよと
 かきたる事分明なりければ長崎拾井領主長崎實録領主是等の密書を得て之を長崎の奉行に送り次で江戸
 の政府に出しければ甲比丹モロは糺明の上反逆の罪に決し日本外交起原史花形船の乗組人等と共
 に皆死刑に處せられ彼花形船は平戸の木引田の町の浦にて朽捨たりしと井上先是よりし
 て我國は断然として「カソリック」教拒絶の政略を取り葡西二國の僧徒及び其大商船を送る
 を禁し獨り「カソリック」と稱する小船に乗りて渡海することを許せり長崎拾井是に於て阿蘭陀人
 に平戸港に貿易を開て我國の貿易の利を專占せしかとも葡萄牙人は然ること能はざりしか
 は元和七年六月に至り瑪港に居留する葡萄牙人等我國の貿易を恢復せんと欲して左の書を
 贈りしむるも毫も其効を見ざり外書

存忍二書申上候然は去年以使札御禮申上候處に上様へ御恩の御取成御服など拜領仕外
 聞と申し奉次第に奉存候殊更御手前様より御懇の御書被下候拜見致し皆辱奉存候當年も
 使札進上仕候就夫先年は黒船渡申候得共近年はオランダの「バレン」舟十三艘海中にうか
 め居申候に付て大黒船は不能成小舟にて渡り候何共迷惑仕候間おなしくは「バレン」舟平
 戸に不召置候様に被仰付被下候は「奉可存候オランダ」は「バレン」舟仕候に付て餘國にては
 置不俾候故平戸に居申候又白糸なども近年はあしかい申候様に罷成迷惑仕候右の通被聞
 召分候様に天田中奉仰候恐惶謹言
 一、百六月廿五日
 天川年寄
 然るに更に我國の政府を激怒せしめて益々葡西二國の貿易を困難せしめたるものは西班牙
 の「カソリック」教信に「カソリック」を云へる一派が毫も我國の禁令を顧みずして我國に
 潜入せしむる事なる途に我國の商船の海外に渡海することを阻害するの結果とな
 りしは最可惜なり當時西班牙人は葡萄牙人に阻抑せられて我國に來て貿易を成を得ず
 して唯々長崎に於ての間に日本船の往來するものありて互に貿易を成せしむる盛な

りけるが明使は西國に我國既に「カソリック」教を拒絶せし後我國と呂宋の西班牙人との間に貿易を爲む船頭にして我國に「カソリック」教の信徒を潜入せしめんと謀るもの多く其中我國の「カソリック」教人に「ヨアキム」(長崎實録に堺浦の常陳とあるもの長なる「シ」)と云ふるは西班牙の信徒二人(長崎實録には三人)を船中に潜伏せしめ西暦一千六百二十二年(元和八年)呂宋を發じて我國に來りぬ彼等かこの事をあすや最初は其事を知るものなかりしかども我國の信用を博して商權を專占せんと欲する蘭英二國の商人等は早くもこの事を察知し「ヨアキム」が船を平戸の近海に要撃し船中の貨物を奪ひし後この船よりマニラの信徒我國に來ることを平戸の領主に告げたりければ「ヨアキム」は同伴の信徒及び他の「カソリック」教人と共に平戸の獄に繋かれたりこの事マニラに傳聞しければ西班牙人の或者平戸に渡航して彼等を奪はんことを企て數月の間潜かに時機を待ちけるか一夜彼者遂に衛士の睡眠を窺ひ潜に獄内に入て獄舎の戸を破り囚徒を脱して走りけり衛士驚き醒めて急に之を追捕し盡く彼等を得て再び獄に繋きしかどもこの事忽江戶に聞えければ秀忠益々彼等を惡み長崎奉行長谷川權六に命じ平戸に來て彼の信徒等を始とし船頭水夫に至るまで盡く之を殺せしむ此の如くして我國の葡西二國に於ける交際は漸く困難の極度に達し西暦一千六

百二十四年(慶應元年)に至りて將軍は遂に西班牙人を拒絶して我國を退去せしむるの策を決し葡萄牙人と雖も多少之を檢束するに至りければ日本西この年西班牙より使者到來して聘禮を修めんと請ひしかどもまた遂に許されざりき外蕃日本西教史に云將軍の父(家康)曾て同西班牙王は印度諸國を經略せしか如く我國をも併呑せんと欲する者なり蓋し其手段を察するに我國の「カソリック」教人を己に降服せしめ其機會を窺ひ彼等か背反驍起して同宗の國王を迎へんと欲する時に乘せんとするものなりと將軍(秀忠)深く其言を信じければ今や西班牙人が破獄したることを聞き彼等は必先其港を蠶食し然る後兵を率ひて内地に侵入し我國人と合併して大軍を擧げんと欲したる者となし遂にこの政略を決行しまた我國の商人が呂宋に航することを禁したり然る所以の者は商船の呂宋より歸るや西班牙の「フランシスコ」派の信徒を潜伏せしめて我國に來ると甚だ多かりしによるものなり是に於て疊きに異國渡海朱印狀を受けて呂宋に往來したる商船も遂に廢絶に歸し長崎に居留したる歐洲及び支那朝鮮の人民にして苟も西班牙風の衣服を著せしものは皆一日の間に長崎を退去すしと命せられ若し後々、者は死罪に處せらる而して其禍に逢はざりしものは獨り「カソリック」教を離離し之を助けざるに因て我國に居留することを許されたる英吉利人と阿蘭陀

人とのみ阿蘭陀人は其の十字架の教を奉ずるものと證明せしむるに「カトリック」の教に於て誠心敬禮する所の十字架の偶像を正下に陥みしによりて其傾威を印度に振ひ其勢力の盛なること昔日西班牙葡萄牙の比に非ざりしを雖も我國は毫も之を疑はずして内地には入らしめざりしかども我國に要する貿易の便利の爲めに陸地に近き一嶋に住するを得せしめたりとの一嶋は即平戸嶋を云へるなり是に於て長崎港の貿易は日に衰頽に赴きたるに反して平戸港の貿易は益々盛大に起るべき氣運に向ひたれども寛永十年二月に至り江戸の政府が發したる條目に至りては亦た大に平戸港の貿易を障害したり天寛日記

一 異國へ奉書船の外舟遣候義停止の事

一 奉書船の外に日本へ異國に遣申問敷候若忍候て乗參候者於有之者其者死罪其船并に船

一 注共留置言上可仕事

一 異國へ渡住宅仕有之日本人來候は死罪可申付候但不及是非仕合有之て異國に改逗留

一 五年より内に罷歸候は遠穿鑿日本に留可申に付ては御免并異國へ又可立歸候もして

一 取在罪可申付事

一 伴天連の宗指有之新をば從兩可申遣事

一 伴天連訴人褒美の事上の訴人には銀百枚其より下をば其忠に隨て可被相計の事

一 異國舟申分有之江戸に言上の間番船の事此以前のことく大村へ可申越事

一 伴天連の義宗旨弘候南蠻人惡名の者有之時は如前に大村の籠に可入置事

一 諸色一所へ買取申備停止の事

一 奉公人於長崎異國舟の荷物唐人前より直に買遣候義停止の事

一 異國舟荷物の書立江戸へ注進候て返事無之以前にも如前に商賣可申付事

一 異國舟に積來候白糸直段をたて候て不殘五ヶ所（京大坂堺長崎江戸）割符可仕事

一 糸の外諸色の義糸の直段極候ての上相對次第商賣可仕事

一 附荷物の代銀直段立候ての上爲可廿日切事

一 異國舟戻候事九月廿日切なる事

一 附運來候舟は若候てより可爲五十日切事

一 異國舟賣候の荷物積込置候義も文損候義も停止の事

大日本商業史附録 平戸貿易誌

二五多所の商人長崎へ参者の議七月廿日動たるも其れより遅く参候者には割賦を放し
可申事

二薩摩平戸其外はつれの漢に若候舟も長崎にて直段立候はぬ以前商賣停止の事
右可守此旨者也仍執達如件

一寛永十年二月廿八日

伊賀

一

丹後

一

信濃

一

讃岐

一

大炊

一

曾我 又右衛門殿

一

今村 傳四郎殿

この條目に掲げたる最後の二條は僅に數語に過ぎざれども其平戸港の貿易を障害したるや
實に大なる面して家光はこの條目をまた其目的を達すること能はざるを見て寛永十三年に
至りては全く我國の商船の異國に渡海することを禁し曩きには安南東埔寨迦知安等の諸國

に住して遂に航路を西洋に通じたる平戸港其他の朱印船をして悉く其制を改めと地廻船を
なし管て其船を搭して其職に堪をたる水夫等をして手を空くして長技を試むるの地なから
しむ其然る所以を察するに當時江戸の政府が外國の事情を詳にせずして進取の氣力に乏し
く葡萄牙人の隠謀西班牙人の暴行等に畏怖して自から退守の政略を取りしは我國の貿易を
して遂にこの極に至らしめたる所以なりと云はざるべからずその條目に云

一

一異國へは日本の船運候義堅停止の事

一日本人異國へ不可遣候條忍候て乗渡候者於有之は其身は死罪其船并に船主どもに留置

可申止事

一異國へ渡り住宅住日本人來候は死罪可申付事

一物支持宗旨有之所は徳兩人可被逐穿鑿事

一物支持宗旨有之事件天邊の訴人は其品により或三百枚或二百枚たるも其外は此已

前の如く相討可被申付事

一異國船中發有之江左へ首上の間は番船の事此以前の如く天付へ可申起事